

平成30年第2回東大和市議会定例会会議録第12号

平成30年6月8日（金曜日）

出席議員（20名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
7番	関田貢君	8番	中村庄一郎君
9番	和地仁美君	10番	根岸聡彦君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	16番	佐竹康彦君
17番	荒幡伸一君	18番	中間建二君
19番	東口正美君	20番	木戸岡秀彦君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

欠席議員（なし）

議会事務局職員（4名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	尾崎潔君	主任	高石健太君

出席説明員（28名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	田代雄己君
総務部長	阿部晴彦君	総務部参事	東栄一君
市民部長	村上敏彰君	子育て支援部長	吉沢寿子君
福祉部長	田口茂夫君	福祉部参事	伊野宮崇君
環境部長	松本幹男君	都市建設部長	直井亨君
学校教育部長	田村美砂君	学校教育部参事	佐藤洋士君
社会教育部長	小俣学君	総務管財課長	岩本尚史君
青少年課長	新海隆弘君	福祉推進課長	嶋田淳君
福祉部副参事	原里美君	健康課長	志村明子君
環境課長	宮鍋和志君	都市計画課長	神山尚君

都市建設部 内藤峰雄君
副参事
下水道課長 廣瀬裕君
社会教育課長 佐伯芳幸君

土木課長 寺島由紀夫君
学校教育部 吉岡琢真君
副参事
中央公民館長 尾又恵子君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時29分 開議

○議長（押本 修君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（押本 修君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 木戸岡 秀彦 君

○議長（押本 修君） 昨日に引き続き、20番、木戸岡秀彦議員の一般質問を行います。

○20番（木戸岡秀彦君） 皆さん、おはようございます。

昨日に引き続きまして、再質問をさせていただきたいと思っております。

本日は、第3番目の防犯対策についてでありますけれども、防犯対策の取り組みについてですけれども、市としては青色回転灯パトロールカーによる防犯パトロール、安心・安全メールの提供、防犯カメラの設置運用、生活安全協議会の設置ということの御答弁でありましたけれども、生活安全協議会の内容と参加者について詳細をお聞かせいただきたいと思っております。

○総務部参事（東 栄一君） 東大和市ではですね、生活の安全に関する意識の高揚を図るとともに、犯罪の防止に資するため、市、市民、それから事業者等の責務を明らかにし、市民が安全で安心して暮らすことができるまちづくりを寄与することを目的にですね、21年度末に東大和市生活安全条例を制定いたしましたところでございます。この中で生活安全協議会を設置してございます。市長が委嘱する15人の委員で構成されておりまして、東大和警察署を初め、北多摩西部消防署、市の消防団、防犯協会、市内の小中学校長ですね、それから保育園、PTA、自治会等の代表者の方々、それと市の関係部署、学校教育部と子育て支援部ですかね、その職員等、あとは市議会からも1名出ていただいております。それで構成しておりまして、毎年2回ほどは開催しております。現在は市の防犯協会の会長さんにですね、生活安全協議会の会長にもなっていただきまして、推進をしているところでございます。

中身としては、市民の安全のための指針というのを策定しておりまして、これに基づいて各参加機関がどういうふうに取り組むかについての進捗状況や、その他の意見交換等を行ったところでございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。他の議員からも質問があったと思っておりますけれども、市民からのさまざまな防犯に対しての相談ということですが、それに関しては、まあ詐欺の問い合わせが多いとか、あとまた不審者についての相談があるということで、答弁がありました。しかしながら、不審者情報っていうのは、警察に直接連絡をして、市のほうに入らないというケースがあるため、不審者に関しては安心メールで不審者情報っていうのが流れますけれども、それ以外でもやはり潜在的にある情報がかなり多くあるのではないかなと思います。私も、市ではなくて直接そういう相談も受けたことがありますけれども、やはり情報入ってこないケース、それをどう反映していくかってことは大事じゃないかと思うんですけれども、この防犯パトロールについてですけれども、今、全国各地で行われているホットスポット・パトロールというのが注目をされておりますけれども、このホットスポット・パトロールについては市のほうでは認識はありますでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） ホットスポットと呼ばれる犯罪が起りやすい場所をですね、重点的に回るパトロールの手法であるというふうに認識してございます。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) やはり犯罪が多いと見込まれるところということで、やはり入りやすい、見えにくい駐車場や空き地など犯罪が起きやすい場所を重点的に見守るパトロールって私も聞いております。犯罪者にプレッシャーを与え犯行を諦めさせる、犯罪抑止に大きな効果があるパトロールとして注目をされております。通常防犯パトロールというと、自治会とか町内会でも行っていると思いますけども、やはりある程度のルート回っている。それではなかなかやはり問題意識ができないということで、今ホットスポット・パトロールが各地で進められております。

北区では、警察署でホットスポット・パトロールについての講習会等も実施して、やはり市民の認識が高まっております。また藤沢市でも、自主防犯パトロールが定着をしております。自治会、町内会等でもホットスポット・パトロールが実施をされておりますけども、これに関しては知らないケースがあると思いますので、こういったものをぜひ推奨していただきたいと思いますけども、いかがでしょうか。

○総務部長(阿部晴彦君) ホットスポット・パトロールの取り入れる関係でございますけれども、現在も市内の小中学校、あるいは学童保育所等ですね、中心に市内の全域をカバーするような形でパトロールはしております。ただし、不審者情報などが入った場合、そのような情報に基づいて出没情報があった地域を重点的にルート変更をしてパトロールするということは、現時点でも実施しておりますので、そのホットスポット・パトロールの効果があるということを確認しながらですね、今後も運用は柔軟に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) ぜひ推奨していただきたいと思います。これは警察のほうでもやはり講習会等も開いているそうですので、またそういう集まり等にありましたら、ぜひ市民の意識がまた変わってくると思いますので、お願いしたいと思います。

また、これは埼玉県では防犯に対してかなり強化をしているんですけれども、これはまた別途埼玉のときがわ町公園ですけれども、これイルミネーションを設置することで犯罪の抑止効果が確保されているって、そういうケースがございました。これ1つの例ですけども。

続いて、2番目の公園や危険と思われる箇所に防犯カメラの設置を、これは私も一般質問で再三要望しているわけですけども、やはり市のほうでは財源確保、プライバシーの保護の対応で進まないという状況をお聞きしております。しかしながら、各自治体でも今防犯カメラ、急速に普及をしております。問題はやっぱりプライバシーの保護ということで、これは慎重に進めていますけれども、それをわかった上で防犯カメラの設置がふえております。

全国的に見て勢いよく防犯カメラ、勢いっていうのおかしいですけど、防犯カメラ設置しているところで大阪の箕面市ですけども、これは人口が13万3,000のところですけども、現在防犯カメラが1,650台、全体で。通学路に750台、町なかに600台、全公園に300台、かなりの数がありますけど、これは平成27年と28年に犯罪防止を目指して自治会や防犯カメラの設置の意向調査を行って、多くの防犯カメラの設置の要望が寄せられました。それに対しては費用も補助するというで行ったそうです。かなりの数だと思いますけども、これに関してはかなりの効果が出ておまして、子供の声かけの不審者がもう大幅に激減したと、また自転車、オートバイの盗難も半減したということでもあります。

また、葛飾区でも、本年ですね、全公園32カ所に防犯カメラが設置をされました。台東区でも、この3月末

に区内の18の区立公園に設置をされました。

また、これおもしろい取り組みをしているところが松戸市、松戸市も防犯対策に対してはかなり強化をしております。平成25年度から個人や企業に防犯カメラの設置をしてもらい、映像の保管費用の一部補助、また個人はカメラ補助、限度額で30万円限度で企業は20万円限度で補助があります。これは市民参加型防犯ネットワークを実施しておりますけれども、28年度末、計159台あった市民型参加防犯カメラは1年間で60台ふえて219台になっているそうです。

そういった意味では、犯罪が今報道でもさまざま凶悪な犯罪、これは過剰な報道もあるかもしれませんが、やはり市民の意識はかなり高まっていると思います。実際に大きな犯罪が起きてからでは遅いと思いますので、これは再々言うておりますけれども、そういった部分では公園等にですね、やはり危険箇所に防犯カメラを設置するということは、やはり市民の安心・安全を守るために必要ではないかと思っておりますけれども、市の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○総務部参事（東 栄一君） 今議員がおっしゃったとおりですね、防犯カメラの有効性っていうのは私どものほうも認識はしております。ただ先ほどたまたま生活安全条例とか生活安全協議会の話を書き上げましたけれども、全国的に犯罪認知件数っていうのは大幅に下がっております。ピークが平成14年で285万件ありましたが、28年度末ですね、100万件を切って99万6,000件という状況まで下がっているという見方になってます。

そうした中で、上昇傾向のときに警察だけでは対応できないということで、市民の安心・安全を守るためにですね、地域全体で進めていこうっていう中で生活安全条例ができ、生活安全協議会が設置されましたけれども、そういった全体的な犯罪認知件数については減っている状況の中では、担当としてはですね、これできる限り警察の方々にその辺を担っていただきたいっていう中で、私どもは補完的な業務を中心にやっていきたいというふうに認識はしております。ただ、今議員さんお話があったとおりですね、防犯カメラの有効性については認識はしておりますので、今後ともなるべく、まだはっきり申し上げることはできませんけれども、研究は進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○20番（木戸剛秀彦君） 私も犯罪件数というのは減っているということは認識をしております。しかしながら、当市は通学路には防犯カメラ中心に設置してありますけれども、やはり私がよく聞くのは、公園での不審者の声かけがあるということを聞いておりますので、そういった部分ではやはり何でもかんでも防犯カメラをつけると言っているわけではないので、そういった面では危険箇所にですね、ぜひ設置もお願いをしたいと思っております。

これは、また別件ですけども、防犯カメラで街頭防犯カメラ、スーパー防犯灯っていうのがございます。これに関しては平成15年ですね、治安回復元年と位置づけて、交番に直接つながるシステムとして立ち上げられたものですが、この東京には世田谷区で10基、渋谷区で10基、墨田区で12基、多摩地域では町田市で7基で武蔵村山市では5基ということであります。特に武蔵村山市は、全体ではなくて武蔵村山団地内で、そういった犯罪等もあったということで、実際には武蔵村山団地内で5基設置をしておりますけれども、これに関しては市の認識としてはいかがでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 今のそのスーパー防犯灯のことについては、状況については認識しております。こちらは警視庁が国の補助を受けて設置をしているものというふうに聞き及んでございます。これを要望して設置できるかどうかについては詳細までは確認しておりませんが、ただいつだったか、どこかの県でですね、

これが7基か8基かあったところがあって、その維持管理費用が年間約300万円ぐらいかかっているということで、これを撤去する場合には2,000万ぐらいかかってしまうという話があり、あんまり活用されていないということと、それから電子機器なので5年6年7年、そのぐらいで更新の時期が来るということもあって、そこをどうするのかということについての話があった記事を読んだことがございます。

私ども懸念するのが、最初に警視庁がつけました、警察がつけましたと、その後ですすね、じゃあその後の更新については、維持管理も含めて、その設置場所の自治体で面倒見てくださってというふうに言われるのがちょっと懸念かなあと思いつつですすね、ただこのスーパー防犯灯の中身については、すごくすぐれたものであるというふうには認識してございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） このスーパー防犯灯に対しては、私も参考にお話をさせていただきましたけども、このようなすぐれたものがあるって国の補助が出るということで、万が一そういった分では当市でも使えるのではないかなということでお話をさせていただきました。またちょっと様子を見ていただきたいなと思います。

続いて、民間企業との協定についてですけれども、これに関しては私は以前質問でお話をさせていただきましたけども、昨年防災・防犯自動販売機協会の代表と理事にお会いをしまして、前回お話ししましたふじみ野市の協定によるカメラと自動販売機の設置の取り組みによって不審者がなくなったという事例を紹介をさせていただきました。また、ここにきて1年以上たちますけれども、最近の状況についてお話をお聞きをいたしました。現在各市でやはり報道がかなり過熱しているっていう状況もあると思うんですけども、やはり防犯に対する関心が強くて、特に埼玉県では自販機とカメラの設置の依頼が多いということでした。特に隣の所沢市が希望が多いということで、この夏に全国各地で夏祭りが行われますけれども、夏祭りが始まる前にこれ7月までに公園に防犯カメラを設置されるということをお聞きしました。

また、本年3月、福岡県の小郡市で、NPO法人と協定を結んで、自販機及び防犯カメラが設置をされました。ぜひ当市でも、そういった面では経費の部分っていう、市のほうでお話がありましたけれども、こういった分でもぜひ研究して、前回研究をするということでしたけれども、やはり他市のちょっと事例をですすね、直接見ていただいて、万が一、万が一ではないですすね、市として必要ならば、そういったこともぜひ考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 済みません、前回のですね、質疑、質問と同じような答弁になってしまうと思いますが、今おっしゃったとおりですすね、費用のほうについては、その協会さんのほうが負担してくれて、市のほうの費用がないということではありますけれども、映像に関しましては自治体が管理するという趣旨でやるというふうに聞いてございます。警視庁さんもですすね、その以前警視庁さんが設置した防犯カメラにつきましても、映像管理についてはしないと。自主防犯組織等に任せてやるというようなことで、なかなかその映像管理についてのプライバシー問題も含めてかかわらないということもあって、私どもとしても、そこについてはやはり慎重にしたいので、繰り返しになってしまいますけど、引き続き研究させていただきたいと思えます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 研究ということですけども、ぜひ他市の事例を直接聞いて、どういう状況で今進んでいるのか、特に改善できるものがあれば改善して進められればお願いをしたいと思います。

続いて、3番目の個人でカメラを設置することで防犯力が向上するけども、市の認識ということですけども、

一応防犯力が向上するという認識でありましたけども、その補助に関してはできないというんですけども、これはほかでもそういった補助とかはしているところはありますでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 東京都内でだけなんですけど、国とそれから東京都の補助制度はないということで、してないというふうに認識してございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 当然予算の関係ですからなかなか難しいと思いますけども、やはり危険箇所があるので個人でもつけたいという、他の議員での質問にもありましたけども、そういった要望等もあるということでお聞きをしております。今後検討の一つの課題にさせていただきたいなと思いますけれども、またそれはできないとしても、個人で防犯カメラを設置した場合に、抑止力となる看板やステッカーというものは設置できないかと思っておりますけども、これに関してはいかがでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 防犯カメラを個人で設置した場合に、そのステッカーとか看板とかですね、つけるということについての市の考えということでございます。一番費用的には少ない部分ではあるとは思いますが、ここは済みませんが、各市の実施状況などをちょっと確認させていただきながらですね、その情報収集に努めて検討していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） これに関しては市内でも看板とか防犯カメラ作動中だとか、そういった部分での看板等がございますので、ぜひシール等も含めて、きっと他の自治体でもやっているケースもあるかもしれませんので、実際に費用がかからない部分での抑止力、またそれをつけることによって、やはりこの地域の方の安心・安全が守られるということもありますので、ぜひこれに関しても確認をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上で防犯対策については終了いたしまして、続きまして、空き家対策についてお伺いをしたいと思います。

空き家がふえていると思われる実態調査の実施についてですけれども、市の認識では、やはり調査は必要性は感じているということですが、現在空き家の実態調査というのは多くの自治体で実施をされております。多摩地区においては、2市以外は実施をしている今状況で、ふえてきております。また、利活用でも、これはもう2年前になりますけども、平成27年度1月時点で、東京12区町村で利活用についても実施をしております。現状は当然ふえていると思っておりますけども、また高齢者や低所得者、子育て世帯に向けた住宅セーフティネット制度ですね、これも活用できるようにすべきだと思いますけれども、これに関しては実態把握ということが課題ということですが、このますますふえてきている状況の中で実態調査を進めるべきではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 市長からも答弁していただきましたように、実態調査の必要性っていうのは十分認識をしているところでございます。通常各市がやっている実態調査は約800万ぐらいの委託料がかかるということで、いろんなコスト削減のための方策っていうのを考えておりました。全く関係なく全戸配布するような業務があったら、そこに相乗りして見てもらうような形でのことを考えてございまして、去年もちょっと調整をしたんですが、委託の内容とあと時期的な問題でうまくいかなかったということで、また今後もですね、そういった全戸配布がある業務ありますので、そこ調整しながら、できるだけ早くこの調査については進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) 今回、先月ですか、今月ですか、国民健康保険についてのチラシを全戸配布をしたと思いますけども、そういったケースもあると思いますので、続いて、武蔵村山のシルバーの件に関しては、全体ではないということなので、これとともにお話をさせていただきたいと思いますが、そういったケースがありますので、ぜひですね、当然全て費用がかかることだと思いますけども、やはり実際に2033年には全国また多摩地域の想定においても3軒に1軒は空き家になるというのが想定されているという、これ本当に危険な状態だという。当市でも、日本一子育てしやすいまちということで定住化促進ということを掲げております。そういった意味では、空き家を利用したさまざま活用ができる。それに関してはやはり調査をしなければ進まないと思いますので、ただ単に空き家の実態調査をすることによって、定住化促進にもつながるし、子育て日本一にもつながるし、全て連動してくると思いますので、ぜひ進めていただきたいと思いますので、よろしくお話をしたいと思います。

続きまして、条例の制定についてですけども、現状の認識を再度お聞かせいただきたいと思います。

○総務部参事(東 栄一君) 現状の認識ということでございますけれども、現在は空家等対策の推進に関する特別措置法というのが制定されて、これに基づいて今適正管理に努めているということでございますので、条例の制定につきましては、今後の空き家対策、こういったものを総合的に勘案しながら研究していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) うちとしてはまだ実態調査は行っておりませんので、そういった意味では、それとともにですね、これも27年の1月現在ではまだ条例の制定は東京都で12区町村が実施をしていると。でも実際にこれ2年、もう3年近くなりますから、それ以降もふえているんじゃないかと思いますが、何度もお話をしますが、防犯カメラも全て含めてですけども、やはりそういう形で実施しているところの状況を確認をしていただいて、参考にぜひしていただきたいと思いますので、よろしくお話をしたいと思います。これで空き家については終了したいと思います。

最後に、ひきこもり支援についてお尋ねをしたいと思います。

ひきこもりはですね、実際にはふえ高齢化しているということで壇上でもお話をしましたが、今各自治体において相談窓口を設置する動きが出ております。江東区では、ひきこもり、不登校、人間関係など悩みに対応するため、昨年度から総合相談窓口を開設いたしました。埼玉県、これは県全体ですけども、越谷市に県ひきこもり相談サポートセンター、昨年11月に開設いたしました。家にひきこもって苦しんでいる方や、その家族を支援するための相談窓口であります。

また、この4月、最近ですけども、新潟の柏崎市、これは5月30日の新潟日報でですね、一面で紹介をされました。この4月にひきこもり支援センター(アマ・テラス)というものを開設いたしました。これに関しましては、私も興味がありまして、センター長に直接話をお聞きをいたしました。なぜこのひきこもりに対しては開設できたかといいますと、やはり包括支援センターとかさまざまところでひきこもりについての情報が少しずつ寄せられてきていたそうです。しかしながら、ただ寄せられてきているということで、そのままとまってほとんど引き継ぎはされていなかったと、しかしながら、これを積み重ねていく上で、これひきこもりは結構いるんじゃないかということで、意識が変わってきて、そういった部分での支援センターにつながったということになります。市内では200名から250名の方がひきこもりを想定されているということでした。

これ5月の末現在で14名の方が登録をされて、たまたま私がお話をしたときに、ちょうどチラシを作成して、

ちょうどできたところだと、市長に決裁をちょうど受けたとこということで、これからさまざまところに配布をするということでチラシもいただきました。そういった意味では、もうひきこもりっていうものを全面的に出してやることによって、本当に困っている方がそういったひきこもりの相談に来ていただけるということで、そういったことをお聞きしました。

やはりひきこもりに関しては把握が難しいのが現状ですけれども、やはり手を差し伸べるということが必要ではないかと思います。市として、さまざまな形で取り組みは東京都のひきこもりのセンターの情報に基づいて相談をしているということですが、市としてお聞きしますけれども、これひきこもりに関して市の認識を再度お聞きしたいと思います。

○福祉部長（田口茂夫君） 国におきましても、もう既に2回ほど全国的な調査を実施されているというふう聞いております。1回目から2回目に関しましては、約15万人ほど減っているというふうなお話もございすけれども、やはり高齢化ですとか長期化というところが大きな課題になっているということでございます。市内の状況ということにつきましては、具体的な調査等を行っている状況ではございませんので、なかなかどのくらいいるということのお答えは難しいところではございます。しかしながら、ひきこもりかどうかということは難しいんですけども、高齢者の単身世帯などふえている状況であるということは認識しているところでございます。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。このひきこもりの把握というのは本当に難しいと思います。それはひきこもり相談支援センターとかさまざま取り組んでいるところにも私も直接お話をさせていただきましたけれども、なかなかひきこもりといっても、やはりどうしても隠したがるというか、なかなかそういった情報が流れてこないということで苦労しているみたいですけども、しかしながら、やっぱり訪問してさまざま動いていく中で、そういった人が発見されているっていうのは実情ですので、これに関しては非常に難しいことだと思いますけれども、進めていただきたいと思います。

これは最後になりますけれども、続いてセミナーの実施についてということですが、以前蔵敷公民館で実施したひきこもりに関しての市民講座でありますけれども、これに関して詳細とまた具体的な参加人数を再度お聞かせいただきたいと思います。

○社会教育部長（小俣 学君） 公民館におけますひきこもりをテーマとした講座についてでございますが、これまでひきこもりという言葉で実施した講座っていうのは実際にはございませんでした。関係すると思われる講座を蔵敷公民館のほうで行っておりますので、その内容についてお答えをしたいと思います。

平成25年度でございましたが、タイトルが「自分らしく生きる」を支える」という講演会をしまして、11人の方の参加がございました。翌年平成26年度には「不登校を支える」という講座を3日間行いまして、延べ40人が参加をいたしました。平成27年度には「生きづらさ」を抱えた子ども・若者に寄り添うために」という講座を2日間行いまして、延べ15人参加いただきました。そして平成28年度には「やる気を引き出す思春期コミュニケーション」という講座を2日間行いまして、延べ14人が参加をしたということでございます。これらの講座につきましては、不登校やひきこもりという課題を当事者や家族だけで考えるのではなく、地域で考えることができないかというふうにかえまして開催をしたものでございます。

しかし、参加者は余り多くなくですね、不登校やひきこもりの実態を把握したり、課題に対処する活動を行うまでには至らなかったという状況でございます。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) ありがとうございます。参加者が少なかったということですが、やはりその参加者をふやすっていうのはなかなか難しいことだと思いますけども、これに関しては特にひきこもりという文面が出てこないわけですが、逆にこれ柏崎のセンター長にも聞いたんですけども、やはり濁した形ではなくて、やはり直接もうひきこもりという形で銘打って、さまざまな形で取り組みをすることによって、本当にひきこもりで困っている人が相談に来たりとかっていうのがあったそうです。そういった意味では、今回これ2回3回4回やったわけですが、これに関してもう終わりではなくして、やはり少なかったからといって実施をやめるのではなくして、やはり継続してそういった人を引き上げるっていうことが大事ではないかなと思います。これに関しては、またぜひ今後実施を検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○社会教育部長(小俣 学君) 講座の再開についてでございますけども、公民館としましては、さまざまな講座の要望に応じていくためにですね、同一のテーマで継続していくというのはなかなか難しい状況ではございます。4年間にわたって内容も試みも変えて実施をしてきておりましたけれども、参加者が少なかったということもありまして、今のところは同様の講座を行うことは予定をしてはございません。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) やはり今高齢化がかなり進んできて、これからさまざまな形で社会問題化になりつつあるひきこもりです。ひきこもりに関しては、本当に年齢的にも幅があって、どこまでひきこもりってなかなか難しいのがありますけれども、これに対してやはり救いの手を差し伸べる方法がなくなってしまうと、なかなかそのまま年数がたっていくって、大変なことになっていくことになっていくと思います。そういった意味では、ぜひこのひきこもりに関しては、私も全国ひきこもりの家族の連絡会の事務局にも行ってお話を聞いたとか、セミナーに行きましたけども、やはり本当に苦しんでいる人がおります。市内でどれだけ苦しんで今悩んでいる人がいるかわかりませんが、そういった人をやはり支えるためにも、そういった今後取り組みをここで断絶するのではなくして、やはり研究をしていただきたいと思います。そういった意味では、今後市で何か行う具体的な取り組みを考えているのか、また東京都、また立川の保健所等もありますけども、それを利用して考えていることがないのかお聞きしたいと思います。

○健康課長(志村明子君) 現在、市では特にひきこもりに関して啓発等といったような、ひきこもりという言葉を前面に出した事業のほうは行ってございません。東京都の立川保健所についてでございますけれども、確認いたしましたところ、相談については随時対応しているということでございます。相談の中身によって当事者のグループや、また家族会へのお誘いをしたり、参加状況によってはまたステップアップしたような形での若者ステーションなどのようなところに行かれる方、また就労支援を活用する方などもいらっしゃるということをお伺いしてございます。

困っている方を救うという意味でのひきこもりをテーマとした啓発のための講演会につきましては、保健所のほうでは、これまで実施しておらず、また管内の市町村などからの要望につきましては、保健所のほうではひきこもりに対する専門的な職員がいないことから、まだそういった要望に応えるのは今の段階では難しいというところを確認いたしております。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) なかなか難しいという状況ですが、ひきこもりに関しては全国各地でさまざま

なセミナー等も行っております。そういった部分では、ぜひ担当部署として、そういったひきこもりに関しての講習会、セミナー等も年間通じて行っておりますので、ぜひ参考にしていただいて、じゃあ市としては何ができるのか、どういう広報ができるのか、やはり市報にもそういった部分でも載せることもやはり大事ではないかと思っております。実際にそういった1人でも落伍者っていうことはおかしいですけども、出さないっていう取り組みが必要だと思っておりますので、ぜひ参考にして取り組んでいただきたいと思います。

さまざま今回質問させていただきましたけれども、ぜひ進展することを期待して、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で木戸岡秀彦議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 中 間 建 二 君

○議長（押本 修君） 次に、18番、中間建二議員を指名いたします。

[18番 中間建二君 登壇]

○18番（中間建二君） おはようございます。公明党の中間建二でございます。通告に従い、平成30年第2回定例会における一般質問を行います。

初めに、スフィア基準による避難所の整備と対応について伺います。

大規模災害時に市民の命を守るための防災・減災対策につきましては、当市においても、最優先課題として捉え、鋭意努力を重ねておられることに心から敬意を表します。東日本大震災から7年、熊本地震から2年が過ぎ、記憶の風化とあらがいがながら、しかし首都直下型地震、多摩直下型地震は必ず起こるとの前提に立った対策を進めていかなければなりません。

国際的な避難所の基準でありますスフィア基準につきましては、本年5月のNHKニュースで取り上げられたことによりまして、その認知度が急激に上がったものと思います。東日本大震災、熊本地震等におきまして、避難所支援を続けてこられた登山家の野口健氏が、日本の避難所はソマリアの難民キャンプ以下、国際的なスフィア基準を満たしていないという海外の支援者からの言葉を聞いたことがスフィア基準の考え方を広める活動に取り組むきっかけになったそうであります。国際赤十字などが約20年前に作成したスフィア基準は、アフリカ・ルワンダの難民キャンプで多くの方が亡くなったことを受けて作成されたもので、紛争や災害における避難所の環境について、命を守るための最低限の基準を定めたものであります。

例えば、居住空間については1人当たりのスペースは最低3.5平方メートルを確保すること。トイレは20人に1つの割合で設置をする、トイレの男女比は1対3とするなど、具体的な基準が明記をされております。このような避難所での命を守るための国際基準について、当市においてはどのように受けとめ、取り入れていくのかという観点から、以下の点について質問いたします。

①として、国際的な避難所基準であるスフィア基準について、どのような認識を持っているのか。

②として、当市でスフィア基準を取り入れていく場合に、現状の避難所の状況を踏まえ、どのような課題があるか。

③として、スフィア基準に近づけていくためには、行政の努力のみならず、各家庭において避難所での生活を避けるための自助の取り組みが重要と考えますが、どのような認識を持っているのか。

④として、災害対策基本法に基づく地区防災計画の策定について、どのような取り組みを行っていくのかお尋ねいたします。

次に、ドライブレコーダーによる防犯対策の強化について伺います。

全国的に子供たちが被害者となる痛ましい事件が相次ぐ中、当市では、青色回転灯パトロールカーによる下校時の見守り活動や安全・安心メールによる不審者等の情報提供、さらには通学路への防犯カメラの設置など、私ども公明党市議団からの具体的な提案・要望等を踏まえ、さまざまな取り組みを行っていただいております。そのような中で、各自治体においては、市役所等が所有する公用車にドライブレコーダーを設置することで、犯罪等の監視機能を強化する取り組みが進んでおります。一般家庭においてもドライブレコーダーの普及も急速に進んでおり、犯罪の抑止や交通事故の未然防止にも役立っている事例もふえていることを踏まえ、以下の点について質問いたします。

①として、公用車にドライブレコーダーを搭載することによって、運転マナーの向上、交通事故防止の効果が期待されることに加え、防犯対策にも寄与すると考えますけれども、どのような認識を持っているのか。

②として、他市での事例や効果等について情報収集を行っているか。

③として、全ての公用車へのドライブレコーダーの搭載について、早急に進めていくべきと考えますが、どのような認識を持っているかお尋ねいたします。

次に、高齢者のセルフネグレクト対策について伺います。

セルフネグレクトとは、みずからの判断能力等の低下によって生活の維持に必要な行為を放棄することで、生命、健康、安全が損なわれる状態に陥ることを指すと言われております。内閣府が2011年に行った調査によれば、セルフネグレクトの状態にある高齢者は全国で最大1万2,000人と推計されるものの、専門家の間では潜在的にはさらに多くの高齢者が該当するのではないかとと言われております。そもそもセルフネグレクトに陥る方々の特徴として、周囲から孤立してしまっているケースが非常に多く、民生委員や保健師等の専門職員や家族、近隣住民が状況を把握し切れていないとの指摘もあります。当市としても、このような方々の状況を適切に把握し、必要な支援につなげていくとの観点から、以下の点について質問いたします。

①として、認知症や心の病等によって判断能力が低下した高齢者のセルフネグレクトについて、当市での実情はどのようなものか。

②として、現状ではどのような対応を行っているのか。

③として、高齢化の進展によって認知症を発症する方が増加することが予想されておりますけれども、成年後見制度、地域福祉権利擁護事業等の利用の促進について、どのように取り組んでいかれるのかお尋ねいたします。

最後に、学校教育におけるいじめ根絶の取り組みについて伺います。

真如教育長のリーダーシップのもとで、当市の学校現場におきましては、いじめを絶対に許さないとの強い決意でいじめ根絶に向けての取り組みが行われていることと存じます。そのことは教育委員会が毎年度示しております基本方針や毎年開催されているいじめ防止のためのシンポジウムでの取り組みから、私ども議員としても実感をしているところであります。教育委員会におきましては、いじめ根絶に向けて強い決意でこれまでも取り組んでこられていることを踏まえ、またいじめによって悲しい思いをする児童・生徒をこれから絶対に1人も出さないとの強い決意を確認をし、さらに対応を強化していくとの観点から、以下の点について質問いたします。

①として、現在いじめ根絶に向けてどのような取り組みが行われているのか。

②として、子供をいじめから守るために、より相談を受けやすい体制整備として、LINEを活用すること

を検討できないか。

③として、いじめを根絶するための条例制定について、どのような検討を行っているのかお尋ねいたします。

この場での質問は以上とし、再質問につきましては、答弁を踏まえて自席にて行わせていただきます。よろしくお願ひいたします。

[18番 中間建二君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、スフィア基準に対する認識についてであります。スフィア基準とは、災害や紛争などの被災者に対する人道支援活動を行う際に、現場で守るべき最低基準の通称で、国際社会における人道対応の事実上の基準となっております。平成28年4月に内閣府が策定しました避難所運営ガイドラインでは、スフィア基準について、今後の我が国の避難所の質の向上を考えると、参考にすべき国際基準となりますと記述されております。市としましても、同様の認識であります。

次に、スフィア基準を取り入れていく場合の課題についてであります。例えば1人当たりの居住空間につきましては、スフィア基準では3.5平方メートル、現状の地域防災計画では1.65平方メートルを確保することになっております。スフィア基準を取り入れた場合、避難所が大幅に不足することとなり、地域防災計画全体の見直しが必要になるなど、課題があると認識しております。

次に、各家庭における自助の取り組みに対する認識についてであります。災害による被害をできる限り少なくするためには、自助、共助、公助の連携による地域防災力の向上が不可欠であります。このうち自助が基本であり、各家庭における自助の取り組みは大変重要であると認識しております。

次に、地区防災計画の策定に係る取り組みについてであります。地区防災計画は、災害対策基本法に基づき、市内の一定の地区の居住者及び事業者が協働して行う当該地区における自発的な防災活動に関する計画であります。自発的に計画を策定する意向のある団体等があれば、市としては支援してまいりたいと考えております。

次に、庁用車へのドライブレコーダーの搭載に対する認識についてであります。ドライブレコーダーを庁用車に搭載することで、安全運転への意識づけや事故時の検証記録の保存という効果が期待できるものと認識しております。また防犯対策への寄与という観点では、プライバシーの保護を尊重した上で、警察署等の捜査機関への協力も可能であると考えております。

次に、他市の事例や効果等の情報収集についてであります。平成28年度の調査では、多摩26市中18市が庁用車にドライブレコーダーを導入、または導入の検討をしておりました。その後も庁用車の買いかえ等に合わせてドライブレコーダーを整備する自治体がふえてきているものと認識しております。

また、効果につきましては、導入市でも検証をしている状況であると聞いております。

次に、全ての庁用車へのドライブレコーダーの搭載についてであります。平成29年度に庁用車の買いかえに際して、先行してドライブレコーダーを1台搭載いたしました。平成30年度も庁用車の買いかえに合わせて、ドライブレコーダーの搭載を予定しております。今後ドライブレコーダーの搭載効果を検証しながら、計画的な整備を検討してまいります。

次に、高齢者のセルフネグレクトの実情についてであります。セルフネグレクトとは、自己放任と訳され、認知症等の発症や配偶者の死別などの大きなストレスにより、気力を失い、みずからの生活上の行為を放置し

ている状態を言うものであります。市においては、高齢者のセルフネグレクトの実情に関する調査は行っていないことから、その実数は把握しておりません。

次に、セルフネグレクトの方への対応についてであります。セルフネグレクトの方につきましては、高齢者の総合相談窓口の機能を有する3カ所のほっと支援センターが中心となって対応しております。セルフネグレクトの方はみずから福祉的支援を求める意思表示をしないことがほとんどであるため、対象者に積極的なアプローチを行うことが必要となります。このため市民へのアウトリーチを担う見守りボックスや民生委員との連携を進め、早期に対象者を把握し、支援につなげるよう努力しております。

また、セルフネグレクトの発症原因の主要なものには認知症が挙げられておりますので、平成30年度から発足した認知症初期集中支援チームの活用も有効な対応であると認識しております。

次に、成年後見制度及び地域福祉権利擁護事業等の利用の促進への取り組みについてであります。市では東大和市社会福祉協議会を成年後見制度の推進機関と位置づけ、成年後見や権利擁護に関する相談受け付けを初め、制度の普及啓発、利用促進に向けた講演会や研修会などの事業を委託により実施しております。今後も引き続き社会福祉協議会と連携を図りながら、成年後見制度等の普及啓発及び利用の促進などに努めてまいりたいと考えております。

次に、学校教育におけるいじめの根絶の取り組みについてであります。いじめはどの子供にも起こり得るという認識のもと、学校、教育委員会、関係機関が連携し、いじめの未然防止とともに、早期発見、早期対応に向けた取り組みを推進しているところであります。今後子供をいじめから守るためのSNSを活用した相談体制の整備につきましては、東京都などにおける先行事例を踏まえ、相談体制のあり方についての研究が必要であると考えております。

いじめ防止等に係る条例制定につきましては、国や東京都の動向を踏まえつつ、研究を進めているところであります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○教育長（真如昌美君） 学校教育におけるいじめ根絶の取り組みについてであります。全ての学校がいじめ防止の基本方針を策定するとともに、いじめの未然防止及び早期発見、早期対応ができる体制を整備しております。教育委員会におきましては、児童・生徒を対象とする定期的ないじめに関するアンケートの実施やいじめ防止のためのシンポジウム、啓発ポスターの掲示などに取り組んでまいりました。また生活指導主任会や健全育成会議を通して、いじめ防止に係る研修を行っております。

SNSを活用した相談体制については、SNSが若者層に多く活用されている現状から、問題の深刻化を防止する上で有効な手段となる可能性があるかと認識しております。今後は東京都などによる実施事業の成果や課題等を注視しつつ、本市として体制整備についての研究が必要であると考えております。

いじめ防止に係る条例制定につきましては、いじめ防止を推進する方策の一つであると認識しております。引き続き国や都の法令等を踏まえながら研究を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 市長、教育長のほうから御答弁をいただきました。ありがとうございます。

両者の御答弁を踏まえて、再質問をさせていただきます。

まず、1点目のスフィア基準についての認識でございますけれども、市長の御答弁では、今後我が国の避難

所の質の向上を考えると参考にするべき国際基準となるという、国の考え方に基づいて、東大和市でも参考にしていくという御答弁でございました。そうするとこのスフィア基準について、東大和市の避難所のあり方、質の向上を図っていく上でも何らかの形で取り入れていきたいということを御答弁いただいたという認識でよろしいか、確認させていただきたいと思います。

○総務部参事（東 栄一君） このスフィア基準の取り組みですね、これにつきましては、ちょうどこの30年度から東京都が地域防災計画の震災編の修正に着手するというふうに聞いてございます。来年度の早期には完了するというのですが、熊本地震の教訓ですとか、行政の視点による考え方も生かす方向だというふうに聞いてございます。この中で東京都がそのスフィア基準をどこまで意識するのか、ちょっとそのあたりも状況も確認しながらですね、取り組む姿勢としては、項目が多岐にわたっておりますので、どこまで反映できるかは現段階では申し上げることはできませんけれども、反映できるものはなるべく取り入れることができるようですね、努力はしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） そうしますと、東京都の地域防災計画の見直しの内容等にも当然よってくるわけですが、東大和市も、次期のこの地域防災計画の改定、見直しの中で、東京都の改定状況等を踏まえつつ、できる限りこのスフィア基準の考え方を取り入れていこうという姿勢を持っていらっしゃるということをもう一度明確にさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 今議員がお話ししていただいたとおりでございまして、基本的には今の基準が適切とは全然考えてございませんので、こうした機会にですね、やれることがあれば改定を進めたいというふうに考えてございますけど、ただ先ほど課題のところでは話があったとおり、かなり大幅な変更等も予想されますので、その辺はちょっと東京都の状況なんかを見ながらですね、進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 明確に東大和市でもそのような姿勢を持って今後の改定に取り組んでいかれるということを確認させていただきましたので、さまざま当然課題がたくさんあるかと思いますが、そういう課題も精査しながら取り組んでいかれることになろうかと思います。

少し各論というか具体的なことを伺いたいですけれども、次のところで現状の避難所の状況を踏まえて、どのような課題があるかということでお尋ねをいたしました。避難所の確保すべき空間等の数値については、私も申し上げましたし、市長のほうからも御答弁いただきましたけれども、例えば今東大和市では、地域防災計画において、小中学校の15校、また市民センター等、合計29施設で最大2万4,718人が受け入れ可能と、このように計画上はなっておりますけれども、この計画上のこの数字についてはどのような計算、根拠に基づいて算出がされているのか、確認させていただきたいと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 地域防災計画における各避難所の収容可能面積及び人数ということで、避難所の有効面積という書き方になっております。こちらについては、その対象となる施設の延べ床面積を1人当たりの活用する面積で除して、その収容人員を確認したものでございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） そうしますと、例えば各学校においては学校の運営上必要な執務の、例えばスペースがあるとか、各学校の教室には机等が相当あるとか、さまざまなその空間だけではなく、その備品等もたくさ

んあるわけでございまして、他の市民センター等の施設も同様かと思えますけれども、これらのその状況等も、この空間の確保ということではきちんと認識をした上で反映がされているのか、その点についてはいかがでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 空間の確保について、今さまざまなものについての把握はしてございません。あくまでも面積を把握した中ですので、この収容人数を割り出しているというところでございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） そうすると、あくまでも単純計算での数字ということになりますと、この数字に基づいて2万4,718人が受け入れ可能、私も数字をちょっと計算してみました。計算してみると、あくまでもこの地域防災計画に出ている床面積を1.65で割った数字として出てるということになります。なおかつ現状での状況等については反映がされてないとなると、この数字に基づいてさらにスフィア基準でいう、1人3.5平方メートルという形で計算をすると、受け入れ人数が1万1,652人という数字になりました。現状の計画の半分以下の数字になります。さらに自治体の状況等に即した形になっていくと、さらにこの受け入れ可能な数値が縮小されていくということも考えますと、非常に現実的にこのスフィア基準を取り入れた避難所の運営、整備というのは大変に困難だということが容易にも想像ができるわけですが、これらの状況、認識についてはどのように考えを持っていらっしゃるのか、再度伺いたいと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 今おっしゃるとおりで、現状スフィア基準を導入していくということにつきまして、大変課題が大きいというふうには認識しているところでございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） また、トイレの数も20人に1つが望ましいというのがスフィア基準ということになりますと、各学校でそれぞれ市のほうで予算を計上し、御努力いただいたマンホールトイレ等の設置もようやく完成いたしましたけれども、スフィア基準ということに合わせていくと全然足りないということになると、この避難所の空間確保以外にもたくさん課題が当然あることになろうかと思えます。このあたりの具体的な、じゃあどう計画を練り上げていくのか、そのスフィア基準に近づけていく努力が東京都もまた我が東大和市もできるのかということは、時間をかけた検討が必要になるかと思えますけれども、その中で今東大和市として取り組んでいける、または取り組んでいくべき課題として、自助での取り組みが重要ではないかということで、再度伺わせていただいたところでございます。

現状の避難所をスフィア基準に近づけていくためには、先ほど申し上げた避難所のあり方を抜本的に見直すことは当然必要になりますけれども、また市民の皆様にもできるだけ避難所での生活を避けられるような準備をしていただくための自助の取り組みが重要になってくると思いますけれども、この点の御認識について再度伺いたいと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 災害の基本は自助と共助と公助ということで、そのうち自助が最も大事なものだというふうに認識してございます。自助に限ってですね、私どもとしては被害を最小限にとどめるために、繰り返し言われているような非常持ち出し品とか備蓄物資の用意とか、家庭内の役割分担とか、そういったことについて実行していただけるようにですね、やっていただくことが大事だというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押本 修君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時41分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○18番（中間建二君） それでは、引き続きお尋ねいたしますけれども、自助の取り組みを各御家庭において努力していただくことで、避難所での生活を避けていただく、また避けられる、そういう環境を整備することがスフィア基準を満たしていく、避難所での生活を余儀なくされる方をできるだけ少なくしていく、こういう努力が必要ではないかということで、自助の取り組みについてお尋ねしたわけですが、現状で今東大和市は、市民の皆様は、この避難所での生活を避けるためにどういう取り組みをやってもらいたいということで推奨し訴えていらっしゃるか、この点についてはいかがでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 市として訴えていくことにつきましては、各地域とも同じようなことだと思えますけれども、平常時からの備えとして各家庭3日分の食料の備蓄をお願いするところがございますし、あと水につきましても1日3リットルとか、あと食料については3食で3日分、できれば1週間分というようなことをお願いしたいというふうに考えてございます。それ以外にも薬品とか携帯ラジオなどですね、非常持ち出し品なんかも常備してほしいというようなことでのお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） その取り組みを各家庭にお願いするのに、具体的にどのような形で呼びかけをしていらっしゃるのか、情報提供していらっしゃるのか、この点についてはいかがでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 今のですね、平常時からの備えにつきましては、防災マップ等に記載されてございます。私どものほうで、いろんな例えば自治会等の自主的な訓練とか、講話であるとか、そういうときにそういうものをお持ちをお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 前回の定例会のときに、同僚の東口議員のほうからも同様の質問があったかと思えますけれども、この3日分の食料とか、また1日2リットルのお水とか、こういうことをこの言葉では私たちも聞き理解をするんですけども、なかなかこう、じゃあそれぞれの我が家に当てはめたときに、どこまでその対応ができるのか、またどれだけそろえていかなきゃいけないのかっていうのが、なかなかこの伝わり切れないんじゃないかなということを実感をするところでありますけれども、例えば東京都のホームページ等を見ますと、具体的な備蓄、各4人1家族としてモデルを示した中で、今御答弁いただきましたようなお水の備蓄、食料等の備蓄等の具体的な事例も含めながら、例えばこれまでの震災の経験からカセットコンロも各家庭では1つ備えてほしいとか、それから懐中電灯は2基備えてほしいとか、また食料品についても具体的に無洗米が5キロ、缶詰が6缶、レトルトが9パック、野菜ジュースが9本、ジュース等の飲料が6本、チーズかまぼこ等各1パック等々ですね、具体的なこの個別に列挙をしていく中で、これだけ例えば3日間生き延びていくためには具体的に必要ですと、生理用品等についてもティッシュペーパーが1パック5個、トイレットペーパーは1パック12ロール等々ですね、望ましい数値として具体的にこう列挙をされている中で、こういうところまでこの市として、各家庭が本来はまさに自助ですから、みずからの家庭において必要なものを判断していただくっていうことは当然なんですけれども、市としても、こういうものを目に見える形で各家庭が備えておくべき、望ましい備蓄のあり方というのを訴えていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

市のほうも今、総合防災訓練ですとか防災フェスタ、また避難所体験訓練、また自治会単位の防災訓練等と

さまざまな防災訓練が、メニューがもう既にたくさん実行されておりますので、そういう中でやはりこの自助の取り組みとして備蓄をしていただく、備えていただく。または避難所生活を避けるために各家庭において備えておく望ましい備品の状況等について、目に見える形で示していくってということも一つの方法じゃないかと思えますけれども、この点についての御認識はいかがでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 望ましい備蓄品の状況を具体的にイメージできればいいというお話については、おっしゃるとおりだと思います。私どものほうでも、なるべくどの程度の備えが必要になるのかについて、全体の必要品みたいなものを並べて、例えば画像にしてホームページで紹介したりとか、今お話になった訓練とかイベントのところでですね、展示してみたりとか、そういうことをすることによって具体的にイメージができるのかなというふうにも思えますので、御提案を参考にさせていただきながら、取り組みについて考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） ありがとうございます。スフィア基準を満たしていくためには、自助の努力がどうしてもこれは必要になってくるかと思っておりますので、そのようなことも踏まえつつ、自助の取り組みをさらに推進をしていただきたいと思います。

東京都の防災に関するホームページ等を見ておりましたら、先ほど申し上げたような情報等の掲載とともに、11月19日が備蓄の日ということで、11月は1年に1度、19日は一、九は備蓄と読むということで、この11月19日に各家庭の備蓄の状況、自助の取り組みの状況を振り返っていただく、このようなことを呼びかけをしているそうでございます。このことを同僚議員含めて「みんな知ってますか」と言うと、誰も知りませんでした。なかなかこれ周知されてないんだなっていうことを改めて実感したところでございます。このような取り組みもやはり各家庭が振り返っていただく、また備蓄、備えていただく。繰り返しになりますけれども、首都直下地震、多摩直下型地震はやはり必ず起こるっていうことを認識しなければ、各家庭の取り組みも自治体の取り組みもやはり進まないと思っておりますので、この点についての取り組みもぜひお願いをしたいと思います。

この項目の最後ですけども、災害対策基本法に基づく地区防災計画の策定でありますので、これもですね、私がこのスフィア基準を避難所のあり方を考えていく上では、各地域住民が主体的に取り組むこの地区防災計画の策定というのは大きな効果があるんじゃないかと思っております。地域住民が主体となって地域の課題を認識をし、地域の実情に合わせた地区防災計画の策定に取り組むことが地域の防災・減災力の強化につながるとともに、避難所のあり方を見直すきっかけにもなるのではないかと考えます。市としても、この地区防災計画の策定については、決して受け身ではなく、消防団や消防署にも協力を仰ぎながら、既存の自治会や自主防災組織などに対して積極的にこの地区防災計画の策定について働きかけていくべきではないかと思っておりますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 地区防災計画につきましては、市長のほうで御答弁いただいたとおりですね、基本的にはその地域の居住者や事業者が協働して行う自発的な防災活動に関する計画ということになってございまして、働きかけるのはそれはそれでいいと思うんですけども、やはりその対象になる方々が自主的に動かないとですね、計画できてもその後うまく機能しないっていうことがありますので、私どもとしては、まずは地域の方々が自主的に動いた中でですね、お話があればそれを支援していくという形で進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） この防災・減災対策については、市内で最も活動実績があります南街・桜が丘地域の防災協議会等の活動が定着をしておりますけれども、この団体とのこの地区防災計画の策定についての協議なり働きかけというのは、これまではありませんでしたでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 結論から申し上げますと、ございません。ただその南街・桜が丘防災協議会については、自主的に御自分たちでそういった計画はつくっているというふうには聞いてございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） この法律に基づく地区防災計画でありますので、当然行政側の関与も必要になってくるかと思えます。

また、東大和市では、これまでも防災地区カルテを作成し、配布もされてこられたかと思えます。このカルテについても、非常にそれぞれの地域特性や人口動態等を反映したカルテとして、市民の間でも有益な情報として私たちが情報提供したときにも大変喜ばれた資料でございました。このような東大和市のこれまでの積み重ねもありますので、この地区防災計画の策定についても、やはり受け身ではなく市としても積極的に働きかけていただきたいと思いますし、またそのような取り組みを行うことが地域住民の防災・減災の意識の向上、また避難所の基準としてのスフィア基準に近づけていくための環境整備にもつながっていくのではないかと思いますので、この点についてのお取り組みもぜひ引き続きお願いをしたいと思います。

このスフィア基準については、次期の地域防災計画の中でもぜひできる限り反映をし、熊本地震、また東日本大震災でも二次被害的な形の中で震災関連死ということが大きく報道がされました。せっかく被災から命を長らえても、避難所で命を落としてしまうという事例がある中で、このスフィア基準が目目されているかと思えますので、命を守る防災・減災対策としてぜひ引き続きこの点の御認識を持っていただいた上で、取り組みをお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

続きまして、公用車へのドライブレコーダーの搭載についてお尋ねをさせていただきました。市長からも、このドライブレコーダーの搭載については、庁用車での交通事故の抑止、防止効果、また防犯対策にも寄与するという私の質問に対しまして、同様の認識を示していただいたかと思えます。ニュース報道等によりますと、先月新潟市で発生した少女の誘拐殺人事件、また昨年千葉県松戸市での事件でも、ドライブレコーダーでの記録映像が犯人の検挙につながったとの報道もございます。

また、これらの事件の以前から地域の防犯力の強化のために、公用車、庁用車へのドライブレコーダーを搭載する取り組みが広がっているかと思えますけれども、市としても同様の認識を持っていらっしゃるということで、再度確認をさせていただきたいと思えます。

○総務管財課長（岩本尚史君） 市長答弁にもございましたように、防犯また交通事故防止対策、両方についてですね、効果があると、そのように認識しております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 続いて、他市での事例や効果等についての情報収集について御答弁をいただきました。多摩地域でも18市において導入が進んでいるということで、また当市でも進めていただいているわけですが、私が伺ったところ、公用車に準ずる形ではありますけれども、ちょうど昨日、6月6日に東村山警察署と管轄する東村山市、清瀬市、またこの2市で運行しております西武バス、またごみの収集等を担う清掃会社等、ドライブレコーダーを搭載した車が業務として市内で運行している民間会社と警察、そして行政との間で地域防犯力を強化をしていくためのドライブレコーダーの活用についての協定が結ばれたということでございます。

これも報道ニュースでありますけれども、走る防犯カメラの映像を捜査に活用しようということで、警視庁東村山署が自治体や地元企業などと協定を結んだという報道でございました。この2市の中でこのドライブレコーダーを搭載する業務として走っている車、約1,300台でございまして、この1,300台のドライブレコーダーを地域の防犯力、走る防犯カメラと報道では言われておりましたけれども、これは東村山警察署長がみずからそのような表現をして、挨拶をされたということでございました。

東大和市、または武蔵村山市を管轄する東大和警察署管内でも1,300台までいくかどうかはわかりませんが、同様の西武バスの運行、ごみ収集車等の事業等は行われているわけでございまして、このような取り組みも東大和市としても、この地域の防犯力見守り強化をしていくためには、警察との協議もしていくべきではないかと思っておりますけれども、この点についての御認識はいかがでしょうか。

○総務部長（阿部晴彦君） 東村山の警察署管内でそのような取り組みが行われたことは承知しております。現在東大和警察署管内で特にそのような動きと申しますか、情報などは現時点ではございませんけれども、地域の防犯という形ではですね、行政、また市民、さまざまな行政機関、またさまざまな事業所等の関係者が同じ方向を向くことは大切でございますので、この協定、東村山の警察署での動きなども、今後東大和警察署とお話をする機会などもございますので、話題にしてみたいと考えております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） そのような東村山警察署管内での取り組みの事例等も踏まえますと、これはあくまでも警察と民間会社だけではなく、行政が間に入って行政との協定にもなっているわけで、そういった意味では、やはり自治体としても、このドライブレコーダーの搭載、活用について2市の間で積極的な取り組みがなされているものだろうというふうに推察をしております。そういった意味で、この東大和警察管内、または東大和市としても、地域の防犯力の強化のためにぜひ進めていただきたいと思っておりますけれども、先ほど私としては早急に進めてもらいたいということでお尋ねをいたしました、市長の御答弁では、計画的に検討していきたいということで御答弁をいただきました。これ東大和市で今所有している庁用車、公用車、いわゆるこのドライブレコーダーが搭載することができる、またはその可能性がある車というのは何台今あるのか、伺いたいと思います。

○総務管財課長（岩本尚史君） 現在、集中管理車、総務管財課が把握している車は30台でございます。また、各施設で管理をしている主管課の管理車49台合わせて79台が車としてはございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 今既に東大和市の車に1台搭載をされ、30年度さらに1台ということでございましたけれども、来年度以降、予算が伴いますけれども、この79台へのドライブレコーダーの搭載についてはどのような検討を行っていかれるのか伺いたいと思います。

○総務管財課長（岩本尚史君） 今後につきましては、集中管理車ということでは今回から段階的にですね、整備をしていくということになると思っておりますが、機器の検証も含めまして、まずは買い換えを考えながら、また場合によってはですね、その状況を見ながら、ほかの車にも普及、波及していきたいと考えています。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 他市の事例を調べますと、1台当たりドライブレコーダーを搭載してますっていうステッカーの表示等も含めて、おおむね1台設置費用も含めて1万5,000円程度でできているという事例が報告をされております。また、このドライブレコーダーは、今回は防犯対策の強化という観点でお尋ねしておりま

すが、当然のことながらドライバーの安全運転の意識の向上、また交通事故の未然防止、職員の皆様の未然防止、また万が一職員の皆様が公務中に交通事故に遭った場合でも、いわゆるその加害者であるのか被害者であるのかということがしっかりと記録として残っていくという意味では、さまざまな副次的な効果が当然あるものかと思っておりますので、決して高い予算、費用ではないかと思っておりますので、できる限り速やかに公用車への搭載と、またそのことによってやはり東大和市として、東村山警察署管内では動く防犯カメラということによっておられますけれども、これまで取り組んできた地域の見守り活動の青パトや安全・安心メール等に加えての犯罪抑止力の強化にもつなげていくという考え方を持った上で、取り組みをぜひ進めていただきたいと思っておりますけれども、再度伺いたいと思っております。

○総務部長（阿部晴彦君） ドライブレコーダーの庁用車への搭載につきましては、買いかえの際等ですね、順次今個別に進めてきております。79台ございますので、その関係に一気にといいますと、やはりそれなりに金額もかかってまいります。また、先ほど御質問に御答弁も差し上げましたけれども、先行して導入している他市におきましても、効果というところは検証中というところが大半でございまして、その結果をやはりよく情報収集今後も努めてですね、費用対効果も考えて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 繰り返しになりますけれども、職員の皆様の業務遂行の上でも必要な機器だと思っておりますし、さらにそれが地域の防犯力の強化につながるということでございますので、ぜひ速やかなドライブレコーダーの搭載、活用に向けて取り組みをお願いをしたいと思います。この点は終了させていただきます。

続いて、高齢者のセルフネグレクト対策についてお尋ねをしております。

なかなかこのセルフネグレクトでの当市での実情というものは正確には把握をされていないという御答弁でございましたが、一方でほっと支援センターでの対応している事例はあるということでございました。具体的に当市の高齢者ほっと支援センターの中で、このセルフネグレクト、もしくはセルフネグレクトだと思われる事例等についてはどのような対応をこれまで行われているのか、また件数等もわかりましたら御報告いただきたいと思います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 各ほっと支援センターにおきまして対応した事案のうちですね、これがセルフネグレクトではないかと思われるようなもの、それを集計をいたしました。しかも現段階でも対応している事案ということでございますが、そういたしますとほっと支援センターの「いもくぼ」では13件、それから「なんがいの」では5件ということでございます。「きよはら」につきましては、ちょっと識別の問題もありまして、正確な数というものは報告が上がりませんでしたけれども、十数件程度あるだろうということでございました。この結果から推測いたしますと、大体ですね、現段階で20件から30件ぐらいの事案が想定されるということでございます。

セルフネグレクトに該当した事案についての対応でございますけれども、案件によっては病院への入院ですとか、あるいは施設入所というふうな形でつながったケースもありますが、大体はサービスの拒絶の意思が非常に、御本人の拒絶の意思が強くてですね、定期的な訪問にとどまるということが多いということでございます。

以上であります。

○18番（中間建二君） 非常に対応に困難を来している事例かと思っております。今御報告いただいたような事例について、そのセルフネグレクトに陥っている原因というものほどどのように分析をしていらっしゃるのか、伺い

たいと思います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） セルフネグレクトの原因でございますけれども、多様なものがあると言われております。内閣府がですね、平成23年に取りまとめましたセルフネグレクト状態にある高齢者に関する調査、この調査によりますと、セルフネグレクトの原因として、多い順に申し上げますと、1番目に多いのが、認知症、物忘れ、精神疾患といったようなものが挙げられております。2番目としては、親しい人との死別経験、3番目に、家族、地域との孤立や関係悪化、4番目に、病気、けが等の身体症状ということで報告がされております。

以上であります。

○18番（中間建二君） やはり認知症の発症がこのセルフネグレクトに陥ってしまう主要な原因であるというふうに受けとめておりますけれども、東大和市でこの認知症の患者数は今どの程度いらっしゃるかと推計しているのか、また将来的な予測等があるのか、この点についてはいかがでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 認知症につきましては、市のほうで統計というものとはっておりませんので、正確な数というものは把握しておりません。ただ、要介護認定の申請をした方の調査票から推測いたしますと、現段階でおよそ2,000人の方にその疑いがあるだろうと推測しております。

今後のことでございますが、認知症はこれからふえるだろうというふうに言われておりますので、この数も当然ふえるのではないかとというふうに推測しております。

以上であります。

○18番（中間建二君） そこで、この認知症の対応と、また今回伺っておりますそのセルフネグレクトへの対策、対応ということで、東京都北区では、特にこのセルフネグレクト、認知症を原因としたセルフネグレクトへの対応ということで、高齢者安心サポート医、お医者さんですね、の配置による対策が進んでいるというふう聞いておりますけれども、またそのような報道も目にしたことがございますが、東大和市では、この北区の取り組み等についてどのような御認識を持っていらっしゃるのか、伺いたいと思います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 北区の取り組みでございますが、北区は、平成23年に、介護と医療の連携による地域包括ケアの推進事業というものをテーマにですね、医療、介護のサービスにつながらない高齢者をテーマに課題を整理したということ伺っております。翌年の平成24年には、地域包括支援センターの圏域ごとにですね、区の医師会から推薦を受けた認知症サポート医らを、議員御指摘のとおり、高齢者安心サポート医という名称で配置しております。この高齢者安心サポート医は、セルフネグレクトですとか、あるいは認知症によって医療を拒否する方の御自宅にですね、地域包括支援センターの職員と一緒に訪問いたしまして、生活全般を把握して必要なサービスにつなげているということでございます。

以上であります。

○18番（中間建二君） そうしますと、東大和市、北区での取り組みは一定の成果も上げているということかと思っておりますけれども、東大和市においても、市長の御答弁では、認知症初期支援チームの活用も含めた検討が必要であるという認識は示されたかと思っております。北区では、具体的にお医者さんが、ドクターがセルフネグレクトに陥っている方を訪問することで、そのことが必要な支援につなげていくことができているという事例かと思っておりますけれども、同様の取り組みを東大和市でもこれから検討ができる、もしくは初期支援チームが立ち上がった中で、活用ができる、こういう認識でいいのかどうか、この点についてはいかがでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 今年度4月から認知症初期集中支援チームというものを配置いたしました。こ

れはですね、所定の要件を満たします認知症サポート医と、それから医療職としての看護師、それから福祉職としての社会福祉士の3人でチームを構成いたしまして対応をいたします。このチームは、認知症が疑われる方、あるいは認知症の患者やその家族を御訪問いたしまして、アセスメントですとか家族支援等の初期の支援を包括的、集中的に行います。そして自立生活へのサポートを行うということでございます。支援期間は、おおむね6カ月で行いますが、このチームにつきましては、基本的にその専門医と2名のチーム員でございますけれども、この2名のチーム員は専門医の助言、指導を受けまして、基本的にその家庭を訪問いたします。しかし、その対応が不十分な場合には、専門医自身も御家庭に訪問してサポートをすることも想定しております。以上であります。

○18番(中間建二君) そうしますと、私もセルフネグレクトと申しますか、ひとり暮らしの高齢者の中で、周りは非常に心配をされるんですけども、御本人に聞くと、御本人はその支援を拒否するというような事例が幾つか御相談を受けたこともありまして、高齢介護課のほうにもつないだこともございます。

そういう中で、高齢介護課のほうも、さまざまな見守り訪問、またほっと支援センター等との情報共有を図っていただきながら、対策をとっていただいている事例も幾つかございます。やはりこのお医者さんが訪問することで、介護保険の要介護認定の手續等がスムーズにそこに移行ができる、また、その拒否する方もお医者さんであれば、何らかの情報、事情等のお話もしていただける、こういうことが北区の実例かと思っておりますので、この東大和市でもスタートした初期支援チーム、認知症の初期集中支援チームの活用は、これから行っていくべきであるかと思っておりますし、またぜひ行っていただきたい。ドクターによる訪問等を積極的にこのセルフネグレクト対策として進めていただきたいというふうに思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○福祉部参事(伊野宮 崇君) 北区の取り組みが比較的成果を上げているというのは、まさに議員がおっしゃるとおり、医師が訪問して御本人とコミュニケーションするということが挙げられております。私どもも、この認知症初期集中支援チームを設定いたしまして、4月から運用を開始しておりますけれども、困難な事例につきましては、医師のほうに家庭を訪問して、そして御本人、あるいはその家族と直接コミュニケーションをとりながら成果を上げてもらいたいというふうに考えております。現段階ではまだ時間がそれほどたっておりませんので、成果というものは上がっておりませんが、先ほど申し上げたような効果を期待しております。

以上であります。

○18番(中間建二君) スタートしたばかりでございますので、その点の活用もぜひ踏まえつつ対策、対応をぜひ図っていただきたいと思っております。

また、現状でセルフネグレクトの方も含めた認知症の方の見守り体制、東大和市でもさまざまな見守り、声かけ運動ですとか、高齢者見守りネットワーク等の活用も進んできているかと思っておりますけれども、この点についての現状の体制整備ですとか、活動状況等についてはいかがでしょうか。

○福祉部参事(伊野宮 崇君) 現状のその認知症の方に対する見守り体制でございますが、市民による見守り体制といたしましては、見守り声かけ活動、これは社会福祉協議会の事業でございますが、これが挙げられます。さらにですね、民間事業者による見守り体制といたしましては、高齢者見守りネットワーク～大きな和～というものがございます。見守り声かけ活動、社会福祉協議会の事業でございますけれども、こちらにつきましては、市民の協力員、ボランティアでございますが、こういった方が家庭を訪問いたしまして、あるいは声かけなどをいたしまして、見守りということをしております。これによりまして、セルフネグレクトの対応に

つながった事案というものは、特に集計をしておりませんので、正確な把握というものはできておりませんが、ただ、この見守り声かけ活動につきましては、8地区に分かれてそれぞれの地区で委員会というものを年6回開催しております。この委員会におきましては、毎回ですね、4件から5件ほどの高齢者事案を関係機関へつなげたという報告がされております。そういったしますと、おおむね1年間で200件程度は関係機関への連携した事案として対応されたのではないかと推測しております。

それから、高齢者見守りネットワーク大きな和、事業者の見守り体制の事業でございますけれども、こちらにつきましては、平成29年度において事業者から市のほうにですね、異常が報告された事案というものは6件でございます。

以上であります。

○18番（中間建二君） このセルフネグレクト対策も含めて何事もやはり早期発見、早期支援、適切な支援につなげていくということが、早い段階で適切な支援につなげていくことがやはり重要かと思っております。そういう中で、これまで市が取り組んできたさまざまな見守り、また高齢者のネットワーク大きな和の活用についても進んできているというふうに認識をしておりますが、その上で、やはりその情報の一元管理を高齢者ほっと支援センターの中で一元管理を行いながら、適切な支援につなげていくという取り組みが重要かと思っておりますけども、この点についての御認識も伺いたいと思っております。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） セルフネグレクトに対する対応につきましては、まずですね、気づき、気づくということが挙げられます。そしてそれを関係機関につないで、そして支援を行うということでございますが、この一番最初の気づくということにつきましては、近隣住民からの情報提供というものが非常に重要だということに認識しております。そのために地域住民、近隣住民からのその情報をまずは収集して、そして有意義につなげるようにですね、市民による見守り活動というものをさらに推進していくと同時に、議員御指摘のとおり、その情報というものを地域包括支援センターで一元管理をするということが、やはり重ねて重要であろうというふうに考えております。

以上であります。

○18番（中間建二君） この取り組み、セルフネグレクト対策について、東大和市でも相当検討を重ねていただきながら、これまでの取り組みに上乘せをする形で今準備をしていただいている、また対応していただいているということで認識をさせていただきました。

また、最後、この項目の中で今後のこの対策の方向性等について、今考えていらっしゃるものがあれば伺いたいと思っております。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） セルフネグレクトの原因が認知症というふうに――主たる原因は認知症というふうな認識でございますが、この認知症の方につきましては、国のほうでも、平成24年度では全国で462万人ほどいるだろうというふうに推測しておりますけれども、平成37年ですね、団塊の世代が後期高齢者になる平成37年、2025年にはですね、この認知症の方がおよそ700万人程度になるのではないかと。そういったしますと、これは65歳以上の方のうち5人に1人が認知症になるということというふうに言われております。

セルフネグレクトの原因というものは多様というふうに先ほども御説明いたしましたので、その中でもこの認知症というものが大きな割合を占めておりますので、この認知症の患者の増加とともに、セルフネグレクト事案というものが今後ふえていくであろうというふうに考えております。このためですね、先ほど申し上げましたように、市民からの情報というものを円滑に収集いたしまして、そして地域包括支援センターを中心に情報

の一元管理と関係機関の連携を進めて、この問題に対応していきたいと、このように考えております。

以上であります。

○18番（中間建二君） この点についての方向性についても、引き続き取り組みをお願いしたいと思います。

この項目の3番目になりますけれども、このセルフネグレクト対策の一環の中で、認知症を発症される方への具体的な支援のあり方として、成年後見制度、または地域福祉権利擁護事業等の利用促進、これについてもこれまでも取り上げていただいているかと思えます。現状ですね、この東大和市におきます、この成年後見制度または地域福祉権利擁護事業の利用の現状と今後の推移等について、どのように捉えていらっしゃるのか伺いたいと思えます。

○福祉推進課長（嶋田 淳君） 成年後見制度及び地域福祉権利擁護事業の御利用の現状と今後の推移についてでございますけれども、東大和市社会福祉協議会に寄せられる両制度に関する相談件数、また利用件数等につきましては、年々増加している状況でありまして、近年は時代の背景も反映いたしまして、特に身寄りのない御高齢の方からの御相談がふえていて、こういった状況であります。

御質問にもございましたとおり、今後さらに高齢化が進み、これに伴い認知症を発症される方もふえていくと想定されますので、成年後見制度、あるいは地域福祉権利擁護事業の相談件数及び利用件数につきましても、今後も増加し続けていくものと、こういうふうと考えております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） この成年後見制度については、裁判等の手続、法的な具体的な手続を踏むことで、公的には協力というか、まさに後見人としての権限を法律的に付与されるわけでありまして、また一方で、この地域福祉権利擁護事業については、そこまでいかない前段のところでは支援ができる制度として定着しつつあるのではないかと考えておりますが、現状でこの地域福祉権利擁護事業の利用者、対象者というのはどのようなになっているのか、確認させていただきたいと思えます。

○福祉推進課長（嶋田 淳君） 地域福祉権利擁護事業につきましては、認知症や知的障害、あるいは精神障害などが原因で判断能力を十分に持てないことにより、日常生活のさまざまな場面において支援が必要な方が対象になると、こういうふうと考えております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） そうすると、そういう方々はふえてきている。対象となる方はふえてきているのではないかとこのように受けとめております。また、社会福祉協議会で配布されておりますパンフレット等を拝見をいたしますと、この地域福祉権利擁護事業を活用する方、対象は一定の所得制限等、対象が狭められているようにも見えるんですけれども、この具体的な現状、実態はどうなっているのか伺いたいと思えます。

○福祉推進課長（嶋田 淳君） ただいま地域福祉権利擁護事業の利用に当たる所得制限というふうなお話がありました。こちらの利用に当たりましては、特に所得等の制限は設けておりません。こちら地域福祉権利擁護事業の専門医、こちらは社会福祉協議会の係長、それから嘱託員の計2名、これは社会福祉士の資格を持った者でございますけれども、こちらの専門医の訪問、または面談等によりまして、対象とされる方の判断能力が不十分でありながらも、契約に足りる能力を有すると認められれば、所得の多寡にかかわらず、地域福祉権利擁護事業の対象者になると考えております。

パンフレットの記載等についてでございますが、契約に基づいてですね、日常的な金銭管理サービス、こういったものを行う場合に、取り扱う金額をおおむね100万円以内と、こういった記載があるかもしれませんの

で、こういったところがそういうような御認識に至ったのかなというふうに思っておりますが、こういう100万円以内にさせていただいているというような形で、それ以上の金銭は銀行の貸し金庫にお預けいただくという、余り大きな金額は扱わないという形の対応をとっているというところでございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） この地域福祉権利擁護事業の今回私はこの対象者の位置づけについて伺いたいんですけども、このパンフレット等を見ますと、一定の判断能力が落ちた方が対象になるということでございますが、ここのところを狭く解釈をすると、いわゆるせつかくこの地域福祉権利擁護事業があり、若干認知症が進んでも地域で何とか支えていける体制、本来は体制であるはずなんですが、しかしこの事業に適切に結びつけることができなかつたがゆえに、この認知症が進んでしまう、もしくはその判断能力がさらに低下をしてしまうということがやはり起こっているのではないかというふうに受けとめております。そうすると、この判断能力が落ちたというところが、具体的な基準がこれはあるようでないというふうに考えざるを得ないかと思いますので、そういった意味では、この判断能力が一定程度逆にあるという段階でも、この地域福祉権利擁護事業の対象者として活用していくこともしていかなければ、さらに深刻な事態になっていくのではないかと、必要な支援につながっていかないのではないかとこのことを懸念をしております。聞くところによりますと、多摩26市、また他の自治体の中では、この対象者については弾力的に活用をしている、運用をしているという事例もあるというふうに聞いておりますので、このあたり東大和市ではどのように考えていらっしゃるのか伺いたいと思います。

○福祉推進課長（嶋田 淳君） 地域福祉権利擁護事業の対象者の拡大というところにつきましては、今御質問者御指摘のとおりですね、他市におきましては対象者の拡大を実施しているのは19市、実施しておらないのは当市を含めまして7市となっているというところでございます。

この地域福祉権利擁護事業の対象者の拡大につきましては、東京都の福祉サービス総合支援事業実施要綱に基づいて、この地域福祉権利擁護事業実施しているわけでございますけれども、この対象拡大の制度と申しますのは、この要綱上ですね、判断能力を有する要支援・要介護高齢者等及び身体障害者のうち、加齢あるいは障害等により日常生活を営むのに必要なサービス等の利用に際して援助の必要が認められる者とするというふうにされております。したがって、現状では判断能力があり、またかつ身体的に日常生活に支障がないという方につきましては、この拡大の対象にはならないという形になります。

それから、弾力的な運用というふうなお話もございました。こちらにつきましては、現状におきましては、先ほども御説明申し上げましたように、社会福祉協議会の専門員による対象者との訪問あるいは面談等におきまして、できるだけ幅広く救うという観点で対応しております。御指摘のとおり、明確な基準ということとはございませんけれども、こうした中ですね、専門員のほうの大きく救うという観点の判断に頼っているところでございます。

ただ、その権利擁護事業の対象にならないというふうに専門員が判断した場合におきましても、そこで関係を断ち切ってしまうのではなくて、他の制度を御案内したりですとか、それから困った場合にはいつでも御相談に来てくださいと、こういうような形で丁寧にお案内するという姿勢でおりますので、引き続きこうした姿勢を保ちながら社会福祉協議会とも連携を図りながら対応してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） このセルフネグレクトに陥る大きな原因が認知症の発症によるものだという御

認識のもとでさまざま伺ってまいりましたけれども、またそういう中ではセルフネグレクトも早期発見、早期支援が大事であり、そのための対策を今高齢介護課のほうでとろうとしている、とっていただいているというふうに受けとめておりますが、またこの地域福祉権利擁護事業の活用についても、やはりこの判断能力が落ちてからではむしろ遅いのではないかと、そこに至る前に適切な地域の中で生活ができる体制を整えていくことが、そこで当然対象者がふえれば費用等もふえるかと思えますけれども、結果としては長期的なセルフネグレクトの方に対しても医療だとか深刻な事態になってからかかる費用よりも、先に把握をし支援をしていくことのほうがコスト的にも結果としては御本人のためではありますけれども、保険財政としても必要な事業として国のほうも今力を入れていただいているというふうに受けとめております。そういった意味では、この地域福祉権利擁護事業についても、早期発見、早期支援の考え方の中で、さらに弾力的な運用、また対象の拡大、早期発見、早期支援、これはやはりやっていかなければいけないのではないかとというふうに受けとめておりますが、この点について伺いたいと思います。

○福祉部長（田口茂夫君） 今後、さらに認知症と思われるような方、発症されるような方がふえていくということは私どもも十分認識はしてございます。しかしながら、当然その方の今現在ある能力を取り上げてしまうということに対しましても、やはり問題があるというふうなことも言われているのも事実でございます。当然今ある能力を十分に発揮していただきながら生活をしていただくということも大変重要なことであるというふうに思っております。そういった意味で、支援をするということは大変必要なことだというふうには認識してございますが、当然今ある能力を取り上げないような形も含めてですね、どういった形の支援が必要か、またその方々一人一人のですね、状況を的確につかみながら、その内容をどういう形で地域の方々とともに支援をしながら、その御自宅で生活をしていただくということに基づきまして、また権利擁護事業につきましてもですね、必要なものもあるかと思えます。そういったところも工夫を加えながら、今後とも検討を加えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 成年後見制度、また任意後見制度についても、なかなかこれは制度としては整っているんですけども、具体的に本当にそれを活用とすればさまざまなハードルがあり、また費用もかかるという中で、そこに至らない段階でのこの地域福祉権利擁護事業というのは非常に重要な施策になってきているかと思えます。そういう観点を持って今部長が御答弁いただいた方向で、認識でぜひ取り組みを進めていただければと思いますので、何とぞよろしくお願いをいたします。

最後に、いじめの問題についてお尋ねをさせていただいております。市長、また教育長からも御答弁をいただきました。現在壇上でも申し上げましたように、東大和市では、これまでもいじめを根絶する、いじめをなくすという強い思いで取り組んでいただいているかと思えますし、「いじめない」のポスターがですね、私は非常に象徴的な東大和市の強い決意を示しているポスターとして、本当にいいポスターだなと常々思っております。

そういう中で、御答弁いただいた中で、東大和市で今各学校におけるいじめの未然防止、また早期発見、早期対応ができる体制をつくっているということで御答弁いただきましたけれども、この点についてもう少し具体的に現状の取り組みの内容を確認させていただければと思います。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 市内小中学校におきましては、いじめ防止の取り組みといたしまして、先ほど教育長からも申し上げましたとおりですね、学校いじめ防止基本方針を策定し、毎年見直しを行いながら

設定しております。また、それに基づきいじめ防止対策委員会を設置し、早期発見、早期対応、未然防止等に取り組んでいるところでございます。

また、具体的な取り組みとしましては、いじめ防止に関する授業、道徳や特別活動などにおいてですね、年3回は確実に実施をしている状況でございます。

また、そのほかとしましては、スクールカウンセラーが行う小学校5年生、中学校1年生を対象にした全員面談、また学校ごとに策定しておりますSNS学校ルール策定、そして児童会、生徒会によるいじめ防止の活動などですね、挨拶運動なども含みますが、そういった活動があります。

また、学校によっては、校長等に宛てたポストを設置し、早期いじめの発見に取り組んでいる学校がございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） これまでも深刻ないじめの事例が、事件が全国で起こったときに、議会の中でも東大和市の取り組みがどうなのか、そういうことは我が市では絶対起こらないようにということで、何度もさまざまな議員が確認をさせていただいてきたかと思えますし、市にはそれを上回る思いで対策に取り組んでいただいているかと思えます。

今御答弁いただいた取り組みに加えてもう一つ、東大和市独自のすばらしい取り組みだなと思うのは、平成24年度から毎年度取り組んでいただいております、いじめ防止のためのシンポジウムでありますけれども、これまでもできる限り私も参加はさせていただいておりますが、各学校の児童会、生徒会を中心に取り組んでいるいじめ対策、象徴的だっというか、私が一番印象に残っているのは、例えば一中で行われたいじめゼロ宣言のバッジの配布ですとか、四中での人権宣言等々、非常に特色のある、また子供たちが主体となったいじめをなくしていくとの取り組みが大変にすばらしいものであるかと思えますけれども、シンポジウム、継続して、また子供たちが主体者となって取り組んでいただいている取り組みとして継続していただいておりますが、この取り組みについての教育委員会の御認識、またいじめ根絶に向けての成果、効果というのはどのように受けとめていらっしゃるのか伺いたいと思えます。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） いじめ防止のためのシンポジウムにつきましてでございますが、昨年度第6回として開催したところでございます。平成29年の9月9日土曜日ですね、行いました。参加者としてしましては260名の参加で過去最高の参加者でございました。1部2部と分けて開催しましたが、1部では、中学校グループごとのポスターセッションということで、各学校での取り組みを中心に参加した市民の皆様と一緒にですね、意見交換をしたところでございます。第2部のほうにつきましては、いじめ防止のために、学校、家庭、地域社会、関係機関に期待することと題してですね、本市の職員でもあり「いじめから脱出しよう」の著者でもある玉聞様を講師にお呼びして、講演をお聞きしました。

この成果としましては、アンケートにおいてですね、中学校グループごとの意見交流が大変満足だったという意見が9割以上でございました。また、全体を通していじめ防止に向けて役立つ内容であったということに関しましても、9割以上が、大変役立つということで御意見をいただいております。こうした取り組みを今後とも継続して、学校、家庭、地域社会が連携していじめ防止をしっかりと取り組んでいけるように進めてまいりたいと考えております。

今年度につきましても、9月12日水曜日に実施する予定でございます。より児童・生徒、地域の方々が意見交換を活発に行えるように、道徳の授業のスタイルなど取り入れながらですね、工夫して会を進めていきたい

と考えているところでございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 東大和市独自のすばらしい取り組みだと思います。引き続き継続した取り組みをぜひお願いをしたいと思います。

続いて、2のところでありますけれども、子供をいじめから守るために、より相談を受けやすい体制整備としてLINEを活用することを検討できないかということでお尋ねをさせていただきました。市のほうでも検討をしていただけるといふうに受けとめておりますけれども、いじめが原因で人間関係が、子供同士の人間関係が壊れる、またそのことによって不登校や、またさまざまな事件、事故につながっていく最悪の事態にもなっていることがこれまで全国でニュース報道等ではあるわけでございます。我が市では、幸いなことに、その最悪な事態は当然ないわけでございますけれども、また一方で、そこに至らないまでもつらい思いをする児童・生徒を一人も出さない、こういう強い思いで今教育委員会では取り組んでいただいているかと思っております。

そこで、このLINEによる相談体制でありますけれども、東京都においても今年度から試行的に取り組みが行われるというふう聞いておりますけれども、この点については市としてはどのように認識を持っていらっしゃるでしょうか。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） ことしから東京都において期間限定で3つの取り組みが行われている状況でございます。

まず第1に、LINEを活用した自殺相談でございます。これが3月19日から31日までですね、期間限定で行っております。自殺防止に向けた取り組みとして、若者のコミュニケーション手段として浸透しているLINEを活用した自殺相談窓口でございます。

また、続いてこどもネット・ケータイトラブルのLINE相談「こたエール」、こちらも試行実施として5月8日から同月21日の2週間、また次回8月1日から同月14日までの2週間という期間限定で取り組むものでございます。こちらにつきましては、自撮り被害相談を初め、インターネットやスマートフォン等、ネットトラブルで困っている青少年のため、LINE相談を実施しているものでございます。

3点目につきましては、都立高校生を対象とするLINEを活用した教育相談ということで、8月25日から9月7日まで都立高校生を対象にですね、いじめを含む教育相談等を行っていくというふう聞いております。

こうした東京都以外にもですね、大津市、または大阪府などでこういった取り組みが進められているところでございます。先行の自治体の成果と課題を見きわめつつですね、研究を進めていくことが重要であるというふう考えております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） このような今御説明をいただきましたように、例えば自殺相談、またはいじめ相談等も、本来であれば直接の面談とか、または電話での相談ができればそれにこしたことはないわけでありますけれども、また一方でLINE等のSNSになれ親しんだ今の子供たちの状況においては、やはり大人の側もこれに対応していくべきではないかというふう考えております。

私も公明党では、地方議員を対象に、SNSを活用したいじめ、自殺相談の勉強会を開催をしております。そこでは長野県や滋賀県大津市など、LINEによるいじめ自殺相談に取り組んだ実績を踏まえた結果が報告をされておまして、1番目に、やはり電話に比べて気軽に相談ができる、相談しやすい。また、2番目に、試行でやってみた結果として、圧倒的に相談件数がふえたそうでございます。3番目に、啓発動画の一斉配信

等が機能としてLINE等はできますので、紙媒体に比べて、この啓発の情報等も低コストで配信ができるということで、この自殺やいじめの注意喚起ができる、このような効果等についても報告がされたところでございます。

また、ちょうど新聞報道等を見ておられますと、一昨日の毎日新聞で、厚生労働省がSNSを活用した自殺相談について、3月の自殺対策強化月間に集中して取り組みを行ったということで、その報告がなされたということで報道がございまして、やはりこのSNSの相談が非常に有効な方策になるということで、考え方をまとめて報告がなされたそうでございます。相談時間も電話等よりも圧倒的に長く対応ができる。また、行った各団体からの声として、対面や電話での会話が苦手な人を相談につなげることができた。また、履歴が残るので相談員が交代しても同じことを聞かずに対応ができる等々、SNS、LINE等の利用に肯定的な声があったということでございました。

こういう状況等を踏まえて、またなおかつ我が東大和市の状況等に当てはめると、例えば東大和市では、各学校での当然相談等も行っているかと思えますけれども、例えば学校と切り離れた形の中で、さわやか教育相談室など等においてのいじめ相談も対応されているというふうにも聞いております。こういうところでのLINEの活用によるいじめ相談は、試行的にでも東大和市でも取り入れていくことができるのではないかとこのように思っておりますが、この点についてはいかがでしょうか。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 御質問いただきましたLINEの活用の利点等についてもですね、こちらのほうとしましても研究をさらに進めてまいりたいというふうに考えてございます。今の時点におきましては、さわやか教育相談室、そのほかにも本市ではいじめ電話相談室の取り組みなど行ってございますけれども、そういったところで取り入れられるかということも含めてですね、研究をしていきたいというふうに考えております。現在こちらのほうで研究しているところでは、そういった利用しやすいという利点の反面ですね、試行的に実施した自治体、東京都等の例においてはですね、想定していたよりも相談の内容が幅広くあり、また相談がなかなか深まりにくいとか、また継続しにくいといった点もいろいろ課題として上がっております。そういったことも見きわめつつですね、今後研究を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 各自治体における試行的な取り組みがスタートした段階でございますので、研究ということでやむを得ないかと思えますが、やはり一方でいじめ相談、また早期発見、支援に有効なツールであるかと思えますし、またそのような取り組みができる結局も我が市でも整っているかと思えますので、ぜひ取り組みをお願いしたいと思います。

最後に、いじめを根絶するための条例制定についてお尋ねをいたしました。引き続き調査または研究をしていきたいということで御答弁をいただきましたけれども、このいじめの防止条例については、東京都を初め近隣自治体でも条例制定が進めている自治体もふえてきております。そういう中で、我が市、東大和市においては、さまざまな取り組みがもう既に積み上がっている中で、さらにこの条例を制定することによるいじめの抑止効果、またその東大和市としての強い決意を示す意味では大変に有効な取り組みであり、私としては進めていただきたいと常々考えておりますけれども、現状ではこの条例制定についてどのような御認識を持っていらっしゃるのか、伺いたいと思います。

○学校教育部参事（佐藤洋土君） いじめ防止等に係る条例制定についてでございますけれども、現在本市においても、市長また教育長からも答弁をさせていただいたとおりですね、他市の状況も踏まえ研究を進めている

ところではございます。その中で抑止効果という点については、例えばいじめ問題対策連絡協議会を置くなどですね、さまざまな関係機関との連携を強めていく、深めていくという点においてですね、大変有効な手段となり得るというふうには考えているところでございます。

また、そのほかにも調査等においてもですね、そういった条例を置くことによって、そこが効果が高まる可能性もあるのではないかという視点でですね、今現在、本市として調査を進めているというところでございます。このような点を背景にしますとですね、これがあることで一定の効果をもたらす可能性もあると同時に、市民等に、あるいは学校等において、その決意を示すという上でも効果が出てくる可能性はあるのではないかと考えております。

以上です。

○18番（中間建二君） 条例制定の効果等についても教育委員会のほうとしても認識を持っていただいているということで、確認させていただきました。私は平成24年の第3回定例会において、この一般質問の中で、兵庫県小野市のいじめ等防止条例について、当市においても検討できないかということでお尋ねをさせていただきました。その際には、市長から「兵庫県小野市では人権侵害の根源はいじめにあるとの観点に立ち、平成19年度にいじめ等防止条例を制定し、市民と行政が一体となって市民運動を展開していると聞いております。今後いじめ問題に地域が丸となって取り組めるよう、小野市のような先駆的な事例等を調査研究してまいります」このように力強い御答弁をいただいたところでございます。

また、その後、国においては平成25年にいじめ防止対策推進法が制定をされ、東京都においても平成26年にいじめ防止対策推進条例が制定をされました。このような国や都の動向を踏まえつつ、また東大和市では、繰り返しになりますけれども、さまざまな対策がこれまでも積み上がってきている中で、さらに今御答弁いただきましたように、いじめを許さない、絶対に起こさない、またポスターのとおり、「いじめない」のあの宣言どおりの教育委員会の姿勢、またいじめ根絶の決意を示す意味でも、この条例制定に取り組むということは大きな意義があるかと思えますけれども、この項目について、最後、教育長のほうから御所見をぜひ伺いたいと思います。

○教育長（真如昌美君） いじめ問題につきましては、毎回毎回教育長の全国大会でも、それから関東甲信越静岡の大会でもですね、必ず話題になって出てくるもので、まさにいじめは決して許されないものであり、存在するものである一方で、どの学校でもそういうことは起こり得るという、そういう問題提起がなされております。大和のほうも、いろんなあの手この手を使って、子供たちが気持ちよく学校へ通えるように環境整備、それから先生方の御協力をいただきながら、少しでもいい学校、みんなと仲よく気持ちよく学校に通えるような、そういう学校づくりを進めていっているところでありますけれども、私たちの見えないところで最近の子供たちはいろんなことをしておりますので、そういった見えないことがいろんな立場の人たちが集まる中で、少しでも透明化ができるように、私たちはこれからも頑張っていかなければならないというように思いますし、いじめはどこでも誰にでも起こるとはいつでもですね、絶対に大和からはいじめで大きな問題が生じないという、そういう強い気持ちで学校、保護者、地域、皆さんと一緒にですね、この問題に対応していきたいなというふうに思っているところであります。どうかよろしく願いいたします。

以上です。

○18番（中間建二君） 改めて教育長の決意を伺わせていただきました。条例制定も含めて、またLINEの活用等についても確認させていただきましたので、引き続きのいじめ対策、いじめ根絶に向けての取り組みを

期待をし、またお願いをさせていただいて、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、中間建二議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午後 1時29分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 東 口 正 美 君

○議長（押本 修君） 次に、19番、東口正美議員を指名いたします。

[19番 東口正美君 登壇]

○19番（東口正美君） 議席番号19番、公明党の東口正美です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

1番目として、豪雨災害の対策について伺います。

現在、公明党では全国で防災・減災、子育て、介護、中小企業の4項目について、100万人訪問調査アンケートを行っています。私自身もアンケートを持って市民の方々に聞き取り調査を行っています。4項目の中で全ての人に当てはまるのが防災・減災アンケートです。防災・減災の観点から、危険で改善が必要だと思ふことはとの間に、さまざまな御意見をいただきますが、中でも圧倒的に多かったのは、豪雨時の雨水対策についてでした。多くの市民が豪雨による冠水被害に対して恐怖心を抱き、不安を抱えていることを改めて強く感じました。市内の冠水、溢水対策については多くの議員がこれまでも質問をしてきました。また、市としてもさまざまな対策をとっていただいていたことも承知しているつもりですが、ことしも雨の多い季節に入りますので、少しでも市民の安心・安全の生活のため、改めて豪雨災害の対策について聞かせていただきます。

①として、次に挙げた項目のこれまでの対策と効果、今後の取り組みと課題について伺います。

ア、EGSM工法について。

イ、ハザードマップの公表について。

ウ、止水板設置の補助制度について。

エ、雨水貯留浸透施設の設置について。

②番、東野火止橋付近の道路冠水による被害軽減のため、野火止用水の緑地帯を利用した対策について伺います。

次に、大きな2番、清原・新堀地域の公共交通の利便性の向上について伺います。

①として、清原地域のバス停の上屋、ベンチの件については、平成23年第3回定例会で一般質問させていただき、バス停のベンチ、上屋設置の基本的な条件を確認させていただきました。その上で、設置条件である道路幅員の要件を満たしている東京街道団地付近の立川北口行きバス停である団地北、東京街道団地、東大和清水郵便局、そして久米川行きバス停の団地南、団地北の5カ所のバス停について、ベンチ、上屋の設置を要望する署名を市民の皆様と一緒に尾崎市長に提出させていただきました。その後、市長は西武バスに対して、ベンチ、上屋の設置を要望していただきましたことを平成24年第1回の定例会の一般質問で確認をさせていただいております。しかしながら、7年たった現在この地域に1つもベンチも上屋も設置されないままでございます。

そこで、再度高齢化の進む清原地域のバス停のベンチ、上屋の設置、これまでの検討状況と設置の予定について伺います。

②として、ちょこバス廃止後の清原地域、新堀地域の公共交通の課題をどのように捉え、その解決策についての考えを伺います。これまでもちょこバスの路線変更についての考え方、またコミュニティタクシーについても議会の場で伺ってまいりました。ちょこバスの利便性向上に市としてさまざま御努力いただいていることを承知しておりますが、その一方で、やはり清原・新堀地域の方から、ちょこバスが廃止されて困っているとお声を聞きます。これまでの論議も踏まえ、再度この件について質問させていただきます。

そして③として、清原市民センター及び新堀地区会館と市役所を往復する交通手段を考えることができるか伺います。

次に、大きな3番、口腔ケアについて伺います。

①口腔がん検診について伺います。

アとして、平成27年第3回定例会で口腔がん検診の実施について質問いたしましたが、最近再び市民の方から口腔がんになったとお話を伺いました。この方は歯の痛みを感じ歯医者さんを受診し、服薬をしていただきましたが改善が見られず、2軒目の歯医者さんに、そこでも同じように薬が処方されたが症状が変わらず、結果3カ所目に入り精密検査を受けることとなり、がん治療を行ったとのこと。口腔がんは発症件数の少ないがんではありますが、このような状態を解決するため、口腔がん検診はやはり必要なものだと思います。前回の質問以降検討されたことがあるかをお聞かせください。

また、イとして、口腔がんの早期発見のためにどのような方法が考えられるかを伺います。

次に、②番、無料歯科相談で行われていることの内容とこれまでの実績、効果について伺います。

③番、歯周病疾患検診について伺います。

ア、これまでの実績と効果について伺います。

イ、検診の対象年齢を拡大することができるか伺います。

ウ、歯周病と全身疾患の関係性に関する考えと取り組みについて伺います。

④かかりつけ医、かかりつけ歯科医の重要性と推進に対する取り組みについて伺います。

ここでの質問は以上とし、再質問は自席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

[19番 東口正美君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、豪雨災害の対策におけるEGSM工法についてであります。EGSM工法は既存の集水ますを浸透化する工法として、これまで南街地区の2カ所で実施しております。浸水被害の軽減対策として有効であると考えており、今後も実施していく考えであります。集水ますのふた部分から雨水を取り込むものでありますことから、ふたへのごみ等の詰まりによる排水能力の低下の防止が課題であると認識しております。

次に、ハザードマップの公表についてであります。現在東京都が土砂災害のおそれがある地域に対する基礎調査を進めており、調査の結果、土砂災害警戒区域等に指定された場合は、地域防災計画への記載やハザードマップによる周知が必要となります。このためハザードマップの公表につきましては、東京都の土砂災害対策事業の進捗に合わせて進める予定であります。ハザードマップの公表までの間、簡易的なマップの作成ができないか検討してまいります。

次に、止水板設置の補助制度についてであります。浸水被害の防止や軽減を図ることを目的に止水板や浸水を防ぐ設備の設置工事などに対し、補助制度を設けている自治体があることは承知しております。個人の資産形成にかかわる補助制度につきましては、慎重な判断が必要であると考えており、引き続き情報収集に努め研究してまいります。

次に、雨水貯留施設の設置についてであります。現在、都営向原団地創出用地への雨水貯留施設の整備について東京都と協議を行っているところであります。

次に、野火止用水の緑地帯を利用した対策についてであります。東野火止橋付近の浸水対策につきましては、現在浸水被害が解消できるような具体的な対策方法や設置場所について検討しているところであります。

次に、清原地域のバス停のベンチや上屋の設置についてであります。路線バスのバス停のベンチや上屋につきましては、原則的にバス事業者が設置するものと考えております。そこで、市ではこれまで運行事業者であります西武バスに対しまして、交通に支障とならない箇所での設置について要望を行ってまいりました。現時点で具体的な予定は聞いておりませんが、引き続き要望を行ってまいりたいと考えております。

次に、ちよこバス路線見直し後の清原地区と新堀地域の公共交通の課題についてであります。平成28年3月に策定しました東大和市コミュニティバス等運行ガイドラインにおきましては、清原地域と新堀地域は公共交通空白地域として位置づけられておりません。しかしながら、隣接いたします向原地域に空白地域が位置づけられておりますことから、向原地域との連携によるコミュニティバス等運行ガイドラインに基づいた検討は考えられるところであります。その上で、コミュニティバス等運行ガイドラインにおきましては、地域との協働によって持続可能なコミュニティ交通を検討することとしておりますことから、地域の機運の高まりが不可欠であると考えております。

次に、清原市民センターや新堀地区会館と市役所を往復する交通手段についてであります。清原地区は便数が多く利便性の高い路線バスが運行しており、このバスに乗車し東大和市駅で乗りかえますと市役所まで移動することができます。現状の公共交通の形態及びドアツードアの需要について、他の運行事業者の利用が可能であるかという状況を踏まえますと、清原市民センターや新堀地区会館と市役所を結ぶ公共交通手段の検討につきましては、困難な状況が考えられますが、これを持続可能な交通とするためには、地域の皆様の主体的な取り組みが欠かせないものと考えております。

次に、口腔がん検診の検討についてであります。口腔がん検診は健康増進法に基づく法定検診ではなく、対象者の選定、検査内容、2次検査による制度管理などの内容について十分な協議が必要となりますことから、具体的な検討は行っておりません。

次に、口腔がんの早期発見のための方法についてであります。口腔がんは、口内炎など口腔内疾患との区別が難しい反面、前がん状態からがん化するまでに数年の期間を要しますことから、かかりつけ歯科医を持ち、定期的な歯科検診をかけることで早期発見、早期治療が可能であると考えております。

次に、無料歯科相談の内容、実績及び効果についてであります。無料歯科相談は、かかりつけ歯科医の定着の促進と口腔ケアの重要性の周知などを目的に、歯科検診、相談、歯磨き相談、口臭測定などの内容で実施しております。実績につきましては、平成29年度は170人の方の相談を行い、そのうち99人の方が初めての参加でありました。実施したアンケートにおきましては、よかった内容の項目について97人の方が歯科健診、相談、93人の方が歯磨き相談と回答しており、また、かかりつけ歯科医を持っていないと回答した方が45人おられたことから、口腔ケアの重要性やかかりつけ歯科医を持つことの意識づけなどの効果が図られているものと

考えております。

次に、歯周疾患検診の実績などについてであります。市では、健康増進法に基づき、40歳、50歳、60歳、70歳の方を対象に検診票の送付やお申し込みにより市内の指定歯科医療機関におきまして、歯周疾患検診を実施しております。検診の受診者数は、平成29年度が372人、平成28年度が299人、平成27年度が291人となっており、また9割を超える方が要指導、また要精検となっておりますことから、検診は歯周疾患の早期発見と早期治療に効果があるものと認識しております。

次に、検診の対象年齢の拡大についてであります。近年の検診のお申し込み者数は定員を上回るものの、結果として受診者数が定員に達しておりませんことから、まずは検診の目的の周知の強化や未受診理由の把握が必要であると考えております。そのため現時点におきましては、検診の対象年齢を拡大することは考えておりません。

次に、歯周病と全身疾患の関係性に関する考えと取り組みについてであります。歯周病は、進行すると糖尿病や心臓血管疾患など生活習慣病が悪化するなど、全身の疾患との関係が見られると言われております。このことから口腔の健康は全身の健康に大きく影響することを市民の皆様幅広く理解していただき、積極的に口腔ケアに取り組んでいただけるよう、関係機関と連携を図り啓発の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、かかりつけ歯科医の重要性と推進への取り組みについてであります。歯周疾患の予防は、日ごろ自分で行う口腔ケアに加え、歯科医や歯科衛生士などの歯科専門職による指導や管理が必要なことから、かかりつけ歯科医による定期的な歯科健診が重要であると認識しております。

平成26年3月の東大和市民の健康に関する意識調査結果報告及び平成28年7月の東大和市市民意識調査報告書によりますと、かかりつけ歯科医療機関、歯科診療所があると回答はいずれも7割を超えております。これらの2つの調査において、かかりつけ歯科医について一定の定着は図られておりますが、引き続きその重要性の周知について、さまざまな機会を捉え行ってまいりたいと考えております。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○19番（東口正美君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、まず1番から再質問させていただきます。

ちょっと台風が近づいてきていて、緊張感を持って行わせていただければというふうに思っております。この雨水対策につきましては、大小さまざまな対策を今までも講じていただいていると思います。一番最初に今回EGSM工法聞かせていただきます。南街地域で既に行われていて、これを取り入れた結果をどのように感じているのかということと、30年度は向原地域の市道1号線のところにこの工法が導入されるということですが、具体的にどれぐらいの時期にどれぐらいの規模の工事が行われて、またそれに対する効果の期待についても教えていただければと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） EGSM工法につきましては、道路の側溝等にごございます既存の集水ますを浸透化するものでございまして、集水ますの底を抜いて150ミリから200ミリの塩ビ管を縦に深く設置し、れき層までに到達させることにより浸透効果を発揮させるものでございます。平成26年度と平成29年度に実施してございます。この26年度につきましては、南街交番付近ですね、そちらの生活道路で19カ所、また平成29年度には市道第9号線いちょう通りで17カ所設置してございます。

また、平成30年度の工事予定でございますが、ここで発注する予定ですので、工事時期は6月後半から7月

ぐらいになるのでないかと考えてございます。こちらにつきましては、市道第1号線用水北通りの東大和市駅前交差点の東側付近から道路冠水する区間内の雨水集水ます15カ所についてEGSM工法により浸透化する工事を行います。およそ100メートルの区間の中で15カ所設置するものでございます。

こちらの効果でございますが、一つ一つの浸透量がですね、1時間当たり1.3立米ほどでそれほど多くはございませんが、数多く設置することによりまして、効果が発揮できるものと考えてございます。

具体的な浸水の軽減量は、雨の勢いや降雨時間など降り方が一定ではないことから、数値的に効果をあらわすことは困難でございます。ただですね、昨年度までの実施と今回の予定の工事につきまして、計算上の雨水浸透量でございますけれども、集水ますの全部を合算して1時間当たりおよそ20立米というデータが出てございますが、今まで整備していきまして雨水浸透井は、例えば直径2.5メートルの深さ10メートル以上の大きいものでございますが、そのような雨水浸透井と同様の浸透量になることから、効果はあるということと考えてございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。なかなかこの難しいところだと思うんですけど、でも少しでも軽減できるということは、やはり安心につながるのかなというふうに思っているのと、あとふたへごみが詰まると、これ効果が出ない。このEGSMに限らず集水ますっていうのはそういうふうになっていると思うんですけど、例えば今も台風が来そうだっていうような予報が出たときに、もちろん心得のある人たちはお掃除しようとか、葉っぱをとっておこうとかって思うと思うんですけど、でもそれを雨が来そうだから市内全域で注意して行ってくださいみたいなことを、例えばその防災無線とかで呼びかけて市民の啓発をしたら、プラスで効果があるのではないかと思いますけど、そういう試みを考えたことはありますでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 今の御提案でございますけれども、皆様よく御存じのとおり、防災行政無線は聞こえないところが幾つか発生するというので、流すたびに、私どもコールセンターではないんですけども、そういう対応をしないと難しいところがありまして、現時点ではそういう考えを採用しようと思ったことはございません。

以上でございます。

○19番（東口正美君） じゃ、心ある人はお掃除をしていただいとしたいと思います。

今、向原まではそれが行われることが決まりましたけど、今後このEGSM工法を市内で取り入れようと思っているようなところがあれば教えてください。

○土木課長（寺島由紀夫君） EGSM工法につきましては、雨水浸透施設設置の一つの対策でございますが、EGSM工法だけではなくですね、雨水浸透井や多孔板ボックスカルバート方式のものも設置可能か検討しながら実施してございます。

今後につきましては、EGSM工法やその他の雨水浸透施設の整備につきましては、さまざまな方法を考えながら、その地域に合ったものを考えながら設置するというので考えてございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。これは既設の集水ますを使えるということがやっぱり一番の利点だと思いますので、ぜひ効果的に行っていただければと思います。

続きまして、ハザードマップの公表についてでございます。これは以前に佐竹議員も質問していて、そのときの答弁も同じような答弁だったかなと思っはいるんですけど、ちょっと私の中では違和感があつて、確か

にこの豪雨による土砂災害というのは、全国的にも非常に大きな規模の被害を伴っておりますし、本市においても、地域によってはこの豪雨による土砂災害を心配されている方もいらっしゃると思うんですけども、多くはこの冠水被害、溢水被害に対して不安を抱えているような方たち、またそういう地域のハザードマップとすることが必要だと思っているんですけど、この質問をすると今度は土砂災害のことが出てきて、それを待たないと、今回はそれ以前に簡易なもので対応できないかということでありましたけれども、ちょっとこの辺の考え方を教えていただければと思います。

○総務部参事（東 栄一君） ハザードマップにつきましては、今26市できてないのが東大和市だけなんですけれども、ほかで作成されている25市のハザードマップ全て基本的には共通しております、東京都建設局のほうですね、以前設置されていた都市型水害対策連絡会というのがございまして、そこが平成12年に東海地方を襲った東海豪雨、総雨量で589ミリで時間最大雨量が114ミリというすごい豪雨だったらしいんですが、これを想定して河川の溢水、氾濫、これを中心にハザードマップをつくってございます。そのときに、それにあわせて道路なんかの雨水処理ができないものについての結果出る内水も加味しましたという内容のデータを使って、浸水予想区域図というのをつくりました。

その東京都都市型水害対策連絡会がつくった浸水予想区域図に基づいて、各市がその地域の部分だけ拡大をして、それにそのいろんな避難場所とか避難経路とか、そういったものをつくってハザードマップっていうふうにつくっているということで、これは東京都のデータがないとほとんどの市ができないという状況になります。これを使うためには、基本的には業者さんに委託しなければいけないという話になっておりまして、実はこの簡易版という話をしておりましたが、簡易版の前にですね、浸水予想区域図を拡大して東大和市部分だけを切り取ってですね、これをもってハザードマップにしたいという話を東京都にしたことがあったんですが、地図については著作権があるためだめですと。地図は自分で用意してくださいと言って、その浸水予想のデータだけは無料で上げますと言われました。それどうやって上げるかという、経度と緯度、そこに浸水高ですね、20センチ浸水するか50センチ浸水するか、そういうデータは上げるので、それをその自分の地図に落とささいって話だったんで、これはちょっと基本的にはもう素人には無理ということなので、どうしても専門の業者さんに委託をしなければいけないということになります。これを仮に委託をしてハザードマップをつくったとして、近々で土砂災害の警戒区域の指定ができたなら、それを入れて作り直さなきゃいけないということになって二重になってしまうので、今はそれを待っているという状況でございます。できればそれ以外にですね、ハザードマップとはちょっと違うところで何かできないかっていうことで今検討しているということでございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 若干待ってられない状況が起きているかなというふうに思っていて、今議会だけでもこの東大和市のこの冠水をするっていうのは、もう向原と南街と新堀ということが皆さんの中で周知の事実になっているにもかかわらず、新しく家を引っ越してこられた方たちが、その豪雨災害に遭ったときに、ここがこんなに冠水するっていうのは知らなかったっていうふうにおっしゃるんですね。また、今言った地域で新しいお宅が最近建ち始めていて、確かに住居は少し上がっているんですけど、駐車場は道路と同じ高さでつくられているので、ここに駐車したら、あの雨が降ったらとてもじゃないけど車はだめになってしまうんじゃないかっていうのは、もう住んでいる人たちからしたら当たり前のことなんですけど、そういう家が建ち始めてしまっているんで、市内の工務店さんに、何でこういうふうに住っちゃうんですかねって伺ったら、東大和だけ

ハザードマップが出てないから、建てる側からしたら何を根拠にそれを注意しなきゃいけないのかっていうのはないので、やる理由もなくなっちゃうっていうふうなことを言われたわけです。そうするとせっかく新しいお家に引っ越してきたにもかかわらず、そういう思いをさせてしまうっていうのは、ちょっと考えられないなっていうふうに思いまして、この今言ったようなハザードマップがいいのか、もしくはもう皆様がある程度周知されている冠水被害については、市のほうで何らかの周知をしなければいけないところに来ているのではないかなと思うんですけど、この点どうでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 繰り返しになってしまいますけども、ハザードマップは、各市のやつも先ほど話を差し上げたとおりですね、都市型水害対策連絡会でつくったデータをもとにしているので、17年に公表されてその後につくっているんですね。つくったハザードマップはどこも更新があんまりされてないので、結果としてそのハザードマップでも現在のその都市整備の状況が変更すればですね、そこにかかってないものってあり得るんですよ。ですから、ハザードマップがあるからないからということで、そんなことをもってですね、住宅の売買等で影響があるっていう話については、ないかなとは思いますが。

それとは別にしまして、それ以外の別の要件ということでですね、今私どもで考えているのは、その浸水の履歴というのうちのほうで持っています。この道路が浸水しましたとか持っておりまして、よく業者さんが窓口に来て、浸水履歴見せてくださいっていうことで、現場見せたりしてますので、そういった資料をもとにですね、あんまり詳しくはできないんですけども、簡易なものでもつくってホームページ等で公表でもできればなということで、今調整を進めているところでございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 住宅を建てる決まりについては私も詳しくわからないんですけども、大規模開発みたいな形で住宅が建つ場合と、今新しく家が建つのは以前の方が手放された土地に業者が入って家を建てて、そこを売るみたいな形に一つ一つの家が建っていくみたいな形になると、どういう建築許可とかになるのかわからないんですけども、そういう意味で全てが市の監督のもとに家が建つわけではないと思うんですけど、ちょっとその辺確認させてもらってもいいでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 多分宅地建物取引業法の関係だと思いますけども、通常の住宅ですね、宅地建物売買においてですね、取引の判断で重要な影響を及ぼすような事項を重要事項ということで、たしか宅建士さんですか、説明をしなければならぬということになっておりますけども、その重要事項の中に、浸水の想定区域は説明しなくてもいいことに除外されています。ただ、たしか浸水の被害があった場合については、記載する項目がありますので、そこに載せるということになっております。だから新築なんかの場合については、もともと市内っていう考え方がとれなくて情報がないのかもしれませんが、基本的には法律上はそういう扱いになっているということでございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 確かに大雨時、冠水しますよみたいな立て看も立てていただいていますし、こう心をちゃんと使ってやっていけば、そういうことはないんだと思うんですけど、でもやはりどこも雨が降ったときにあんなに膝上まで上がってきている状況というのは、一瞬のことですから、やっぱり想像がつかないわけで、どうかそこのところをせっかく東大和に居住を構えようとしてくださっている人たちが悲しい思いをされないように、市でやれることはやっていただきたいなということを伝えさせていただきたいと思えます。

続きまして、止水板の設置についてですけれども、そのようなさまざま被害がある中で、家には上がってこ

ないんだけれども、駐車場がっていう方は、その一番ひどい道路の2本3本奥の方たちまでいらっしやいまして、雨が降るとのタイミングでうちの車を高台に避難させたらいいのかっていうことの相談を、どこまで上げたら車を持っていけば浸水被害に遭わないのかっていうことを雨が来そうなたびにどきどきしながら暮らしている市民の人たちもいらっしやいまして、確かに土のうという方法もあるんですけども、なかなかきのうも別の議員の質問で、一人で暮らしていたりとか、少ない人数で暮らしている中で、その土のうを積むっていうこともなかなかできなかつたりするっていう中で、まあ止水板っていうのも世の中にあって、住居は何段か上にあるから大丈夫だけど、駐車場のところだけでもそういうもので被害を防げるお宅もあるのではないかなっていうふうに思いまして質問させていただいているのと、今回この止水板を設置しているお宅も何軒か拝見させていただいてきましたけれども、なかなか重かつたりとか、いろいろ大変な中ですけども、こういうことに補助制度を使っている地域もあると思うんですが、当市ではこの個人の財産にっていうことではありますけれども、他市の事例も研究していただいているのか、ちょっとその辺も含めて、この止水板で防げる場所もあるというふうに考えるのかどうか、その辺をお聞かせいただければと思うんですけども。

○総務部参事（東 栄一君） 各市のやつが今ないんですけども、幾つか4市か5市か調べたことがございまして、止水板の効果はあるというふうに私も認識しております。ですが、繰り返しにこれはなってしまうんですけども、やはり市のほうです、住民全般の生活の中で予算やその資源等配分してやっているという中で、個人の資産形成に係る補助については、やはり現時点ではまだ慎重な判断で進めていきたいというふうに考えてございまして、お話はすごくわかるんですけども、現状では引き続き研究したいということでございます。以上でございます。

○19番（東口正美君） 研究していただいた上での、この止水板を使わなくてもいいような対策をぜひともお願いができればなというふうに思っております。

続きまして、雨水貯留浸透施設について伺わせていただきます。

今回の議会の中でも向原の駅前の冠水対策は、都営向原団地のところを使って、そういう協議が進んでいるというふうなお話を伺っておりますけれども、もう一つその新堀の野火止のあたりがやはりもう1カ所冠水をしてしまうということがございますが、この貯留浸透施設の設置は、この今向原の対策以外に市で考えているところがありますでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 南街・向原地域につきましては、現在東京都と協議をさせていただいてございますが、他の新堀地区、またいちょう通りのところも冠水しますが、そちらにつきましては、具体的には部内で立ち上げました検討部会の中です、現在さまざまな意見を出し合っているところでございまして、雨水貯留施設であったり、また貯留管であったりとか、そういうところを今後どうしていくかっていうところをまだ意見を出し合っているところでございます。そのようなことで今後も検討していくところでございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） この貯留浸透施設っていうのは、とても大きなものでございますけれども、この貯留浸透ますっていうのにうちの市は補助金がちょっとついているかなと思ひまして、これは今市内で各家庭についているますについては、どういう効果があるのか。また、その貯留浸透ますをつけることに対する市での決まり事があるのか、教えていただければと思ひます。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 今ありましたように宅地内の浸透ます、各雨どいのところからですね、つながっているものというふうに考えておりますけれども、こちらのほうは、宅地内から雨水のほうを外に流れないと、

流出抑制という形の効果があるというふうに認識しております。ますの設置につきましては、建て主さんやハウスメーカーさんですね、そちらのほうで設置していただいているというふうに認識しております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） それは住宅を建てる時に設置する義務とか、そういうのは特にはないと思うんですけど、それで間違っていないでしょうか。

○下水道課長（廣瀬 裕君） はい、私のほうもそのように認識しております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） これ各家庭がつける効果を市のほうではどのように思ってますでしょうか。

○下水道課長（廣瀬 裕君） つけていただかない場合に比べれば、確かに流出抑制、外の道路のほうにですね、宅地内の外のほうに出る雨水は当然少なくなるというふうに思っておりますので、効果があるというふうには考えております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） これ補助金つけていただいている、全体がつけたらそれこそ小さな積み重ねで区内処理ができれば道路のほうに行かなくなるわけですし、まち全体がダムのような効果になるんだと思うんですけど、この辺をこれだけ冠水被害があるわけですので、市の中で決め事にしてこうというようなお考えはありますでしょうか。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 雨水浸透施設につきましては、先ほどからお話しさせていただいていますように、雨水の流出抑制効果っていうのはあるというふうに考えてございますけれども、個人の住宅になりますので、そちらのほうの対策としての一定量の雨水浸透施設、こちらのほうを設置していただくというのを必ずというようなことでお願いしていくのはなかなか難しいのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 私の考えでは、家を建てる時につけるものだというふうにつけていただければ、改めて出費をしなくて大きな買い物の中の一つとしてつくことで、冠水被害の一助になるかもしれないですし、今多分そういうつけ方をするときは補助金はないですけど、でも補助金をいただいても、これ改めてそれだけをつけようと思うと、なかなかこれできそうでできないっていうようなこともあって、この辺の考え方を少し統一していただいてもいいのかなというふうに思っていて、これ自分の家の下に貯留ますをつけるっていうことは、誰も迷惑にならなくていいことばかりだと思うんですけど、何で、さっきの止水板は財産に関係するから補助金がつかないみたいな、効果も場所によってはあるところもある、ないところもあるっていうことなんですけど、このますに関しては小さい取り組みですけど、ちりも積もればっていう効果があるような気がするんですけど、大きな浸透施設をつけるのはとっても大ごとだし、お金もたくさんかかるけれども、そういうことを決めて各人が少しずつその雨水に対して軽減をするような取り組みとして、その住宅につけていくっていうようなことをもう少し研究してもらいたいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○都市建設部長（直井 亨君） おっしゃられた、まず義務化については、先ほど課長が申し上げたとおり、なかなか難しいというふうには考えております。雨水浸透ますをつけるインセンティブとしまして、今補助事業をやっておりますけれども、これ対象が現在、既存住宅だけとなっております。おっしゃられるとおり、新築住宅も対象にすればですね、効果が上がることも考えられるんですけども、財政的な問題もありますので、今後の研究課題として研究させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○19番（東口正美君） 新築でつけるときに補助金をつけることをお願いしているというわけではなくて、新築で建てる時はほかにもたくさんの中の一部位であれば、それが全体のローンとかになっていくわけなので、物すごく高い金額が乗っかるというわけじゃないと思うので、義務化はできないかもしれない。義務っていう考え方だと難しいかもしれないんですけども、これだけ起きてみんなが困っている、この雨水対策に対して本当にやれること、市がやれることって、そのお金を出すってことだけじゃなくて、そういうみんなにとって有益な決め事をしてくってことは市でしかできないことだと思うんですね。自区内処理が義務化されているところも建物によっては当然あるんだと思うんですけど、その個人のお宅に対しては、それが今されていない。ただ、それをした、義務でできなかったとしても、できればやってくださいみたいなことで、東大和で家を建てる時は、それが常識なんだっていうふうになっていけば、多少効果があって誰も迷惑にならないのではないかなっていうふう思うので、補助金をということではなくて、そういう考え方に対してちょっとお考えを聞ければと思います。

○都市建設部長（直井 亨君） 義務化につきましてはですね、まちづくり条例の対象となりますような開発につきましては、全てつけていただくようお願いをして、実際つけていただいておりますけれども、個人のお宅につきましてはですね、全てつけてくださいというのはなかなか難しいかなというふうには考えています。

一方で、先ほど申し上げましたけれども、補助の対象とするものが現在は既存住宅だけになっておりますけれども、新築住宅までを対象にすればインセンティブとしての効果も上がることも考えられますので、そうしたことについては研究してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） かつて雨水利用促進ということもさせてもらったんですけど、ちょっとそこは研究してもらって、そういう努力をしてるっていうことも大きな被害に対してどこまで効果があるかわからないと思うんですけど、でもそうなったらいいなというふうに思ってますので、研究していただければと思います。

話を少し貯留浸透施設の大きなほうに戻させていただきまして、その後の東野火止橋付近の野火止用水緑地を活用したっていうところでございますけれども、この近隣の人たちは、その大きな浸透施設を土地がないわけじゃない、この目の前の緑地帯の一部を使ってやれないのかっていう御意見をいただくわけで、先ほどの駅前向原のことが少し都営の土地を使ってできるんじゃないかみたいなことで、今すぐ解決しないけれども、将来そういう解決策があるかもしれないっていう、解決策にたどり着くっていう希望というか、そういうことを思えると思うんですけど、まだこの東野火止橋付近の冠水に対しては、そういう具体策がまだ表にはならない、検討というところになっているということでございます、ここの考え方として、この緑地の利用を含めて検討されているのかということと、その浸透施設をつける以外に、この地域でとることができると思われるような対策があればお聞かせください。

○土木課長（寺島由紀夫君） この東野火止橋付近でございますが、市道第13号線のゆりのき通りになりますが、こちらですね、緑地帯につきましては、今後雨水貯留施設やその他さまざまな施設の設置の検討や、緑地から雨水が道路に流れ込まないような対策の検討が必要であると考えてございます。

また、この緑地につきましては、雨水貯留施設設置を検討する場合ですね、広い敷地が必要になりますことから、現地の状況から東野火止橋の両側にある緑地が候補には考えられるということで考えてございます。

また、今後の対策っていうことでございますが、まだ具体的なところまでいってございませんので、今後さ

まざまな対策を検討していきたいということで考えてございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） この辺の住民の方たちも非常に大変な思いをされております。ただ、私も近くまで行くんですけど、一番ひどいときは膝より上に雨が来ているので、なかなかその現地の一番ひどいときを見てさしあげることができなくて申しわけない限りですけれども、本当に駐車場にブロックが置いてあって、もう雨が降る直前にそのブロックを積んで車を入れ、土のうを積みっていうことをしてる、しかもそれでもそこに住民の人たちがいれば対策が練れるけれども、誰もいないっていうときに、もう家族で電話して、誰か帰れないかみたいなことをされながら暮らしているというのを聞きますと、何とかその土のうも止水板も使わなくても暮らせるように、本当にそれは大きな財政がかかることなのであれなんですけれども、何とかそういうことが一歩でも進みますように、担当部を含めまざまま考えていただいていると思いますけれども、何とぞお願いしたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。台風が近づいておりますので、またこの緑地のこの葉っぱ等の関係とか、いろいろ御苦労があるのを職員の方たちがかっぱ着て作業されている姿も見てるので、本当にやっていただいていることに感謝もしているんですけれども、さらなる対策、検討をよろしく願いします。

以上で1番の質問を終了させていただきます。

続きまして、2番、バス停のベンチ、上屋の件にいかせていただきます。

壇上でも言わせていただきましたけれども、最初に当選させていただいて2回目の一般質問で、この地域住民の方たちのお声を聞きながら、この議員にさせていただいて、やっぱりあの地域で一番やってほしいって言われたのはバス停のベンチだったんでございます。で、それを一般質問させていただいて、市長も西武バスに言ってくださって、いよいよつくのかなって思っていたら、ちょこバスのバス停には13個ベンチがつきまして、だからこの7年間で市内にはふえているところもあります。ただ、気がついたらちょこバスはなくなり、ベンチもつかずという状況でございまして、もう一度質問させていただこうというふうに思いました。

そこで、まず確認なんですけれども、ついてないんです。この7年間には新しいものはついてないんですが、既についている箇所がございまして、立川行きの団地南というバス停には上屋とベンチがついておりますが、ここにバス停のベンチと上屋がついた経緯をお聞かせいただければと思います。

○都市計画課長（神山 尚君） 西武バスに確認いたしましたところですね、団地南のバス停の上屋とベンチ、これは西武バスがまず設置しているということです。その経緯について、一応わかる範囲でお答えをもらっております。団地南につきましては、平成19年に設置したということでございまして、これは団地の建て替えに伴いまして、道路を拡幅整備してくれたことと、それからバスベイが設置されたこと、それから市から要望があったこと、こういったことから設置したということでございます。

なお、この箇所片側しか設置されておりましたが、その理由はですね、費用面を考慮して利用者の多い立川方面に設置したのではないかとのことです。

以上です。

○19番（東口正美君） その後も、その後というか、同じような条件ではありますし、市が要望も続けていただいているにもかかわらず、その後ベンチと上屋が設置されないのはどうしてでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 西武バスに確認しておりますけれど、西武バスがカバーする広い運行エリアの中には、相当数のバス停がございまして、西武バスといたしましては、駅前など乗降客の多いバス停を中心に設

置していると聞いてございます。また、西武バスといたしましては、自転車等の通行の安全を確保するため、ベンチと上屋をセットで設置しておりますことから、かなりの経費を要するというところでございます。このため、最近では維持管理が中心となっております、なかなか新設のバス停について、可能性はゼロではないんですけど、厳しい状況になっているというふうに通っております。

以上です。

○19番（東口正美君） 事情はわかるんですけども、何とかつかないかなというふうに思いまして、ちょっと調べたんですけど、1つは宝くじとかでつけてくれないかなと思って、ネットで調べたら、公共交通だとつけてくださるっていうことが出ていて、東京都だといわゆる都バスが走っているところとかだと、そういう助成を行っていたりもするので、これも該当しないなというふうに思って、残念だなんて思ったんですけど、もう一つ探していたら、町田市がホームページに出しております、市民から要望の多いバス停なので、半額市がお金を出して民間バス会社とバス停を設置してますっていうのが出てて、ああ、すごいついて思ったんですけど、この町田市の取り組み、どのような方法で行われているのか、おわかりでしたら教えてください。

○都市計画課長（神山 尚君） 町田市に確認いたしましたところ、バス事業者、これはですね、神奈川中央交通と小田急バスさんになりますけれど、バス事業者が設置いたします上屋とベンチに対しまして、設置費の2分の1を補助しているということでございます。大体、上屋が330万円ぐらいするそうです。ベンチが20万円程度だということでして、この2分の1を市とバス会社が負担しているということになります。ですので、それぞれが大体175万円、1カ所ですね、ぐらいかかるというようなことではございました。そして、この2分の1の市の負担額175万円ぐらいですけど、これは純然たる一般財源とのことで、国や都からの補助というのはないということでございました。

場所につきましては、議会や自治会などからの要望に基づきまして、現在は駅とか福祉施設、病院などに近いバス停などを優先的に設置していますということでございました。

以上です。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。これもお金がかかる話なので、同じようにやってもらいたいというふうにはなかなか言えないですし、バス会社も違いますし、ただこの姿勢は大事だと思うんですね。

市民から要望が多いから、こういう手だてを打ってますっていうことが言える対策を東大和市にもお願いをしたいと思っていて、それはどういう方法がいいのかっていうのは私も簡単ではないと思うんですけど、例えばちよこバスの13カ所のベンチの設置にも非常にきつと御苦労されて、警察とのやりとりとかもされているので、ある意味市にはそのつけるノウハウみたいなものはあるでしょうし、また私が今要望しているところに関しましては、道路幅員もきちんと確保されているところでございますので、このバス会社とのやりとりの中で何らか市も努力するからつけてくれないみたいな、この要望の仕方っていうのは考えられないのかなというふうに思っていて、どうここで知恵を出すかっていうことかなというふうに思っています。

前回荒幡議員の質問のときには、基金を募るみたいなこともやってるところもありましたし、その基金を募る、自治会でやってくれたりとか、商店街でやってくれればもちろんいいんですけど、なかなかそういうこともできないってことであれば、そういう基金をつくるみたいなことは市でやって、市民の方たちに御協力いただきながら、市民が、何かそういうできないって言うてしまう、できない理由はたくさん言えると思うんですけど、どうしたら一歩市民が一番望んでいることに対して応えられるのかっていう知恵を私自身も絞らなきゃいけないと思いますし、ぜひ市にもお願いしたいですし、また都営住宅でありますので、また東京都とも

連携をとっていただいて、さらに高齢化していついて、やっぱりバス停にベンチがあるっていうことはすごく大事な社会的なニーズじゃないかなっていうふうに思っています。

ますますこの免許を返納しなきゃいけないかったりとか、人生80年から100歳時代になっていて、80代まで全然元気、バスに乗ればどこでも行けるっていうような方たちが長生きして、自立して生きていくためにも、やっぱりとっても大事なことだと思うので、もう一度このところをできない理由はわかるんですけど、知恵を出してもらいたいなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 上屋とバス停ベンチの設置は、やはり一番は金額、300万円を超える金額というのがネックとなっております。市のほうもなかなか財源の措置が難しいと。恐らく西武バスさんのほうも状況はそんなに変わらないんじゃないかというふうに思っております。そこで何ができるっていうことはですね、今ここでなかなか即答はできないんですけど、議員さんおっしゃるような視点を持ってですね、これからちょっと考えていく必要があるんじゃないかということは認識しております。

以上です。

○19番（東口正美君） できないと言って7年たってしまったので、これやっぱりここで私自身もう一度考えて、市民の要望に応えられるようなことをともどもに考えていきたいなというふうに思っているの、どうかお力をかしていただいて、住みやすいところになっていけばいいなというふうに思っています。

続きまして、ちょこバスの路線廃止についても、ここは交通空白地域ではないという御答弁でございました。これは非常に客観的な根拠がある御答弁だとは思っていますが、一方で、このちょこバスがなくなって皆様から言われるのは、よくちょこバスに乗ってたのに、何でなくなっちゃったのっていうふうに言われるわけですね。さっきの交通空白地域ではないっていうのは、客観的な根拠はあるんですけど、このよく私は乗っていたっていう人たちにとっては、何ていうんでしょうか、その主観的な理由があるわけですね。よくってどれぐらいですかって伺うと、週に一遍は必ずそれに乗って公民館で活動してたのにか、そういうさまざまなそれぞれ市民の方たちの事情があるわけでございます。

これも空白地域だから、もうちょこバス路線の復活みたいなことは机上に上らないっていうのではなくて、そういう市役所に来る、また公民館、図書館もありますけど、この地域に来る必要性をどう満たしていくのかっていうことを考えると、1つは行政的なことは清原市民センターが支所になっているので、各種証明書や各種手続や、また最近のごみ袋の有料袋の引き渡しなんていうことも、わざわざ市役所まで来なくても、清原市民センターでできる行政サービスもあるので、持ってけるサービスは持ってってもらって、それも1つの方法だと思うんですけど、一方で、でもやはり東大和市民である以上、市役所に来る用はありますし、また各種行われる市での行事、また先ほど言ったように公民館活動、中央図書館、ここがやはり当市の中心地なわけですから、ここに来たいと言っている市民の要望っていうのも一方で根強くあるというふうに考えますと、どうここをまた先ほどのベンチじゃないですけど、解消していくのかっていうことを諦めないで考えていきたいというふうに思っています。

先ほど御答弁では、この清原・新堀地域は空白地域ではないけれども、隣の隣接地の向原は空白地域なので、ここと連携した方法であれば考えられますという御答弁をいただいて、ああ、そうかと思ひまして、だとしたら今考えられているのはコミュニティバスじゃなくてタクシーという形で地域を小回りに巡回して、それをちょこバスと連動させていくみたいな考え方は今までもあったと思うんですけど、私は循環しなくても市役所との間がピストンのように往復できれば、あとは市役所からちょこバスに乗ってくださいねっていうことは言え

るのかなというふうに思っていて、新堀地区会館、清原市民センター、向原市民センター、市役所みたいなものが日に何本か往復するっていうようなものができたら、あとはちょこバスに乗ってくださいねで、ちょこバスの乗りかえであれば、1回の料金で、今もそうですけど、いいわけですから、そうすると全域カバーができるっていうふうに考えられるのかなっていうふうに思って、③のほうの質問にもかぶってますけれども、今回そのように思ったんですが、こういう考え方はいかがでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 今議員さんの御提案のルートなんですけれど、その前にですね、前提といたしましては、向原の地域住民の方がですね、空白地域を解消しようという、そういう市との協働の取り組みがあるという前提のもとでございまして、そこに清原の住民の方も連携してということであれば、ガイドラインに基づいた検討というものは可能ではないかということで考えておりますが、その際ですね、ルートをどうしようかというのは住民の皆さんとの協働ですから、いろんな考え方があると思いますけど、その考えの中の一つとしてはあるのかなというふうには思います。

それで、私もちょこバスを見直しした際にですね、清原の住民の説明会とかさせていただきましたけど、住民の皆さんの中には市役所とか東大和病院とか行きたいと、直接行きたいんだというお声をいただいておりますけど、どうしてもですね、やはり便利な地域なので、広く使っているのは西武バスが多いということで、市役所とか東大和病院行かれる方っていうのは、そんなに頻度も毎日行くというわけではないかなというふうに思っております、比較的低い頻度の御利用を公共交通として持続させていくという、そこをどうするかということが一番のネックじゃないかなということで、やはり住民の皆さんの機運が高まって、地域で盛り上げていくということが一番大切なんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（押本 修君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時33分 休憩

午後 2時42分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○19番（東口正美君） バスのことは街道団地のあたりから市役所来ようと思うと、どうしても駅で乗りかえがありますけど、以前も質問させていただきましたけど、狭い歩道のところにバス停があって、それをおりてロータリーのほうに回ってという乗りかえをしなければいけないわけですよね。バスが通っていない地域を思えば、それもありがたい話ではあるんですけど、この辺が高齢者の方たちにとったら、シルバーパスがあってお金はかからないかもしれないけど、だんだんその辺が難しくなるので、たくさんの、先ほど言ったように、よく乗ってたんだけどっていう人たちが1週間一遍でもよくって感じる人もいるだろうし、やはり通勤・通学で使っているところとデータをとってしまえば、どうしたって通勤・通学で毎日乗っている人たちの頻度にはかなわないわけですよね。なので、このバスに求められていることも、毎日の通勤・通学に使いたいという人もいれば、週1回の公民館活動に行きたいっていう人たちのための足っていうこともあるわけで、どれも全部をやろうっていうのは難しいっていうことも百も承知ですけども、バス停のベンチと上屋の設置、またこの地域の交通をどうしていくのかっていうことは、できないと言ってしまえばできない理由は山のように言えるんだけど、どうしたら少しでも市民要望に応えられるのかっていうことを知恵を尽くし続ける、継続して私自身ももう一度考え、また東京都も含めていろんなところにこうなんだけど、あんなんだけどって

言って、みんなで知恵を出し合いながら、少しでも住民の人たちの声に応えていきたいなというふうに思いますので、担当部も何とぞよろしくお願ひしたいんですけど、いかがでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） いろいろな御要望等いただいておりますけれど、予算上は難しいという部分はございますけれど、市として地域の交通のために何ができるかっていうのは、これから考えていく必要はあるというふうには思っています。

以上です。

○19番（東口正美君） 西武との交渉も含めて、何とぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、口腔ケアについて質問させていただきます。

このことも以前に質問をさせていただきました。この口腔がんについては、法定検診ではないので、なかなか検診が難しいというふうに御答弁でしたけれども、前回御質問をさせていただいたことで、多分歯科医師会とかに聞いていただいたと思うんですけども、先生方の反応というのはどうだったのかなあとということをお聞かせいただければと思います。

○健康課長（志村明子君） 前回からの歯科医師会との口腔がん検診についての協議についてでございますけれども、まず歯科医師会の先生方の御意見としては、さまざまございました。口腔がんという症例というものが一般的には非常に少ないというようなこと、また2次検査となります組織検査は提携する大学病院でなければ行えないこと、そういった一時的な1次検診のことに加え、2次検診をどうするかといったようなこと。また対象の選定や受診科の指定、歯科医療機関をどのようにするかといったような、そういったようなさまざまな御意見がありまして、現在のところ当市におきましては、まずは法定検診をしっかりやっというふうな形での御意見のほうをいただいたというようなことでございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 前回の質問でも、いわゆる見てわかる場合が多いということなので、ある意味自分でも気がつくかっていうことはあると思うんですが、今回先ほど壇上で言わせていただいた方の話にしても、歯医者さんには行っているわけですよね。ただそこからがんだっていうことがわかって治療に移るまでに時間がかかってしまっていることがやっぱり一番気になっていて、うちじゃわかんないけど、じゃ次こういう手だったら早くそういうことがわかるっていうようなルートというか、システムというか、そういうものを考えてほしいなっていうか、考えなきゃいけないんじゃないかなっていうふうに思っているんですね。その歯医者さんに通ってなくて気がつかなくて進んじゃったっていうんじゃないで、ちょっと異常があるから行ってみたんだけど、すぐにはわからなかったっていうところの、そのタイムラグを少なくするために何ができるのかなっていうことを思うわけですけども、ちょっとネットで見る限りでしかわからないんですが、今回見た中ではナビシステムっていうような画像診断をしているようなところがあるんですけども、ちょっとこの件わかるようだったら教えてください。

○健康課長（志村明子君） 口腔がん検診におけるナビシステムというものについてでございますけれども、このナビシステムというものは、視触診検査で異常を発見した場合に、口腔内蛍光観察装置という機械で口腔内を撮影し、その画像を提携大学など専門医療機関に送って、そこで診断のサポートを依頼する。そしてサポートの報告を受けた結果により受診者の方に説明するという、そういった最新機器を使って、また通信技術を使ってのものだというようなことで確認をいたしております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。世の中にそういう方法はあるけれども、まだ一般的ではないですし、しかもそれはお医者様が取り組むという意味がなければできないとも思っているんですけども、そういうものが世の中には出てきてるのかなというふうに思ってます。

また、これもネットで見たところですけど、口腔がんドックみたいなものも自己負担をすればやってくれているお医者様もあるようですけれども、まだまだこの辺が一般的でないんだなということは私も改めて今回認識を新たにされたわけですが、一方で少ないとはいえ口腔がんを発症している市民の方がいらっしますし、また前回の質問のときに言わせていただきましたけれども、命に及ばないけれども、やはり顔、しゃべる、また食べるっていう生きていくためにとっても大事な機能を担っている口腔にがんができてしまうと、やはりその後の人生は、たとえ命があったとしても、大きな支障を来すということを考えると、何とかこのところを改善できる取り組みを当市の先生方にも心砕いていただきたいなというふうに思っています。質問をしているわけですので、今後とも研究をぜひお願いしていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 口腔がん検診でございますけれども、一般的にはすぐにがんになるというわけではございませんで、口腔内の粘膜の疾患が五、六年ぐらいかけて、つまり前がん病変の状態からがん化するというふうに言われてございます。そういった点から、かかりつけ歯科医での半年ごとの定期健診を続けていただくほかですね、ナビシステムのようないろいろと高度な検査方法等の開発等も今後出てくると思われますから、そういったいろいろな動向等を把握しながら、歯科医師会と関係医療機関と調整、連携のほうを図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。そういう意味では、一にも二にも歯医者さんに通うという、歯医者さんに診てもらふ機会をふやすってことが一番の近道なのかなとも思いますので、次の質問にいかせていただきます。

今回は無料歯科相談を通してかなり歴史を積み重ねていただいている、昨年の実績については御答弁いただきました。かかりつけ医がない方も45人も来られていて、啓発することができたということですが、先週環境市民の集いのときにことしも行っていただきましたけれども、ことしの様子も教えていただければと思います。

○健康課長（志村明子君） 先週6月3日に実施いたしました平成29年度の無料歯科相談についてでございます。今年度は来場した方が162名ということで、前年度の170名よりやや減少いたしております。162名の方のうち、初めて参加された方は88名と半数以上となってございました。また、実施しましたアンケートによりますと、かかりつけ歯科医を持たない方が23名おられましたことから、この方たちにとって非常によい動機づけの場になったものというふうに考えてございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 私も拝見させていただきましたけれども、この環境市民の集いのこの決められた時間の中で170人というのが対応するのにどうなのか、これ以上ふやせるのか、少ないのか、その辺伺えればと思います。

○福祉部長（田口茂夫君） 実施をしております先生方の人数もでございますし、特に一番時間のかかるのは口臭の部分の測定にちょっと時間がかかるということで、今回の終わった後の本当に短い時間の反省会の中で、歯科医師会の先生方からも、ここを少しどうにかしなきゃいけないかなというふうなお言葉もいただいております。

ます。170から200人ぐらいが限界なのかなというふうには、会場の大きさ等にもまたよりますけれども、そのようには我々は感じております。

以上です。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。先生たち、お休みの日にありがたいなと思ってますので、人数決めていただいて大丈夫だと思うんですけど、ただあその会場にいて、ああ、もったいないなと思ったのは、みんなスタンプラリーに必死に回っていて、判こもらいに来るんですけど、ここはスタンプラリーじゃないですよとって、入り口で帰られるっていう方たちがいるので、この無料歯科相談受けなくても、ちょっと歯科に対して興味を持ってもらったりとか、何かこうできるようなことがあればいいなって思っていて、例えばアンケート調査だけ「かかりつけいますか」「歯医者さんいつかかりましたか」みたいな簡単なアンケート調査だけしてくれたらスタンプを押すみたいなことを組み込めたら、それもまた1つのデータにもなるし、今回は人数いっぱいだけど、来年もやりますからねみたいなことにすると、広がりももう少し出るかなあと思ったんですけど、そういう取り組み考えられますでしょうか。

○福祉部長（田口茂夫君） 環境市民の集いで実施をしておりますスタンプラリーの参加の件でございますけども、実際に歯科医師会のほうで実施をさせていただいてます、この無料歯科相談につきましては、同時実施という形で基本的には環境市民の集いの中に包含されている事業としてはなっておりません。当然環境市民の集いのほうにつきましては、実行委員会もございますので、そういった形の御協力、その場所の提供というのは我々のほうで考えなければいけませんけど、そういったところの組み込みも可能かどうかということも含めまして、来年に向けましてですね、御相談はしてみたいなというふうには考えております。

以上です。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。次の質問に移りながら、またちょっとその辺もできたらいいかなと思っているんですけど。

続きまして、その歯周疾患検診について伺わせていただきたいと思っておりますが、これの実績と効果について聞いておまして、申し込み数は定員に達しているのに実際やるとこれが下がってしまうという御回答があったと思うんですけど、まあちょっともったいないなあと思うんですけど、この辺をどのように見えますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 歯周疾患検診の申し込み者数に対します受診者数の伸び悩みについてでございますけども、主管課といたしても、利便性の向上ということで、今年度からはですね、検診の実施期間をこれまでの3カ月から5カ月間という形で延ばしたり、また40歳の方には直接検診票をお送りして、予約申し込みを省略してすぐ予約して検診をしていただけるような形で利便性のほうを図っているところでございます。ただ、未受診者の方が実際に減らないという現状がございますから、今後未受診者の方に対する受けなかった理由などをアンケート調査のようなものなどを使いながら、実態のほうを把握する必要があるのではないかなということを検討しております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。きっと申し込んでくださったから、行くつもりはあったのに、お仕事が忙しいとか、いろいろあるんだと思うので、もしどこかで調べていただければと思います。

この中でもう一つ、ああそうなんだと思ったのは、やっぱり9割を超える方が要指導、要検査になっているということで、恐らく意識が高くて申し込んでくださっているのに、案外高いなというふうに思っていて、

だからこういう検診を改めてしていくっていう効果はあるんだろうなっていうふうに思っているんですが、その受診者数だけじゃなくて、この検診を行うことで、その歯周疾患が改善するみたいなことへの効果っていうのをどのように考えてますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 歯周疾患検診により歯と口の状態のその異常の早期発見ができますことから、その治療を開始するという事は、歯と口の健康を保つ以外に、その全身の疾患、生活習慣病の予防などにも効果があるということにつきまして、先ほど言った、その受診者数の向上も含めまして、啓発のほう、どういう形ができるか、ちょっと工夫について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） そうすると、やっぱり一人でも多く受けてもらいたいなあとというふうに思っていて、その定員にも達してないっていうのと、あとやはりこの間前質問したときに、幾つか提案をさせていただいたのは、例えば妊婦さんの歯科受診率は高いっていう話を伺ったので、妊婦さんだけでなく旦那さんも一緒に受けられるようになりませんかというのを前回質問させていただいたりとか、あと20歳の子たちの歯科健診をプレゼントしている市もありますよみたいな話をさせてもらったんですけど、その後、この辺について検討できていることがあれば教えてください。

○健康課長（志村明子君） 妊婦歯科健診のときの、そのパートナーの方の健診及び成人式ですね、20歳の方に対する健診につきましては、歯科医師会のほうにそういった形の方法もあるというような形でお話のほうはさせてさせていただいております。ただ、先ほどから繰り返になりますけれども、まずはその法定検診をしっかりやろうというようなことが、まず第一義的に優先するというふうなことで、具体的にそれら2つについては検討のほうには至ってございません。

以上でございます。

○19番（東口正美君） より実現可能性があるとしたら、人数的に大体出生数が700人ぐらいなので、700人ぐらいの予算がとられているのかなあと思っていて、今この妊婦健診の関係で妊婦さんが受けているのは大体何人ぐらいの方が、この歯科健診を受けてくださっているのでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 妊婦歯科健診の対象者と受診者数についてでございますが、平成29年度は661人の方、母子健康手帳を交付した方と同人数になりますけれども、が対象の方でございました。そのうち受診者の方は233人となっております。ほかの年度も大体同じような形になってございます。妊婦歯科健診と申しますのは、妊娠初期のつわりがおさまった後、安定期に入った早目の時期に受診のほうを勧めておりますけれども、いざ健診を受けていただいたときに、例えば歯石除去程度の健診結果であれば1回2回の通院で完了するんですけども、未処置の歯があったり、あとは定期的な継続的な治療が必要な歯肉の炎症や歯周病があった場合には、安定期の治療を1回やめて出産後、その後に治療を持ち越すことなどもございます。そういったような観点から、なかなか妊婦歯科健診の受診者数についても、増加のほうが目に見えていない状況でございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 数字だけ見ると乱暴ですけど、旦那さんの分も渡しても600人ぐらいかなあと思うので、一遍にこの問診票を渡して2人で行ってくださってと言っても大丈夫かなって、すごくざっくりとした意見を持ってますけど、そんなことはやれる可能性はあるのでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 妊婦歯科健診におきまして、パートナーの方も含めた歯科健診につきましては、数字上で言えば可能でございますけれども、パートナーの方を含めた歯科健診ということになりますと、家族ぐ

るみでのかかりつけ歯科医の定着ですとか、あと対応できる歯科医療機関、また時間帯、期間、健診期間ですね、そういったものはどの程度必要なのかといったような委託先の歯科医師会との調整も必要となりますことから、実施が可能かどうかについては今後そういった関係機関と連携する必要があるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。ちょっとまた先生たちとお話ししていただいて、研究してもらえればと思います。

といいますのも、要はこの歯周病と全身疾患というのは関係性があると言われているにもかかわらず、あんまりやっぱり知られてないんだなあっていうのが私の実感なんです。例えば妊婦さんも歯周病があると低体重児が産まれるっていうようなことがあるわけじゃないですか。だから受けてもらったほうが安全なお産にもつながるわけなので、本当はもっと受けてもいいんじゃないかなって思うんですけど、その数字にとどまってしまうっていうようなことを考えると、やっぱりこの全身疾患との関係性のことについて、本当にまだまだ認知されていないんだなあっていうのを感じています。

例えば、この間、市の歯周病に対する講演会に行ってパンフレットをもらったんですけど、そこは歯周病についての話は書いてあって、こういうふうに歯磨きしましょうとか、歯周病っていうのはこういうですよっていうことは書いてあったんですけど、歯周病と全身疾患のことに對しては、そのパンフレットには載ってなかったんですけど、この歯周病と全身疾患の関係のこの認知といいますか、皆様市民、世間一般の人たちがどういう認識でいられるとお考えでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 歯周病と全身疾患の関連についてでございますけども、この件につきましては、以前から関連があるんじゃないかという形でいろいろと言われてまいりましたけども、ここ何年かできるよう科学的な知見といいますか、そのデータに基づく検証のほうが出てきたところでございます。そういったところから今議員がおっしゃいましたように、今現在使っている啓発教材のほうにも、そういった全身疾患との関連についての掲載をしているようなものは、これから出てくるというようなことが見込まれるものでございます。そういったことから、一般の市民の方につきましても、まだまだ全身の健康と深くかかわるといったことの啓発は進んでいないものというふうに考えております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） まだ途上なんだなっていうのを感じています。一方、後期高齢者医療の中では、この歯周疾患検診が新たに組み入れられるということがあるというふうにも伺っておりますので、やはりこの辺は流れとしては完全に歯の口腔の健康が全身につながるっていうことはだんだんわかってきているんだなあというふうにも思ってますし、この後フレイルのことも出てきますけれども、しっかり食べればしっかり元気になれるっていうこともありますので、やはりこの辺のことをもう少し御理解いただくと、いろんなことの数値も上がってくるのではないかというふうに思うんですけど、その取り組みを歯周病と全身疾患は関係してるんですよっていうようなことを啓発していくような取り組みを東大和市としてやれることがあるか。例えばこの間の無料相談のチラシも裏は白かったんですね。そういうところにちょっとこう豆知識みたいなものとか、全部そういうのはお医者様の監修が必要なかもしれないんですけど、市で周知する方法があるか教えてください。

○健康課長（志村明子君） 歯周病と全身疾患の関連についての市民の皆様への啓発の方法についてでございますけれども、今市では歯周病講演会、また摂食嚥下講演会という、歯と口の健康に関します講演会のほうを歯

科医師会の先生の御協力をいただきながら行っております。また、そのほかにも各種歯科保健の事業を行ってございますので、まずはそういった機会を利用して、市民の皆様を知っていただくことを進めることについて検討してまいりたいと考えてございます。

また、無料歯科相談のチラシの裏など、啓発教材の作成につきましては、まだ一般的なものが出ておりませんから、その作成につきましては、どういった内容がいいのかも含めまして、歯科医師会と関係機関と調整のほうを図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。そうしますと、最後の質問になりますけれども、かかりつけ医の重要性っていうのは、そういうことがいろいろわかってくるとさらに痛いときだけ行くっていうのが歯医者さんじゃなくて、口の中の衛生状態を管理していくということが全身の健康につながるんだっていうことがわかって、両輪でかかりつけ医をちゃんと持とうということと進んでいくのかなっていうふうに思っているので、このかかりつけ医を持っているかどうかという市民全体の調査みたいなことはされているのかどうか教えてください。

○健康課長（志村明子君） かかりつけ医を持つかどうかの調査につきましては、先ほど市長答弁でお答えさせていただきましたように、市民の健康に関する意識調査、また平成28年の市民意識調査で行っておりまして、7割の方がかかりつけ歯科医を持っているという形で御回答のほうをいただいております。ある一定の方については、かかりつけ歯科医をお持ちで定期的な歯科健診をお受けいただいているものと認識してございますけれども、その一方で、かかりつけ歯科医を持たない方も実際いらっしゃるということがありますので、持たない方につきまして、なぜ持たないのか、そういったような実態の把握について、今後どのような形で把握ができるのかも含めまして、持たない方に持っていただくための取り組みについて検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。まだまだやれることもたくさんあるのかなというふうに思いますし、国の予算だけを見れば、口腔管理と基礎疾患の関係性みたいなところにも予算がついてきていて、そういうふうな大きな流れになっているのかなというふうに思いますし、またその全身疾患とかかわるということなので、口腔ケアを徹底してやると必ずその全身疾患のほうにいい影響があるということは、一番いつも気になる、その医療費の削減みたいなところにいい効果が必ずあらわれてくると思っているので、この辺地道な取り組みもあると思うんですけども、今後ともお願いしたいというふうに思っております。

以上をもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（押本 修君） 以上で、東口正美議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 荒 幡 伸 一 君

○議長（押本 修君） 次に、17番、荒幡伸一議員を指名いたします。

〔17番 荒幡伸一君 登壇〕

○17番（荒幡伸一君） 議席番号17番、公明党の荒幡伸一でございます。通告に従いまして、平成30年第2回定例会における一般質問をさせていただきます。

今回、私は大きく4点にわたりまして質問をさせていただきます。

まず1点目は、健康増進施策についてであります。

最近フレイルという言葉をよく目や耳にするようになりました。加齢とともに筋力や認知機能など心身の活力が低下した虚弱状態のことで、要介護などになるリスクが高いとされています。国内約450万人、75歳以上の一、二割との推定もあるようです。病気ではないが危険性があるという意味では、メタボと同じような用語ですが、東京都健康長寿医療センター研究所によれば、フレイルの人はそうでない人に比べて要介護発生などのリスクが2.4倍だというふうに言います。医師で作家の鎌田實さんは、毎日新聞の連載コラムの中で高齢者がフレイルにならないためとして、筋肉や骨、血管をつくるたんぱく質をしっかりとることやスクワット運動などで太ももの筋肉を強化することを勧めていました。人生を豊かに過ごすには貯金よりも貯筋、お金をためるよりも筋力をつけること、何歳からでも手おくれではないと、フレイルの予防や対策は一人一人違うので、各自が取り組みやすい形で継続することが大切であると考えます。

そこで、お伺いいたします。

①といたしまして、心身の活力が低下した状態を言うフレイルの予防の重要性について。

②といたしまして、フレイルの予防対策について。

アとして、加齢とともに筋肉が減少し、転倒などのリスクが高まる身体的要素について。

イとして、意欲や気力が低下し、何をするのもおっくうになり、老人性の鬱や認知症のリスクが高まる精神的要素について。

ウとして、外出の回数が減り、人との交流がなくなり孤立しがちになる社会的要素について。

③といたしまして、フレイルの兆候をチェックする仕組みについて。

④といたしまして、柏市のかしわフレイル予防サポーター制度の導入についてお尋ねいたします。

そして、健康長寿の秘訣は早歩きウォーキングにありと最近では言われています。ウォーキングは日常の中で行いやすいというよさがあります。これは大きなポイントで、人間は二足歩行の動物ですから、ほとんどの行動に歩行を伴います。つまり歩くことは私たちの日常の動きの基本であり、それだけ多くの人にとって普遍性を持っているということです。

そこで、⑤といたしまして、正しい歩き方、正しい靴の選び方の普及による健康寿命の延伸についてお尋ねいたします。

次に、2点目といたしまして、高齢化が進む社会への対応についてお伺いいたします。

終活とは、残りの人生をどのように生きていきたいかという望みを形にし、人生の終わりに向けて前向きに準備することで、今をよりよく生きていくための活動です。世界一の長寿国である日本において、核家族化が進み、また経済的にも年金生活ではなかなか厳しい時代、自分の終えんに不安を感じる人が多くなったことは事実です。同時に仕事が忙しい我が子や孫に負担をかけたくないと思われている方も多くいらっしゃいます。そんな不安を解消するために生まれたのがエンディングノートです。相続の問題、保険、お墓、お葬式はどうするか、人それぞれさまざまな不安を抱えています。自分らしい最高のエンディングを迎えるために、まずは自身のこれまでの人生を見詰め、これから残りの人生をどのように生きていきたいかを思い描く終活という言葉は、残された家族への思いやりの一つかもしれません。エンディングノート自体には法的拘束力はありませんが、家族に自分の思いを伝える一つのツールとしてはすてきなノートだと思います。今後核家族化がますます進む現代において、必要かつ重要な政策であると考えます。

そこでお伺いいたします。

①といたしまして、行政で可能な終活支援における当市の現在の取り組みと今後の予定について。

②といたしまして、増加傾向にあるひとり暮らしの高齢者の不安を和らげる事業、横須賀市エンディングプラン・サポート事業について。

③といたしまして、東大和市らしい終活サポート、オリジナルのエンディングノートの作成について。

④といたしまして、終活関連企業や施設との連携について。

⑤といたしまして、在宅でのみとりの今後についてお尋ねいたします。

次に、3点目といたしまして、患者の状態に応じた適切な医療提供についてお伺いいたします。

現在の診療報酬制度では、医療費抑制などの観点から、患者の状態に応じた適切な医療提供が求められています。このため急性期向けの病院では、病状が落ちつくとな多くの場合、退院や転院を勧められます。患者、家族にとって転院先をその都度自力で探さなければならなかったり、病院から紹介されても高額な費用や通にくい場所にあるなどの理由で思い悩むケースが少なくありません。そろそろ転院しなくてはならないと言われたときに、私のところにも転院先の病院を探してほしい、紹介してほしいという相談を受けるわけでございます。大変に苦慮しながら関係部署の方々にも御協力をいただきながら回答しているわけでございます。そうした負担を少しでも軽減するため、都議会公明党は一貫して転院支援情報システムの構築を訴えてきました。そして2014年7月から運用が開始し、2016年11月には稼働後の運用状況を踏まえて機能が一部改修され、これまで病院のみだった検索対象に有償診療所が追加され、検索可能な医療機関が約650から1,000を超えるところまで拡大し、検索項目や検索方法も拡充されました。これに伴い改修前は月平均229件だったアクセス数が現在は月平均360件に伸びているとのこと。

そこで、お伺いいたします。

①といたしまして、転院支援や退院支援の現状と課題について。

②といたしまして、東京都の転院支援情報システム活用のメリットとデメリットについてお尋ねいたします。

次に、4点目といたしまして、東大和の方言の保存についてお伺いいたします。

1位沖縄、2位鹿児島、3位秋田、これは方言残存率の都道府県ランクです。日本語学者真田信治氏の方言の日本地図で示されていますが、沖縄や東北ではかつて方言の使用が厳しく制約された暗い歴史があります。明治以降、中央集権化を進める政府は、標準語の使用を強制、学校で生徒が方言をしゃべると、罰として「私は方言を使いました」という札を首にぶら下げるといった過酷な指導も行われていたという悲しい過去があります。方言の否定は地方の文化や習慣の否定にほかなりません。近年は方言の大切さが認識され、教育現場でも学び伝える取り組みが行われるようになりました。しかし、テレビなどのメディアの普及は、日本の隅々まで標準語をあふれさせ、方言の衰退を招きました。さらに東北では、東日本大震災で多くの被災者が住みなれた地域から避難、移転を余儀なくされ、多数の地域で方言が消滅の危機に瀕しているといえます。方言は心のふるさとであるとともに、それぞれの土地独特の昔からの生活文化の反映にあると思います。

そこで、お伺いいたします。

①といたしまして、在来方言の地域資源としての利用について。

②といたしまして、在来方言の保存に向けた他自治体の取り組みと当市の現状について。

③といたしまして、学校生活における方言教育の現状と課題についてお尋ねいたします。

この場での質問は以上とし、再質問につきましては、御答弁も踏まえまして、自席にて行わせていただきます。よろしくお伺いいたします。

[17番 荒幡伸一君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、フレイルの予防の重要性についてであります。フレイルとは、一般的には高齢者が心身の機能の低下によって虚弱となった状態を指すものであると言われております。高齢者は、まずフレイルを経てから要介護状態になるため、フレイルの方は要介護予備軍として注目されているところであります。フレイルを早期に発見し、食事や運動など適切な対応により、要介護状態を回避することができ、健康寿命の延伸にも資することから、その対応は重要なものであると考えております。

次に、加齢に伴う転倒などのリスクが高まる場合の身体的要素についてであります。高齢化により筋肉量の減少やバランス能力の低下により、つまずきや転倒をしやすくなるなどの身体的要素がフレイルの要因の一つとなっております。加齢に伴う身体機能の衰えは不可避なものです。適切な介入により、この身体的要素の改善が期待できるものと認識しております。

次に、老人性の鬱や認知症などのリスクが高まる場合の精神的要素についてであります。高齢化により認知症などの認知機能の低下や精神的なストレスによる鬱病の発症により、精神や心理に問題を抱える精神的要素もフレイルの要因の一つとなっております。認知症の初期対応や見守り、相談による高齢者の生活上の不安の軽減が精神的要素の改善を図りフレイルの予防に効果的であると認識しております。

次に、人との交流の減少による孤立化などの社会的要素についてであります。仕事を引退した後、地域とのつながりが希薄な高齢者は、現役時代に比べ人との交流の機会が極端に減少します。このような方は社会的に孤立化し、外出の減少によりひきこもりになりやすいと言われております。こうした社会的要素もフレイルの要因であると認識しております。孤立化などの社会的要素を有する方には、ボランティア活動や趣味の会への参加など、社会参加を促すことが重要であると認識しております。

次に、フレイルの兆候をチェックする仕組みについてであります。東京大学高齢社会総合研究機構により各種のフレイルチェックが考案されております。誰にでもわかりやすい簡易なチェック方法としては、ふくらはぎを指で囲む指輪っかテストや11項目の質問からフレイルのリスクを調べるイレブン・チェックなどがあります。また、より詳細な評価のために身体面、口腔機能、社会面、精神面を調べる総合チェックも考案されております。

次に、柏市のかしわフレイル予防サポーター制度についてであります。柏市では、かしわフレイル予防プロジェクト2025として、2025年までに集中的かつ計画的に市民の健康づくり活動を支援するため、健康づくり事業の効果的連動と地域を基盤とした市民主体の活動の推進を図っております。かしわフレイル予防サポーター制度もその一環として位置づけられているもので、市民ボランティアであるかしわフレイル予防サポーターがフレイルチェック講座の実施を担い、フレイル予防に貢献しております。

一方、当市の介護予防リーダーによる取り組みといたしましては、東京都健康長寿医療センターが考案した介護予防診断や検診である「おたっしや21」が実施されております。

なお、フレイルチェック講座のようにフレイル予防に関する本格的な取り組みについては、今後調査研究してまいりたいと考えております。

次に、正しい歩き方や、靴の選び方の普及による健康寿命の延伸についてであります。ウォーキングは生活習慣病の予防、心肺機能の向上、肥満の予防、ストレス解消など健康づくりに効果がありますことから、正しく行っていただくことが必要であると認識しております。そのため市民の皆様が姿勢や靴などウォーキング

に関する正しい知識を持ち、取り組んでいただくことは、身体の痛みなど体調の不調を回避し、実施の継続につながるものと考えております。

また、正しくウォーキングを行っていただくことはフレイル身体的要素を減少させるとともに、健康寿命の延伸にも効果があると考えております。

次に、終活支援における現在の取り組みと今後の予定についてであります。市では東大和市地域包括ケア推進会議の専門部会である在宅医療介護連携推進部会におきまして、平成29年度にアドバンス・ケア・プランニングについて検討したところであります。アドバンス・ケア・プランニングとは、将来の意思決定能力の低下に備えて、患者本人、家族、医療従事者があらかじめ医療やケアの方針について話し合い、決めていくというものであります。

今後につきましては、終末期の意思決定についての支援としてアドバンス・ケア・プランニングを一般の方に普及させるための取り組みについて検討してまいりたいと考えております。

次に、横須賀市エンディングプラン・サポート事業についてであります。横須賀市のエンディングプラン・サポート事業は、ひとり暮らしで身寄りがなく、かつ一定の所得以下の高齢の方等を対象に、横須賀市と葬儀社等が連携し、延命治療意思、葬儀や納骨等に関する支援を行う事業であります。具体的には対象者からの相談内容に応じ、必要な情報の提供や支援プランを作成し、本人の入院や死亡などの際に、支援プランに基づいて連携機関が支援業務を行うものであります。

次に、オリジナルのエンディングノートの作成についてであります。エンディングノートとは、高齢者等が人生の終末期や死後に必要な手続に関して、自身の希望を記入するためのノートであります。記入する内容は、主に終末期医療や資産整理、葬儀の方法などであります。オリジナルのエンディングノートにつきましては、今後調査研究をしてまいりたいと考えております。

次に、終活関連企業や施設との連携についてであります。市では、現在のところ終活に関する事業について関連企業や施設との連携は行っておりません。

なお、介護報酬の改定により医療提供体制を整備した特別養護老人ホーム等の介護施設内において、入所者をみとる場合のみとり介護加算が拡充されましたことから、施設に対する適切な情報提供により、施設内におけるみとりの普及を図り、また終活関連企業に関しましては、情報収集をしてまいりたいと考えております。

次に、在宅でのみとりの今後についてであります。終末期に住みなれた自宅で療養したいと希望する方の割合は高く、訪問診療などの体制の充実が図られることにより、今後はさらに自宅でみとられる方が増加するものと認識しております。このような在宅でのみとりを支えるために、地域包括ケアシステムの構築や在宅医療・介護の連携をより一層進めることが必要であると考えております。

次に、転院支援や退院支援の現状と課題についてであります。東京都では、地域における医療の仕組みとしまして、入院は二次医療となり、医療機関への入退院は病院と診療所等の連携により行われております。また、転院や退院は、患者の状態や希望に合わせ、必要な医療・介護のサービスが提供できるよう、入院医療機関の医療社会従事者などの支援担当者が行うものとされております。

課題につきましては、東京都保健医療計画におきまして、退院後の療養生活に必要なサービスについて、入院初期から準備ができるよう、入院医療機関における退院支援の強化や医療社会事業従事者の資質の向上が必要であるとされております。

次に、東京都の転院支援情報システムの活用におけるメリットとデメリットについてであります。メリッ

トといたしましては、医療機関の所在地、保有病床や病棟、費用負担、対応可能な医療措置など、患者の状態や希望に応じたさまざまな項目で転院候補先医療機関の検索が行えることであります。デメリットといたしましては、システムで検索される医療機関は東京都内に限るため、隣接する他県の医療機関など、東京都外に転院を希望する場合は活用できないことであると考えております。

次に、在来方言の地域資源としての利用についてであります。市において大和弁と称される親しみを込めて使われ続けてきた在来方言は、時代の流れとともに減少していると実感しております。この在来方言は、日常会話の中で何気なく利用され溶け込んでいる場合がありますが、毎年4月に行っているうまかんべえ〜祭の名称につきましても、その一例であると認識しております。

次に、在来方言の保存に向けた他自治体の取り組みと当市の現状についてであります。近隣の瑞穂町では、「瑞穂の方言」という冊子を作成するなど、現在の在来方言を保存するための取り組みを行っているとのことですが、当市におきましては、現在具体的な検討は行っておりません。

次に、学校生活における方言教育の現状と課題についてであります。現在は学習指導要領に基づき国語科の学習において、方言と共通語についての指導がなされているところであり、方言の特質を理解させた上で共通語の果たす役割を理解させていくことが必要であると認識しております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 学校生活における方言教育の現状と課題についてであります。現在は小学校では第5学年及び第6学年の国語科の学習において、共通語と方言との違いを理解することを指導しております。また、中学校では、第2学年の国語科において、共通語と方言の果たす役割について理解することを指導しております。各学校では、指導に当たりましては、共通語と方言との違いやその果たす役割について、日常場面を想定しながら、より理解を深める学習を展開していくことが必要であると認識しております。

以上でございます。

○議長（押本 修君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時35分 休憩

午後 3時44分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○17番（荒幡伸一君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、随時再質問をさせていただきます。

まず1番、フレイル予防の重要性についてから、③番フレイルの兆候をチェックする仕組みについてでございますけれども、こちらフレイル予防についてですので、質問が横断的になりますけれども、御了承いただければと思います。

それでは、高齢者に発生しやすいフレイルは、この適切に予防すれば日常生活にサポートが必要な要介護状態に進まずに済む可能性があります。そのためフレイルの予防には、フレイルのメカニズム、フレイルサイクルをよく理解し、正しい介入方法を行う必要があります。

まずは、最近このフレイルという用語を使用し始めるようになったのはなぜなのか教えていただけますでし

ようか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） フレイルという言葉は、英語のフレイルリティからつくられた用語でございます。本来は、これは虚弱あるいは老衰などと訳されるものであります。ところで、この言葉をですね、高齢者に対して使いますと、加齢に伴って不可逆的に老い衰えた状態と、こういうネガティブな印象を与えるということで、最近では、生活習慣の改善ですとか、適切な栄養等の措置によりまして、身体機能、認知機能の回復が見込まれることもありますから、日本老年医学会ではですね、このフレイルという用語を使用するということを宣言しております。ここから広がったものというふうに認識しております。

なお、フレイルという用語はですね、筋力の低下といった身体的な問題のみならず、認知機能の障害、あるいは鬱などの精神、あるいは心理の問題ですとか、独居、ひきこもりといった社会的な問題も含めた概念として使われているということでもあります。

以上であります。

○17番（荒幡伸一君） では、フレイルというと、やはり柏市が先進的に取り組んでいるわけでございますけれども、この柏市がフレイルに着目したのはなぜなのか教えていただけますでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 議員御指摘のとおり、柏市はですね、東京大学の高齢社会総合研究機構と連携いたしまして、フレイルというものに着目した高齢者施策というものを展開しております。柏市の区域内には、この高齢社会総合研究機構の研究棟がありましたことから、この機構との協力が得られやすい環境にあったということでございます。高齢社会総合研究機構は、心身の機能低下によって、高齢者が虚弱になり生活機能全般が衰えるフレイル、この予防について研究しておりましたので、柏市においても、このフレイルに着目した高齢者施策を展開したものと理解しております。

以上であります。

○17番（荒幡伸一君） それでは、柏市のフレイル予防のこの特徴について教えていただけますでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 柏市におきましては、介護予防をですね、フレイル予防として捉えております。心身の機能低下によりまして虚弱となった状態をフレイルと呼びますがけれども、このフレイルは要介護状態の前段階とも言われております。ここにおいてですね、適切な介入により回復が可能なものと考えられております。柏市のフレイル予防事業は、フレイルチェックを通しまして、高齢者自身が自己の状態を客観的に把握して、自覚ある行動のもとにフレイル予防を進めるというところに特徴があります。そのフレイルチェックにつきましては、項目ごとにですね、問題がない場合には青色、それから問題がある場合には赤色で表示して、赤となった項目を青に変えるように日常生活上の注意を高齢者に促すと、こういう方法をとっておるようであります。

課題を指摘された高齢者は、その日常生活におきまして食事、運動、それから社会参加についてフレイル予防に資する取り組みを意識的に行いまして、あるいはまた柏市主催のですね、介護予防事業に参加するなどして、フレイルチェックで課題のあった項目を改善してフレイル予防、すなわち介護予防を進めるというものであります。

以上であります。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

フレイルチェックをお受けになっている方が、赤いシール受けるたびに少なくなっていくということで喜んでいらっしゃるというような声も聞こえてくるところでございますけれども、柏市のようにフレイルチェックを

通して、高齢者自身が自己の状態を客観的に把握することはとても大事だというふうに思っております。高齢者に対して適切な運動療法を行うと、サルコペニア、筋力低下に対しては、高齢者であっても運動療法によってこの筋力が維持されるということが、この一部研究で報告をされております。運動療法は個人に合ったものから始めることが大切でございます。ベッドの上で足の運動を行うことから始まり、椅子に座ったり立ち上がったりを繰り返したり、歩行距離を徐々に延ばしていくように運動強度を調節してまいります。筋力が低下している状態でいきなりこう立ち上がったたり、無理に歩行しようとするとうつ倒れや骨折を起こす危険があります。筋力の衰えを防ぐことはとても大切なことでございます。このサルコペニア、筋肉減少症のことでございますけれども、こちらの対策はこのフレイル予防の重要な柱でございますけれども、このサルコペニアについて少し御説明をしていただいてもよろしいでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） サルコペニアについてでございますが、先ほどから話のありましたフレイルにつきましては、御説明しましたとおり、精神的な問題、社会的な問題のほかには、身体的な問題がありまして、この身体的な問題というものは、筋肉量が低下した状態を経由してフレイルになります。この加齢に伴った筋肉量の低下、それから運動機能の低下、こういった状態をサルコペニアと呼んでおります。すなわちサルコペニアからフレイルに進みますので、サルコペニアをチェックすることはフレイル予防にもつながるといふことであります。サルコペニアというものは、もう少し詳しく申し上げますと、筋肉量の低下、あるいは筋力の低下、それから身体能力の低下ということが起こる症状でございます。これらの事項をチェックいたしまして、サルコペニアであるかどうかを判断するというところでございますので、手足の筋肉量、あるいは握力、それから日常の歩行速度、そういったものを測定するというところで判断をしております。

以上であります。

○17番（荒幡伸一君） 身体の筋力の衰えを注意するのも大切なことでございますけれども、口のこの筋肉の衰えにも注意を促していかなければいけないというふうに思いますけれども、このオーラルフレイルについても御説明をいただいてもよろしいでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） オーラルフレイルについてでございます。オーラルフレイルというものは、プレフレイルと言われるフレイル状態の前段階の状態のうち、特に口腔機能が低下した状態を言うものであります。口から食べ物をこぼす、あるいはものがうまく飲み込めない、滑舌が悪くなるなど、お口に関する軽微な衰えとしてあらわれるものであります。このような軽微な衰えを見逃しますと、全身的な機能低下が進むことから、オーラルフレイルというものの早期発見が重要視されております。

以上であります。

○17番（荒幡伸一君） フレイルになると、この食欲が低下したり疲れやすくなったり痩せてきたり外出がおっくうになったりしますが、6月6日付の公明新聞のコラムにですね、ちょっと紹介をさせていただいたんですけど、「食生活は時代の空気を的確に映し出す。一昔前のホームドラマには、にぎやかに家族で食卓を囲むシーンがよく出てきた。雷おやじが派手にちゃぶ台をひっくり返す場面も懐かしい。二世帯、三世帯同居が当たり前の昭和の一風景である。時は移り、今では家族と一緒に朝食や夕食を取ることを「共食」というそうだ。先月末には、さらなる変化を浮き彫りにする一つのデータが示された。1日の全ての食事を1人で取る「孤食」の日が週の半分を超える人は15.3%。6年前に比べ、5ポイントアップしたとの調査結果である。背景はどこにあるのか。2017年度版「食育白書」によると、単身の高齢世帯の割合がふえているのに加え、夫婦のみなど少数世帯の増加も影響している。時間がすれ違えば、そうなるのだ。もちろん、共食が全てでは

ない。一人で楽しむ食事だっていい。ただ、少し気になることも。」ということで、この「複数回答ではあるが「一人で食べたくないが、一緒に食べる人がいない」と答えた人が、31%を数えたことである。」ということで、「共に食事をする機会が多い人は、「健康的な食品の摂取頻度が高い」という。」こととさせていただきます。

この孤食よりも共食ということとさせていただきますけども、このフレイル予防には食育というのも大事な要素になりますけども、この食に対する注意点についてもお伺いさせていただいてもよろしいでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） フレイル予防につきましては、運動、社会参加とともに栄養、これが重要な要素だと言われております。高齢になりますと、エネルギー消費量が落ち込みまして、食事が低下し、そして食欲が低下となり慢性的な栄養不足の状態となります。これが筋肉量が減少するサルコペニア、フレイルの前段階ですね、こういった状態になりまして、このためにですね、この低栄養状態を避けるということで、食生活における工夫が必要だというふうにと言われております。

低栄養状態を避けるためには、意識的にですね、食生活を豊かなものにする必要があります。エネルギーのもととなる糖質ですとか脂質に加えてですね、血や肉のもととなる良質なたんぱく質、それから体の調子を整えるビタミン、ミネラル、食物繊維、こういったものを意識的に摂取することが必要であると言われております。

以上であります。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。この良質なたんぱく質をとることがポイントだということだと思いますけども、それでは、この柏市のフレイル予防と、この市の介護予防との違いについて教えていただけますでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 柏市はですね、フレイルチェックを通しまして、高齢者自身が自分の状態を客観的に把握して、自覚ある行動のもとにフレイル予防を進めるという、こういう施策をとってございまして、ここに特徴がございます。一方、当市におきましては、東大和元気ゆうゆう体操を製作するとともにですね、介護予防リーダー、それから体操普及推進員を養成いたしまして、地域における住民主体の介護予防活動、これを普及促進させて高齢者の参加を促しております。

柏市の取り組みは、高齢者がフレイル予防に取り組むように自覚を促すというところに力点が置かれておりますけれども、私ども市の取り組みにつきましては、高齢者が気軽に参加できる通いの場、この通いの場づくりに力点が置かれているというところに違いがございます。

以上であります。

○17番（荒幡伸一君） では、次の④の柏市のかしわフレイルサポーター制度に移りますけども、この柏市がフレイル予防を普及させるため導入しました、このかしわフレイル予防サポーターと市の介護予防サポーターとの違いについて教えてください。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） かしわフレイル予防サポーターと、それから当市の介護予防リーダー、これはどちらもですね、自治体が養成した市民ボランティアであります。このうち、かしわフレイル予防サポーターにつきましては、その基本的な活動といたしまして、毎月柏市内で開催されますフレイルチェック講座、こちらの講座でですね、高齢者のフレイルの有無を判定しております。市民による市民のためのフレイルチェックということを実現するために、かしわフレイル予防サポーターというものを導入し、フレイルチェックを専門とした市民ボランティアであるというふうに私どもとしては理解しております。

一方、介護予防リーダーにつきましては、地域に根づいた介護予防活動、これを自主的に行うことを期待し

で養成しております。その活動内容といたしましては、介護予防リーダー自身の裁量に委ねております。現在では東大和元気ゆうゆう体操、こちらを初めとして、サロン活動ですとか、園芸ですとか、歌のひろばといった多様な活動が展開されております。身近な地域で高齢者がですね、気軽に通うことができる通いの場の充実に貢献しているというところでございます。

以上であります。

○17番（荒幡伸一君） 介護予防リーダーの皆さんが一生懸命活動されている姿っていうのをよく見かけるわけでございますけども、素晴らしいなというも感心をさせていただいております。当市でもこのチェックリストやおたっしや21に取り組んでおりますけども、具体的にどのようなものか教えていただけますでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） まずチェックリストでございますけれども、これはですね、介護予防への取り組みが必要な高齢者を早期に発見するために厚生労働省が提案した調査であります。日常生活関連動作、運動機能、栄養状態、口腔機能、閉じこもり、認知症、鬱といったことに関する25項目の質問で構成されております。高齢者の意識づけのために有意義だというふうに私どもは考えておりますので、介護予防の取り組みを必要とする者を判断するために、毎年ですね、このチェックリストを高齢者の方に送付しております。回答内容が所定の要件に合致した場合には、介護予防が必要な者として、その結果をお知らせして、その自覚を促すとともに、介護予防への積極的な取り組みを推奨しております。

もう一つのおたっしや21でございますが、これは東京都の健康長寿医療センターにより考案された21の質問項目からなる調査であります。そのうちですね、握力、それから開眼片足立ち、5メートルの歩行の3項目につきましては、実際に測定いたしまして、身体の状態を把握するものであります。これによりまして、身体虚弱、転倒、軽度の認知症、尿失禁、低栄養の各種のリスクを得点状況から把握することが可能となります。

また、その結果に応じまして、こういったリスクへの対処方法を助言するとともに、積極的な介護予防への取り組みを奨励して、必要に応じて専門職への相談等も御案内をしているということでございます。

以上であります。

○17番（荒幡伸一君） 私も昨年だと思っておりますけども、この健康のつどいでおたっしや21を受けさせていただきましたけども、本当に介護リーダーの皆様が一生懸命やってくさってて、ありがたいなというふうに思った次第でございますけども、このチェックリストやおたっしや21とこの柏市のフレイルチェックとの違いについて教えていただけますでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） チェックリストの目的はですね、介護予防が必要な高齢者の識別であります。ただ、回答内容が所定の要件に該当する高齢者に対しましては、その結果内容を通知いたしまして、市から介護予防の取り組みを御案内しております。

また、おたっしや21につきましては、調査測定の結果を伝えまして、リスク回避のための行動を促すという目的で活用しております。

柏市のほうのフレイルチェックですけれども、やはりですね、測定の結果を伝えまして、日常生活における行動の変容、あるいは柏市の主催するさまざまな介護予防事業への参加を促すことを目的としております。

チェックリスト及びおたっしや21はですね、フレイルチェックと多少の違いがありますけれども、高齢者の自覚を促して介護予防、あるいはフレイル予防に向けた取り組みを促進させる効果があるというところでは、共通のものとして認識しております。

なお、柏市のほうのチェックの種類でございますけれども、これはかしわフレイル予防サポーターによる測

定を要する総合チェックのほかにはですね、自分一人のできる指輪っかテストですとか、あるいは11の質問で構成される簡易なイレブン・チェックなどもあります。柏市の場合にはチェックの種類が豊富であるというところが当市との違いであります。

以上であります。

○17番（荒幡伸一君） 次に、柏市のようにフレイルチェックの結果から、この高齢者の介護予防の取り組みへの自覚を促すことは効果的であるというふうに思いますけれども、当市でも、柏市のようにフレイルチェックを数多く開催することはできませんでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 柏市のホームページによりますと、柏市のフレイルチェックというものは、毎月市内の各地です、柏市の施設等を利用して行われております。当市におきましては、柏市ほどの頻度では行っておりません。仮にですね、柏市のような頻度でおたっしや21などの測定を開催しようとする場合に、相当数の人数が必要であります。市の限られた職員体制におきましては、直営でこういったことを対応をするということは極めて困難というふうに認識しております。

それから、外部委託ということも考えられますけれども、こちら費用がかかりますので、財政上の理由でなかなか採用は難しいだろうという認識でございます。

以上であります。

○17番（荒幡伸一君） かしわフレイル予防サポーター100人超えましたなんていうことも出ておりましたけれども、なかなか当市でやるのは厳しいかなというのは実感しているところではございますけれども、この柏市のフレイル予防のチェック方法から学ぶべきものはたくさんあるかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 柏市におきましては、そのフレイル予防のチェックの方法も種類が複数あります。先ほど御説明いたしましたとおり、指輪っかテストのような、高齢者が自分でいつでも確認できる非常に簡易なテスト方法もあります。一方、当市においては、このような簡易な方法というのは特にございませんし、こういったことを推奨してもいませんでした。最近ですね、当市と関係が深い研究機関であります東京都の健康長寿医療センターでもこの指輪っかテストに言及しております。ですので、私どもとしても、その有用性ですとか普及について研究してまいりたいと考えております。

それからもう一つは、柏市ではフレイルチェックにおきまして、フレイル予防サポーターを活用しております。私どものほうの介護予防リーダー、こちらですね、自主的な活動でございますけれども、まあ柏市ほどの開催頻度は多くないものの、おたっしや21の実施に協力しているという実態がございます。こういった測定におきましては、高齢者がですね、その測定結果から御自分の必要なことを自覚して介護予防に積極的に取り組むという意欲を醸成する非常にいいもので、介護予防の本来の形とも言えると思っておりますので、私どももこういった介護予防リーダーの活用については、柏市の取り組みをさらに研究いたしまして、今後の有益な形につなげてまいりたいと、このように考えております。

以上であります。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。ぜひ前向きに検討していただければというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、⑤正しい歩き方、正しい靴の選び方の普及で健康寿命の延伸についてに移りますけれども、今回正しい歩き方っていうのを取り上げた、この理由がですね、私が高校生のときに勉強ではなくてバレーボールを一生懸命頑張ってきてですね、練習のし過ぎで右膝を悪くしてしまったんですね。当時自転車のこのタイヤのゴム

とかを膝に巻いて無理して練習や試合に出てたわけですけども、それが尾を引いてというか、それで無理がたたってですね、随分日がたってから医者に診てもらったら、足の長さ、バランスが狂ってしまったと、右足のほうが1センチも短くなってしまったんですね。骨盤がちょっとゆがんでしまって、右足は真っすぐなんですけども、左足はこう、ちょっとがに股になってしまうというのが現状でございまして、あるとき左の肩甲骨がすごく痛くなりまして、薬を飲んでも病院に行っても全然治らなかったんです。

もう当時就職をしております、出張先でどうしてもなくてマッサージを呼んだら、たまたまその来てくれた人がカイロの先生でございまして、その先生が立っているいろいろ見てくれたら、あんた足の長さ違うよとか、骨盤がゆがんでいるねということで、歩き方を気をつけなさいというふうに言われたわけです。左足ががに股になっているから、意識して左を内股にして歩いてみなさいって言われて、意識して歩くようにしたんですね。そうしたら2日ぐらいで肩甲骨の痛みがとれたということがございましたので、ちょっと今回取り上げさせていただきますんですけども、このフレイル予防としての運動には各種ありますけども、このウォーキングってというのは手軽で高齢者に適した運動方法だというふうに考えます。

そこで、このウォーキングについてお伺いいたしますけども、ウォーキングにはどのような効果がありますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） ウォーキングによる効果についてでございますけれども、ウォーキングは日常生活の歩きや散歩とは異なり、健康のためにという目的を持って行う歩きとされております。ウォーキングの健康効果は多岐にわたりますけれども、有酸素運動の代表的な運動として挙げられ、主に体脂肪の燃焼や体質改善、生活習慣病予防に効果的な運動とされております。効果の具体的な内容としましては、高血圧の改善、心肺機能の強化、骨の強化、肥満の解消、脂質異常症、動脈硬化の改善、また腰痛の改善のほかリラクスの効果、社会的な効果などが得られるとされております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） それでは、フレイル予防の観点から見まして、このウォーキングの効果などについてお伺いをさせていただきます。

○健康課長（志村明子君） フレイル予防から見たウォーキングの効果でございますけれども、ウォーキングは、比較的簡単に、また安全に行え、また用具も必要としないことから、気軽に始められるという利点がございます。また、習慣的に行うことによって日常生活動作が改善し、生活の質が向上するだけではなく、高齢により筋力が低下するサルコペニアなどの予防や改善にも有効であります。

さらにウォーキングは屋外で行いますことから、人とコミュニケーションをとる機会がふえるなど、社会のつながりをつくることで、ひきこもりや認知機能の低下の防止などの効果が期待できるとされております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） では、ウォーキングはこの高齢者にとっても多くの効果が期待できる運動であることを認識をいたしましたけども、それでは、このフレイル予防の観点から見たウォーキングを行うときの、この注意点などについて教えていただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） フレイル予防としてウォーキングを行うときの注意点についてでございますけれども、高齢の方は筋力の低下や関節可動域の低下が進行している場合が多いため、その方の健康状態や体力を考慮して無理のないペースで行うことが大切とされております。

また、ウォーキングは、同じ動作を繰り返す運動のために、正しい姿勢で行わないとかえって体の一部に負

担をかけることがあります。また、内服している薬の種類によっては脱水を起こしやすくなるなど、そういうことがあるため、薬の副作用を理解して行うなどの必要があります。こういったことを踏まえ、高齢の方は特に安全に、また無理なく楽しく行うことが大切とされております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ウォーキングも正しい知識と方法で行うことが大切であるというのを理解いたしましたけども、公民館においては、このウォーキングの正しい方法についての講座を実施しているというふうに伺いましたけども、その詳細について教えていただけますでしょうか。

○中央公民館長（尾又恵子君） 公民館の講座につきましては、平成29年度に蔵敷公民館の成人体験講座「江戸の大名屋敷今昔物語」を9月から11月の中で4回実施しました。この講座の第1回目では、ウォーキングの基礎知識を取り上げました。4回で延べ83人が参加し、講座修了後には自主グループが立ち上がり、現在も活動しております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） この講座に関しては、私もお声をかけていただきまして、楽しみにしていたんですけども、ちょっと予定が入ってしまって伺うことはできなかったんですけども、正しいウォーキング講座についての今後の取り組みの予定について、わかりましたら教えていただけますでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 公民館におけますウォーキングに関する講座についてでございますが、この内容につきましては、市民の皆様からの関心も高く、また自主グループの立ち上げが期待できますことから、今後健康づくりの講座の一環としまして、同様の講座を開催する方向で検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。ぜひ楽しみにしておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、この項目最後の質問となりますけども、ウォーキングは、この運動効果のほか、さまざまな健康効果があり、気軽に取り組める身近な運動でもあります。生活習慣病の予防にとどまらず、フレイル予防にも大いに効果があることを改めて認識をいたしました。

最後に、国は、健康づくりのための身体活動指針でプラス10として、生活活動や運動を10分ふやすことで、体や心や高齢期の健康を促進することを進めております。このプラス10の呼びかけを高齢者に対して重点的に行うことでフレイル予防、介護予防、また健康寿命の延伸の促進が図れると考えますけども、ぜひこの健康づくりウォーキングマップの活用においても、このプラス10を進めていただきたいと思いますけども、いかがでしょうか。

○福祉部長（田口茂夫君） 今議員のほうからもお話がありましたとおり、市といたしまして、平成29年度、昨年度ですね、健康ウォーキングマップを作成いたしまして、市民の皆様にご配布等をさせていただきまして、御活用いただいているところでございます。また、評価もなかなか高いものをいただいております。今後ウォーキングが健康増進に効果があること、また市民の皆様にご広く知っていただくこと、市内の見どころですとか自然をめぐるコース、また楽しく無理なくということですね、ウォーキングをしていただくことが大変重要かというふうに思っております。

ウォーキングの仕方につきましては、さまざまな手法等もございまして、ふだんの歩く幅よりも1足ほど大きく歩くというふうな話もございまして、今議員からお話があったプラス10というふうな動きもございまして、結

果的には正しいウォーキングをしていただくということが大変重要かというふうに思っております。そういったことが健康寿命の延伸ですとか、健康な生活を送っていただくことの筋力をつけるということにも一助になるというふうには考えております。こういったことで、今議員からお話がありましたプラス10ということも含めましてですね、市といたしましてもウォーキングの普及を図ってまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） 歩き方によっては、このフレイル予防に限らず現代病を予防する歩き方やばけないための歩き方っていうのもあるようでございますので、また次の機会に取り上げたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、2番、高齢化が進む社会への対応に移ります。

①行政で可能な終活支援ですけども、終活というどうしても敬遠してしまう課題でございますけども、先ほども壇上で述べましたように、終活とは残りの人生をどのように生きていきたいかという望みを形にし、人生の終わりに向けて前向きにこの準備をすることで、今をよりよく生きていくための活動であります。

それでは、最初に終活とは具体的にどのような活動が考えられますでしょうか。

○福祉部副参事（原 里美君） 終活の内容についてでございますが、具体的には、遺言書を書く、死後納骨する墓などを決めておく、自分史や財産、葬儀の内容などをエンディングノートなどに記しておくなどのほか、終末期の治療やケアの希望を関係者で共有しておくというアドバンス・ケア・プランニングなどが挙げられます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） それでは、終活のメリットはどのように捉えていらっしゃいますでしょうか。

○福祉部副参事（原 里美君） 終活の主なメリットといたしましては、自分の意思が家族に伝わり老後の生活が前向きになる。死に際してある程度自分で把握できることで、残りの時間を有効に活用できるようになり生活が充実する。遺産相続のトラブルを回避することができると言われております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） では、先ほど市長の御答弁で、平成29年度にアドバンス・ケア・プランニングについて検討したとのことでしたが、アドバンス・ケア・プランニングのこの意義と目的について教えていただけますでしょうか。

○福祉部副参事（原 里美君） アドバンス・ケア・プランニングですが、終末期においては多くの方が意思決定が不可能になると言われており、そのような局面に患者のかわりに難しい判断をする場合、家族などの負担が重くなると言われております。そこで、意思決定が可能な元気なうちに、万が一のときに備えてどんな治療やケアを受けたいか、受けたくないかや本人の意思、価値観などについて自分自身で考え、家族や医療従事者などと話し合い、その結果を記録しケアにかかわる方の中で共有するものでございます。そうすることで、より患者本人の意向が尊重されたケアが行われ、御本人と御家族などの満足度が向上し、御家族などの不安や抑鬱などが減少すると言われております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） では、アドバンス・ケア・プランニングは、実際にどのくらい行われているのか、教えていただけますでしょうか。

○福祉部副参事（原 里美君） 少し古い資料になりますが、2014年の厚生労働省人生の最終段階における医療

に関する意識調査によりますと、終末期の治療やケアについて、家族と詳しく話し合ったことのある方の割合は3%になっています。また、自分の終末期の治療やケアの希望について、あらかじめ書面に記載しておくことに賛成の方の割合は約70%ですが、そのうち実際に意思表示の書面を作成している方の割合は約3%で、大変少ないという結果になっています。

以上でございます。

- 17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。3%というのはかなり少ないような気がいたしますけども、実際にその場になると書けないようでございます。

この私の知り合いがですね、がんを再発して入院したときに、エンディングノートを書こうと思って広げたいんですけども、やはり何も書けずにしまってしまったということをおっしゃっていました。手術が無事に終わって家に帰ってから、改めてこのエンディングノートを書いたというふうにおっしゃっていました。

今後、このアドバンス・ケア・プランニングの普及啓発はどのような方法で行う予定なのか、教えていただけますでしょうか。

- 福祉部副参事（原 里美君） アドバンス・ケア・プランニングの普及啓発でございますが、高齢者のサロン活動や介護予防自主グループの活動、老人クラブの集まりなどに訪問して、チラシ配布や希望者への説明を行いまして、普及啓発をする予定でございます。

以上でございます。

- 17番（荒幡伸一君） それでは、次②の横須賀エンディングプラン・サポート事業に移りますけども、今後ますます独居の高齢者がふえていくというふうに思いますけども、横須賀市エンディングプラン・サポート事業を実施する場合ですね、どんな課題があると考えていらっしゃいますでしょうか。

- 福祉部副参事（原 里美君） エンディングプラン・サポート事業を実施する場合の課題でございますが、まず1つ目には、同様または類似した内容で葬儀業者が行っている事業がある場合、民間業者を圧迫するおそれがあることが挙げられます。

2つ目には、事業の利用者が緊急入院をしたり、出先で亡くなられた場合の市の把握方法が挙げられます。

3つ目には、対象になるとされる方への事業内容の周知が挙げられます。

以上でございます。

- 17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。この横須賀市のエンディングプラン・サポートについて少し御説明をさせていただきたいんですけども、この横須賀市では15年の7月から原則として預貯金が225万円以下、土地と家屋を合わせた固定資産評価額が500万円以下、年金などの月収が18万円以下で頼れる親族がいないひとり暮らしの高齢者を対象にしたエンディングプラン・サポート事業を開始したということです。

この事業は、市役所の職員が葬儀や墓などに関する本人の希望を事前に聞き取り、葬儀社と生前契約を結ぶ仕組みで、葬儀と納骨に係る費用は、生活保護の葬祭扶助基準の20万6,000円以内におさめる。発案したのは生活保護の担当部署で、生活保護を受けていても30万円前後を葬儀代として残していることが多いようでございます。ところが、これまでは本人から請け負っていない、この役所はそのお金を使わず、親戚も30万円程度では引き受けない、結局葬儀も墓も市の税金を充てていたが、せつかく故人が貯金しているのだから、自腹でやってもらえれば税金も抑えられ、葬祭扶助費を使う必要もなくなるということでございます。最近はこのひとり暮らし高齢者の全世帯に広げようという話があるようでございます。

この税金も抑えられて葬祭扶助費を使う必要もなくなるわけでございますけども、その点についてはどのよ

うにお考えになりますでしょうか。

○福祉部長（田口茂夫君） 一般財源等を投下しない事業ということで、大変私どもとしても今回を契機にですね、少し内容を調べさせていただいております。そういったことで、ただ1つ大きな課題があるかなというのは、事前にその20万なり30万なりを事業者さんのほうにお支払いをしてしまった場合の後の問題として、事業者さんが仮に倒産等々した場合の、そういった問題が1つ大きな問題として残っているかなと。その辺をまだ横須賀市さんのほうには直接伺ったわけではありませので、その辺の対処方法、またその辺の資金管理の問題ですとか、先ほど担当副参事のほうからお話がありました課題等のですね、取り組みを少し解決しなければいけない点はあろうかと思えます。

また、民間事業者さんとの個人との契約みたいな形になるのかなというふうにも思っておりますので、そこから辺の内容等をより詳細に詰める必要があるかなというふうには思っております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。ぜひこちらも前向きに進めていただければというふうに思います。

次に、③のオリジナルエンディングノートの作成に移りますけども、このオリジナルエンディングノートを作成している自治体というのはどのぐらいありますか。

○福祉部副参事（原 里美君） 東京都内では、府中市、狛江市が作成しております、そのほか全国10市で作成、配布していることが確認できております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） 市販されているエンディングノートよりも簡単に書けるような内容になっているようでございますけども、具体的にどんな内容を記入するのか、わかりましたら教えてください。

○福祉部副参事（原 里美君） エンディングノートに記入する内容でございますが、一例になりますが、府中市で配布しているエンディングノートでは、自分のプロフィールや今までの思い出を記入するページ、あと介護や治療の内容、葬儀、遺言、ペットについて記入するページ、あと財産に関することについて記入するページ、大切な人へのメッセージを記入するページなどがあるということでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） 先ほどの市長の御答弁では、調査研究をしていくとのことでしたが、こちらのオリジナルのエンディングノートも期待をさせていただいて、次の④に移りたいというふうに思います。

現在のところ、関連企業や施設との連携は行っていないとのことでしたが、終活関連企業ってというのはどのような企業がございませうでしょうか。

○福祉部副参事（原 里美君） 終活関連企業には、まず葬儀会社、生花業者、仏壇仏具店などが挙げられます。

また、最近では終活関連サービスに参入している介護業者などもあり、亡くなられた方を晩年介護していた業者が、湯かんの支援や葬儀やお別れ会のプロデュースなどを行っているようでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。施設とは今後の連携ができてくるのかなというふうに思うところでございますけども、この介護報酬の改定によりまして、このみとり介護加算が拡充されましたけども、みとり介護加算について少し教えていただけますでしょうか。

○福祉部副参事（原 里美君） 介護報酬におけるみとり介護加算とは、回復の見込みのない施設入所者に対し、

算定要件を満たした施設が多職種の方で連携してみとりをを行った場合に算定する加算でございます。加算の対象となる施設は、特別養護老人ホーム、グループホーム、特定入所者入居者生活介護ですが、加算の要件は、複数の配置医師が連携し、24時間対応ができる体制があること、みとりに関する指針を定め、施設入所の際に入所者とその家族の方などに指針の内容を説明し同意を得ることや、職員研修を行うことなどがございます。今後入所者の高齢化に伴い、施設でのみとりがふえていくことが予想されます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） では、介護施設でのみとりはですね、実際どれぐらい行われていますでしょうか。

○福祉部副参事（原 里美君） 平成28年の厚生労働省人口動態調査の死亡数、死亡の場所についての調査によりますと、特別養護老人ホームなどの介護施設で亡くなられた方の人数と割合になりますが、東大和市は91人で総死亡数の12.3%、東京都は9,612人で総死亡数の8.5%、全国では12万780人で総死亡数の9.2%となっております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） それでは、在宅でのみとりについては教えていただけますでしょうか。

○福祉部副参事（原 里美君） 先ほどの人口動態調査、平成28年ですが、自宅で亡くなられた方の人数と割合でございます。東大和市は120人で総死亡数の16.2%、東京都は1万9,840人で総死亡数の17.5%、全国では16万9,400人で総死亡数の13%となっておりますが、死亡の場所が自宅の場合、高齢者に限らず突然死のようなケースも含まれていると思われまので、あくまで参考ということになります。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） 平成28年度では、この在宅で亡くなられた方のほうが当市は多かったということがございます。

それでは、この項目最後の質問となりますけれども、終活やみとりを支援する事業は、必要かつ重要であるというふうに考えますけれども、東大和市でぜひ実施してほしいと思いますけれども、この点についていかがでしょうか。

○福祉部長（田口茂夫君） 現在の日本国内におきましては、超高齢化社会、これを超えているような状況でもございます。当市におきましても、大変高齢化率が高くなってきておりまして、そういったことからお亡くなりになる方が今後ふえていくだろうというふうにも言われております。そういったことで、また一方、家族関係の希薄化ですとか貧困を背景にですね、身内でみとられないような状況でお亡くなりになる方もふえてきているという状況でございます。このようなことから、みずから死について向き合っていただく、またはその死後の状態をどうしていくのか、また病気になった場合にどうしていくのかということを事前にそういったこと、決めていくということは大変重要なことかなと、またこれからの時代必要になってくるのかなというふうにも思っております。終活の一つとしまして、医療・介護連携で行っております部会のほうでもですね、アドバンス・ケア・プランニングということで、昨年度から少し検討を加えてきております。こういったことで、今御紹介のありましたエンディングプラン・サポート事業ですとか、このノートの作成などにつきましても、大変今後の状況からすると検討に値するかなというふうにも思っております。

いずれにしてもですね、現在の状況からしますと、施設から在宅へというふうな動きも、大変そういった動きも見られてきておりますので、今後在宅でのみとりにつきましても、医療ですとか介護の連携、訪問医療、介護の充実、こういったところも必要になってくるというふうに思っております。また、相談等も必要か

なというふうに思いますので、こういったことをさらに研究、検討を進めていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） 期待をしておりますので、よろしく願いをいたします。

じゃ、3番の患者の状態に応じた適切な医療提供についてでございますけれども、本市にはこの転院支援や退院支援というのはないということでございますけれども、私のところには転院先の病院を探してほしいとか、紹介してほしいというような相談が来るわけでございますけれども、そのような問い合わせというのは来ることはございますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 市に転院や退院についての御相談でございますけれども、数としては把握をしてはございませんけれども、もしそのような問い合わせがあった場合には、保健所と、また地域包括ケア支援センターと、また市内の地域支援病院等を御紹介するようなこととしております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） わかりました。この転院支援情報システムですけれども、これは東京都の管理運営となっておりまして、入退院や転院はこの医療機関との間での連携となることは承知をしているところでございますけれども、当市で何か取り組むことってというのはできませんでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 当市におきましては、この転院支援情報システムが一部機能となっております東京都医療機関案内サービス（ひまわり）について、公式ホームページで掲載のほうをさせていただいております。具体的に市民の皆様が休日も含めまして、医療機関をお探しのときに使うための検索システムでございます。

一方、この転院支援情報システムにつきましては、実際今入院されている方がどちらの病院に行くかといったようなものに関して、登録パスワードを与えられております医療機関等が使えるシステムとなっております。そのようなため、特に今の時点では、市でこの転院支援情報システムに関して具体的に広報等する予定はございませんけれども、一般的な市民の皆様が使えるように東京都医療機関案内サービス（ひまわり）についての情報提供については、引き続きわかりやすくなるように工夫等してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） 市の公式ホームページの医療機関案内のページに、このリンクを張って情報提供していただいているということでございますので、一人でも多くの市民がこのシステムで転院ができることを期待しております。この項は以上で終わりたいと思います。

最後の4番目でございます。東大和の方言の保存についてでございますけれども、今回取り上げさせていただいたきっかけはですね、ことしの3月18日に瑞穂町郷土資料館で行われた、このタイトルが「みずほ弁 ちっとなべえ～ よかんべえ」、そしてサブタイトルが「瑞穂と多摩地域の方言の特徴」という講演会が開催された模様が新聞に掲載されたからでございます。

私が子供のころよく聞いていた大和弁はだんだんと耳にしなくなり、大和弁をしゃべる人、大和弁を知っている人、大和弁を聞いたことがある人が少なくなっているのが現状でございます。月日が流れれば流れるほど大和弁は忘れ去られていくおそれがあります。地域に誇りを持ち地域を大事にしていこうとするならば、ここに住む土地の言葉を大事にしていこうという環境がなければ、なまりや方言はいつか消えてしまうのではないかというふうに思うわけでございます。

そこで、この①の在来方言の地域資源としての利用についてでございますけれども、市長の御答弁で、うまか

んべえ～祭の名称もその一例であるとのことでしたけども、うまかんべえの言葉の由来について教えていただけますでしょうか。

○社会教育課長（佐伯芳幸君） うまかんべえの言葉の由来でございますが、うまかんべえとは、おもてなしの意味を含んだ言葉として使われております。自慢の料理を勧め、おいしいからどうぞ召し上がれという意味ということでもあります。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。そういう意味があったというわけでございます。

うまかんべえ以外にも商店や飲食店などの入り口で目にする「よってかっしゃい」という黄色いペナント、これは商工会で作成したものでございますけども、またこの青梅信用金庫のキャッチフレーズで「地域で一番のめっこい信用金庫」と書かれたのぼりなど、気をつけて見ると意外とこの地域資源として利用されているものが多くあるものでございます。

では、この当市で使われている方言として、ほかにどんな言葉がありますでしょうか。

○社会教育課長（佐伯芳幸君） 東大和市内だけで使われている言葉については、多摩地域でも同じ意味で使われている言葉がたくさんあると認識しております。市が平成5年に発行いたしました「今はむかし大和村」という本の中では、例として、「ちっとんべえ」とか「ひとつぱしり」「いいかげんぶし」などが方言が紹介されております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） 「いいかげんぶし」などは久しぶりに聞いた言葉でございますけども、両親がよく使っていたかなあつていうのを思い出しました。ほかにも昔よく聞いた言葉がですね、「あんちゅうだよ」とか、何ていうことだろうという意味なんですけども、「へだらこくでねえ」とかですね、でたらめ言ってんじゃねえっていうようなことでございますけども、たくさん思い出すわけでございます。これまで当市において在来方言の保存について検討したことはございますでしょうか。

○社会教育課長（佐伯芳幸君） 過去に在来方言の保存について検討したことがあるかということでございますが、昭和51年に市内の有志による呼びかけで東大和の方言を語る会が開催され、東大和市で古くから使われてきた方言と思われる言葉を集めて、東大和の方言集の作成に向けて話し合いが行われたということがあると聞いております。しかし、その後の経過や成果物については確認ができておりません。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） それはちょっと残念なことでございますけども、そのときの資料があれば東大和市の財産になっていたんじゃないかなというふうに思うわけでございます。ほかにこの当市で方言に関するような資料というのはございますでしょうか。

○社会教育課長（佐伯芳幸君） 方言に関する資料についてでございますが、先ほど御紹介しました「今はむかし大和村」という本がございまして、資料の内容は、著者が当時方言を認識した言葉をその場で書きとめたものとなっております。具体例としましては、農業をしている方から聞いた方言として、サツマ苗を育てている時期に「よいおしめりでしたね、農家にとってはこたえられない雨です」などと、当時のやりとりが記載されております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。今度この今御説明いただきました「今はむかし大和村」をち

よつと読ませていただきたいなというふうに思いますけども。

では、②の在来方言の保存に向けた他自治体の取り組みと当市の現状に移りますけども、先日瑞穂町の町役場と郷土資料館に伺って話を聞いてまいりましたけども、この市長の御答弁にありました、この「瑞穂の方言」という冊子はどのようなものか紹介をしていただいてもよろしいでしょうか。

○社会教育課長（佐伯芳幸君） 「瑞穂の方言」についてであります。方言が失われることは、その土地、住む人、町民の伝統的な文化が失われてしまうことであるという考えに基づき、文化財保護審議会委員が中心となり、昭和57年3月に冊子を発行したと伺っております。主な内容としましては、瑞穂で語り継がれてきた方言とその意味、実際の使用例、動物、植物、昆虫等の呼び名、絵などが記載されております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。そのほかにも、この瑞穂町図書館のホームページには、瑞穂町を紹介する地域資料の中に瑞穂の方言も掲載をされておりますけども、そこには言葉の意味と具体的な使用例として、当時の発音でこの瑞穂の方言が音としても残されておりますけども、このことについても御承知であれば教えていただけますでしょうか。

○社会教育課長（佐伯芳幸君） 瑞穂町図書館のホームページでも紹介されております瑞穂の方言などの内容につきましては、瑞穂の方言がその意味とともに音声で読み上げられる仕組みとなっております。また、作成に携わった担当者からは、音声案内について、視覚障害者のために本の朗読をされているボランティア団体の方々に御協力をいただき作成したと伺っております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） この音声による瑞穂の方言が、いつからこのホームページで公開されたのか、わかりましたら教えてください。

○社会教育課長（佐伯芳幸君） 瑞穂町教育委員会では、平成30年3月18日から地元の方言瑞穂弁を記録した音声を図書館ホームページで公開したとのことであります。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） 最初に私が今回取り上げさせていただいたきっかけになった、この3月の18日でございますけども、この「みずほ弁 ちっとんべえ～ よかんべえ」の講演会を行った日から音声でも聞けるようになったというわけでございます。この瑞穂町では、図書館振興財団の補助金を活用して、このホームページを音声による瑞穂の方言をつくったということでもございましたけども、当市でも同じような取り組みはできませんでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 瑞穂町におきましては、今議員が言われましたとおり、平成29年度に公益財団法人図書館振興財団による、見て・聞いて・楽しんで 体験型地域資料活用事業助成金、こちらを活用して、この音で聞く方言を作成したと伺っております。当市の場合には、この方言をまずまとめた資料が余りそろっていないということもありますので、まずは方言の収集から始めなければならないと思っております。そういうことからですね、そのため方言の保存の取り組みにつきましては、今後の課題とさせていただきたいと思っております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） この当市でも大和弁を知る人が少なくなるわけでもございますので、ぜひ前向きによりしくお願いをしたいと思います。

また、この瑞穂町だけではなくて、立川市や武蔵野市でも在来方言を残しておりますので、参考にさせていただければというふうに思います。

それでは、最後に③学校生活における方言教育の現状と課題について、移りますけれども、市内小中学校における方言教育の現状について、もう少し詳細に教えていただいてもよろしいでしょうか。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 先ほど教育長のほうもお話しさせていただきましたが、小中学校ともですね、国語科において方言の指導が位置づいております。小学校におきましては、国語の教科書第5学年のものでございますけれども、例えばかくれんぼや鬼ごっこなどの呼称や、柿のアクセントなどを取り上げて、方言と共通語の違いを理解するという内容でございます。

続いて、中学校においては第2学年の教科書で、言葉の発見という単元において取り上げられておまして、こちらは場面に応じた使い分け方やアクセントについてですね、方言と共通語の役割を理解する、そういった内容でございます。

なお、小中学校ともですね、在来方言については授業の中では指導していないというのが現状でございます。以上でございます。

○**17番（荒幡伸一君）** ありがとうございます。教材がないとなかなか難しいということだと思いますけれども、まずはこの環境が整うようによろしくお願いをしたいと思いますけれども、次には、この2009年、国連教育科学文化機関ユネスコでは、国内でアイヌ語や八丈島の方言など8言語、方言が消滅の危機にあると認定をいたしましたけれども、在来方言について取り組んでいる他の自治体がありましたら、教えていただけますでしょうか。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 在来方言について取り組んでいる他地区の状況について調べましたところ、八丈町教育委員会が作成している八丈方言カリキュラムを小中学校で行っている例がございました。こちらのほうは、八丈方言を知り伝える活動を主に総合的な活動の時間において小学校、中学校9年間を通して、各学年3時間行うカリキュラムでございます。

以上でございます。

○**17番（荒幡伸一君）** では、この在来方言を教育に取り入れることのメリットについて教えていただけますでしょうか。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** こうした事例を見ますと、在来方言を学習活動に取り入れるメリットとしては、やはり郷土を愛する心を育むと、こういったことにつながるのではないかと考えております。

以上でございます。

○**17番（荒幡伸一君）** 先ほどもこの壇上で述べさせていただきましたけれども、この方言の否定は地方の文化や習慣の否定にほかなりません。そして方言は心のふるさとであるとともに、それぞれの土地独特の昔からの生活文化の反映であるというふうに考えます。

それでは、今後在来方言を市内の小中学校で取り組む予定などがありましたら教えていただけますでしょうか。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 在来方言の学校教育における扱いにつきましては、社会教育とも連携をしたり、また他地区の取り組み状況について情報収集しながら、必要に応じて学校に情報提供するなどしてですね、各学校が工夫して取り入れられるように、こちらとしても進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） なかなかこの授業のカリキュラムに取り入れるのは難しいかもしれませんが、先ほど御紹介をいただきました「今はむかし大和村」などを教材にして、道徳公開講座として、この在来方言の教育を取り入れるようなことはできませんでしょうか。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 道徳授業地区公開講座につきましては、この実施内容、方法等について、学校が工夫してですね、計画実施していくものでございます。こうしたことから、条件がそろいましたら、例えば学習の狙いであるとか、学校の実態、教材等、そういった条件がそろえばですね、実施は可能はものであるというふうに考えております。特に道徳の時間におきましては、郷土愛という学習内容において、取り組むことなども考えられるかというふうに思います。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。ぜひ前向きに進めていただきたいというふうに思います。

この方言は、人々の生活から生まれ、生活に根差して語られ、そして親から子、子から孫へと継承されてきました。方言には住民の人情があります。在来方言が失われることは、その土地、住む人、市民の伝統的な文化を失うこととなります。大和弁を知っている人が一人でも多く協力していただけるうちに、この東大和の方言の作成の要望をいたします。

また、市制50周年を記念して、この子供たちに協力してもらってですね、在来方言のかるたを作成するのも楽しいかというふうに思いますので、御検討いただければというふうに思います。

以上で私の一般質問は終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で荒幡伸一議員の一般質問は終了いたしました。

お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時55分 延会